

改正後	現 行
<p><u>生活又は社会生活を営むための身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等についての相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして身体機能又は生活能力の向上のための訓練を実施し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定すること。</u></p> <p>(六) 届出等</p> <p><u>当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があること。</u></p> <p><u>また、当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、都道府県知事から求めがあった場合には、提出しなければならない。</u></p> <p>④ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第10の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p>⑤ <u>高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第10の2の2の高次脳機能障害者支援体制加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</u></p> <p>⑥ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第10の3の初期加算については、2の(6)の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑦ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第10の4の欠席時対応加算については、2の(6)の⑩の規定を準用する。</p>	<p>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第10の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第10の3の初期加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑤ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第10の4の欠席時対応加算については、2の(6)の⑨の規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p>⑧ リハビリテーション加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 10 の 4 の 2 のリハビリテーション加算については、利用者ごとに個別のリハビリテーションを行った場合に算定するものであるが、原則として利用者全員に対して実施すべきものであること。</p> <p>(二) 2の(6)の⑫の規定は、自立訓練(機能訓練)に係るリハビリテーション加算について準用する。<u>ただし、(三)のイのリハビリテーション実施計画の作成の頻度は、自立訓練(機能訓練)においては、概ね2週間以内及び3月ごととすること。</u></p> <p>(三) <u>リハビリテーション加算(Ⅰ)の算定における利用者の生活機能の改善状況等の評価については、「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成 21 年 3 月 31 日障障発第 0331003 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)に基づき実施し、その評価結果を公表していること。</u></p> <p>⑨ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 5 の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑭の規定を準用する。</p> <p>⑩ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 6 の食事提供体制加算については、2の(6)の⑭の規定を準用する。</p> <p>⑪ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 7 の送迎加算については、2の(6)の⑯の(一)から(五)までの規定を準用する。</p>	<p>⑥ リハビリテーション加算の取扱いについて</p> <p>ア 報酬告示第 10 の 4 の 2 のリハビリテーション加算については、利用者ごとに個別のリハビリテーションを行った場合に算定するものであるが、原則として利用者全員に対して実施すべきものであること。</p> <p>イ 2の(6)の⑪の規定は、自立訓練(機能訓練)に係るリハビリテーション加算について準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑦ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 5 の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑧ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 6 の食事提供体制加算については、2の(6)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑨ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 7 の送迎加算については、2の(6)の⑮の(一)から(五)までの規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p>⑫ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 8 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑬ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 8 の 2 の社会生活支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件 医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから 3 年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3 年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練(機能訓練)事業所等を利用することになった者をいうものである。</p> <p>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後 3 年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練(機能訓練)等を利用することになった場合、指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始してから 3 年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p> <p>(二) 施設要件 加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に</p>	<p>⑩ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 8 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の⑭の規定を準用する。</p> <p>⑪ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 8 の 2 の社会生活支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件 医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから 3 年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3 年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練(機能訓練)事業所等を利用することになった者をいうものである。</p> <p>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後 3 年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練(機能訓練)等を利用することになった場合、指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始してから 3 年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p> <p>(二) 施設要件 加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に</p>

改正後	現行
<p>対して適切な支援を行うことが可能であること。</p> <p>なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。</p> <p>また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。</p> <p>(三) 支援内容</p> <p>加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた、自立訓練(機能訓練)計画等の作成</p> <p>イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等</p> <p>ウ 日常生活や人間関係に関する助言</p> <p>エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援</p>	<p>対して適切な支援を行うことが可能であること。</p> <p>なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。</p> <p>また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。</p> <p>(三) 支援内容</p> <p>加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた、自立訓練(機能訓練)計画等の作成</p> <p>イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等</p> <p>ウ 日常生活や人間関係に関する助言</p> <p>エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援</p>

改正後	現行
<p>オ 日中活動の場における緊急時の対応 カ その他必要な支援</p> <p>⑭ 就労移行支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 8 の 3 の就労移行支援体制加算については、2 の(6)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑮ <u>緊急時受入加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 10 の 8 の 4 の緊急時受入加算については、2 の(6)の⑳の規定を準用する。</u></p> <p>⑯ <u>集中的支援加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 10 の 8 の 5 の集中的支援加算については、2 の(5)の㉑の規定を準用する。</u></p> <p>⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 9、10 及び 11 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の㉒の規定を準用する。</p> <p>(2) 生活訓練サービス費</p> <p>① 生活訓練サービス費の区分について</p> <p>(一) 生活訓練サービス費(Ⅰ)については、利用者を通所させて自立訓練(生活訓練)を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定する。</p> <p>(二) 生活訓練サービス費(Ⅱ)については、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定する</p>	<p>オ 日中活動の場における緊急時の対応 カ その他必要な支援</p> <p>⑫ 就労移行支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 8 の 3 の就労移行支援体制加算については、2 の(6)の⑰の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑬ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 9、10 及び 11 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の㉓の規定を準用する。</p> <p>(2) 生活訓練サービス費</p> <p>① 生活訓練サービス費の区分について</p> <p>(一) 生活訓練サービス費(Ⅰ)については、利用者を通所させて自立訓練(生活訓練)を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定する。</p> <p>(二) 生活訓練サービス費(Ⅱ)については、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定する</p>

改正後	現行
<p>ことができるものとする。なお、「居宅を訪問して自立訓練(生活訓練)を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <p>ア 日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助</p> <p>ウ 地域生活のルール、マナーに関する相談援助</p> <p>エ 交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する訓練及び相談援助</p> <p>オ その他必要な支援</p> <p>また、ここでいう「居宅」とは、指定共同生活援助事業所等における共同生活住居は含まれないものであるが、エのうち、共同生活住居外で実施する訓練については、指定共同生活援助等の利用者であっても対象となるものとする。</p> <p>(三) 「視覚障害者に対する専門的訓練」については、3の(1)の(三)の規定を準用する。</p> <p>(四) 生活訓練サービス費(Ⅲ)及び生活訓練サービス費(Ⅳ)については、日中、一般就労又は障害福祉サービスを利用する者を対象者として想定しており、具体的には、特別支援学校を卒業して就職した者、障害者支援施設又は日中の自立訓練(生活訓練)において一定期間訓練を行ってきた者等に対して、指定宿泊型自立訓練を行った場合に算定する。生活訓練サービス費(Ⅳ)については、長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していた者はもとより、長期間のひきこもり等により社</p>	<p>ことができるものとする。なお、「居宅を訪問して自立訓練(生活訓練)を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <p>ア 日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助</p> <p>ウ 地域生活のルール、マナーに関する相談援助</p> <p>エ 交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する訓練及び相談援助</p> <p>オ その他必要な支援</p> <p>また、ここでいう「居宅」とは、指定共同生活援助事業所等における共同生活住居は含まれないものであるが、エのうち、共同生活住居外で実施する訓練については、指定共同生活援助等の利用者であっても対象となるものとする。</p> <p>(三) 「視覚障害者に対する専門的訓練」については、3の(1)の(三)の規定を準用する。</p> <p>(四) 生活訓練サービス費(Ⅲ)及び生活訓練サービス費(Ⅳ)については、日中、一般就労又は障害福祉サービスを利用する者を対象者として想定しており、具体的には、特別支援学校を卒業して就職した者、障害者支援施設又は日中の自立訓練(生活訓練)において一定期間訓練を行ってきた者等に対して、指定宿泊型自立訓練を行った場合に算定する。生活訓練サービス費(Ⅳ)については、長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していた者はもとより、長期間のひきこもり等により社</p>

改正後	現 行
<p>会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者など2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者等についても算定対象となるものとする。</p> <p>なお、指定宿泊型自立訓練を利用している日に、日中、外部又は同一敷地内の障害福祉サービス等を利用した場合は、生活訓練サービス費(Ⅲ)又は生活訓練サービス費(Ⅳ)と当該障害福祉サービスの報酬いずれも算定できる。</p> <p>(五) 共生型生活訓練サービス費については、利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所である共生型自立訓練(生活訓練)事業所に通所させて、自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(六) 共生型自立訓練(生活訓練)事業所にサービス管理責任者を1名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合については、所定単位数を加算する。</p> <p>なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議</p>	<p>会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者など2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者等についても算定対象となるものとする。</p> <p>なお、指定宿泊型自立訓練を利用している日に、日中、外部又は同一敷地内の障害福祉サービス等を利用した場合は、生活訓練サービス費(Ⅲ)又は生活訓練サービス費(Ⅳ)と当該障害福祉サービスの報酬いずれも算定できる。</p> <p>(五) 共生型生活訓練サービス費については、<u>次のいずれかに該当する</u>利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所である共生型自立訓練(生活訓練)事業所に通所させて、自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定する。</p> <p><u>ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの</u></p> <p><u>イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの</u></p> <p>(六) 共生型自立訓練(生活訓練)事業所にサービス管理責任者を1名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合については、所定単位数を加算する。</p> <p>なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議</p>

改正後	現行
<p>会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</p> <p>(七) 基準該当生活訓練サービス費については、利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に通所させて、自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>② 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 1 の 2 の福祉専門職員配置等加算については、2 の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>③ 地域移行支援体制強化加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 1 の 3 の地域移行支援体制強化加算については、指定宿泊型自立訓練の利用者の数を 15 で除して得た数以上の地域移行支援員を配置しており、当該地域移行支援員のうち 1 人以上が常勤で配置されている事業所について算定するものであるが、当該地域移行支援員については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア 利用者が地域生活への移行後に入居する住まいや利用可能な福祉サービス等に関する情報提供</p> <p>イ 共同生活援助等の体験的な利用を行うための連絡調整</p>	<p>会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</p> <p>(七) 基準該当生活訓練サービス費については、<u>次のいずれかに該当する</u>利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に通所させて、自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定する。</p> <p><u>ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの</u></p> <p><u>イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの</u></p> <p>② 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 1 の 2 の福祉専門職員配置等加算については、2 の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>③ 地域移行支援体制強化加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 1 の 3 の地域移行支援体制強化加算については、指定宿泊型自立訓練の利用者の数を 15 で除して得た数以上の地域移行支援員を配置しており、当該地域移行支援員のうち 1 人以上が常勤で配置されている事業所について算定するものであるが、当該地域移行支援員については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア 利用者が地域生活への移行後に入居する住まいや利用可能な福祉サービス等に関する情報提供</p> <p>イ 共同生活援助等の体験的な利用を行うための連絡調整</p>

改正後	現 行
<p>ウ 地域生活への移行後の障害福祉サービス利用等のための指定 特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所との連絡調整</p> <p>エ 地域生活への移行の際の公的手続等への同行等の支援</p> <p>オ その他利用者の地域生活への移行のために必要な支援</p> <p><u>④ ピアサポート実施加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 11 の 1 の 4 のピアサポート実施加算については、3</u> <u>の(1)の③の規定を準用する。</u></p> <p><u>⑤ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算につ いては、2 の(6)の⑥の規定を準用する。(指定宿泊型自立訓練を除く。 なお、指定宿泊型自立訓練を行う場合については、2 の(9)の⑦の規 定を準用する。)</p> <p><u>⑥ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 11 の 2 の 2 の高次脳機能障害者支援体制加算につい</u> <u>ては、2 の(6)の⑦の規定を準用する。</u></p> <p><u>⑦ 初期加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 3 の初期加算については、2 の(6)の⑧の規定を 準用する。 なお、指定宿泊型自立訓練を利用している者が同一敷地内の日中 活動サービスを利用している場合については、指定宿泊型自立訓 練のみについて初期加算を算定するものとし、指定宿泊型自立訓 練の利用を開始した日から 30 日の間算定できるものであること。</p> <p><u>⑧ 欠席時対応加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 4 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑩の</p>	<p>ウ 地域生活への移行後の障害福祉サービス利用等のための指定 特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所との連絡調整</p> <p>エ 地域生活への移行の際の公的手続等への同行等の支援</p> <p>オ その他利用者の地域生活への移行のために必要な支援</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>④ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算につい ては、2 の(6)の⑥の規定を準用する。(指定宿泊型自立訓練を除く。 なお、指定宿泊型自立訓練を行う場合については、2 の(9)の⑦の規 定を準用する。)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>⑤ 初期加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 3 の初期加算については、2 の(6)の⑦の規定を 準用する。 なお、指定宿泊型自立訓練を利用している者が同一敷地内の日中 活動サービスを利用している場合については、指定宿泊型自立訓 練のみについて初期加算を算定するものとし、指定宿泊型自立訓 練の利用を開始した日から 30 日の間算定できるものであること。</p> <p><u>⑥ 欠席時対応加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 4 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑨の</p>

改正後	現 行
<p>規定を準用する。</p> <p>⑪ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 4 の 2 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑯の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑯の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2 の(7)の⑯の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2 の(7)の⑯の(二)のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。</p> <p>⑫ 個別計画訓練支援加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 4 の 3 の個別計画訓練支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 個別計画訓練支援加算に係る訓練は、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。</p> <p>(二) (三)により作成される個別訓練実施計画を作成した利用者について、当該指定自立訓練(生活訓練)等を利用した日に算定することとし、必ずしも個別訓練実施計画に位置づけられた訓練が行われた日とは限らないものであること。</p> <p>(三) 個別計画訓練支援加算については、以下の手順で実施すること。</p> <p>ア 利用開始にあたり、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者(視覚障害者を対象とする場合)にあっては、第 556 号告示第 10 号に規定する厚生労働大臣が定める従業者をもって代えることができるものとする。以下イにおいて同</p>	<p>規定を準用する。</p> <p>⑦ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 4 の 2 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑯の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑯の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2 の(7)の⑯の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2 の(7)の⑯の(二)のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。</p> <p>⑧ 個別計画訓練支援加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 4 の 3 の個別計画訓練支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 個別計画訓練支援加算に係る訓練は、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。</p> <p>(二) (三)により作成される個別訓練実施計画を作成した利用者について、当該指定自立訓練(生活訓練)等を利用した日に算定することとし、必ずしも個別訓練実施計画に位置づけられた訓練が行われた日とは限らないものであること。</p> <p>(三) 個別計画訓練支援加算については、以下の手順で実施すること。</p> <p>ア 利用開始にあたり、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者(視覚障害者を対象とする場合)にあっては、第 556 号告示第 10 号に規定する厚生労働大臣が定める従業者をもって代えることができるものとする。以下イにおいて同</p>

改正後	現 行
<p>じ。)が、暫定的に、訓練に関する解決すべき課題の把握(以下この⑫において「アセスメント」という。)とそれに基づく評価を行い、その後、カンファレンスを行って多職種協働により、認定調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」及び「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画の原案を作成すること。</p> <p>また、作成した個別訓練実施計画の原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</p> <p>イ 個別訓練実施計画の原案に基づいた訓練を実施しながら、概ね2週間以内及び毎月ごとに社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者がアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、カンファレンスを行って、個別訓練実施計画を作成すること。なお、この場合にあっては、個別訓練実施計画を新たに作成する必要はなく、個別訓練実施計画の原案の変更等をもって個別訓練実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっては、個別訓練実施計画の原案を個別訓練実施計画に代えることができるものとする。</p> <p>また、作成した個別訓練実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</p> <p>なお、カンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して訓練に関する情報伝達(日常生活上の留意点、サービスの工夫等)や連携を図ること。</p> <p>ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前カンファレ</p>	<p>じ。)が、暫定的に、訓練に関する解決すべき課題の把握(以下この⑧において「アセスメント」という。)とそれに基づく評価を行い、その後、カンファレンスを行って多職種協働により、認定調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」及び「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画の原案を作成すること。</p> <p>また、作成した個別訓練実施計画の原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</p> <p>イ 個別訓練実施計画の原案に基づいた訓練を実施しながら、概ね2週間以内及び毎月ごとに社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者がアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、カンファレンスを行って、個別訓練実施計画を作成すること。なお、この場合にあっては、個別訓練実施計画を新たに作成する必要はなく、個別訓練実施計画の原案の変更等をもって個別訓練実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっては、個別訓練実施計画の原案を個別訓練実施計画に代えることができるものとする。</p> <p>また、作成した個別訓練実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</p> <p>なお、カンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して訓練に関する情報伝達(日常生活上の留意点、サービスの工夫等)や連携を図ること。</p> <p>ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前カンファレ</p>

改正後	現 行
<p>ンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。</p> <p>エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して必要な情報提供を行うこと。</p> <p><u>④ 個別計画訓練支援加算(Ⅰ)の算定における利用者の生活機能の改善状況等の評価については、3の②の⑫の③のウの規定を準用する。</u></p> <p><u>⑬</u> 短期滞在加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第11の5の短期滞在加算については、第551号告示に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定自立訓練(生活訓練)を利用している者であって、心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して、宿泊の提供を行った場合に、算定する。</p> <p>(二) 短期滞在加算(Ⅰ)については、夜間の時間帯を通じて生活支援員が1人以上配置されている場合に算定する。</p> <p>(三) 短期滞在加算(Ⅱ)については、夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が1人以上配置されている場合に算定する。</p> <p><u>⑭</u> 日中支援加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第11の5の2の日中支援加算については、指定宿泊型自立訓練と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に利用することができないとき、サービス等利用計画若しくは自立訓練(生活訓練)計画に位置付けて計画的</p>	<p>ンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。</p> <p>エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して必要な情報提供を行うこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>⑨</u> 短期滞在加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第11の5の短期滞在加算については、第551号告示に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定自立訓練(生活訓練)を利用している者であって、心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して、宿泊の提供を行った場合に、算定する。</p> <p>(二) 短期滞在加算(Ⅰ)については、夜間の時間帯を通じて生活支援員が1人以上配置されている場合に算定する。</p> <p>(三) 短期滞在加算(Ⅱ)については、夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が1人以上配置されている場合に算定する。</p> <p><u>⑩</u> 日中支援加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第11の5の2の日中支援加算については、指定宿泊型自立訓練と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に利用することができないとき、サービス等利用計画若しくは自立訓練(生活訓練)計画に位置付けて計画的</p>

改正後	現 行
<p>に地域活動支援センター、介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアを利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯において介護等の支援を行った場合について算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(ア) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所は、当該利用者に対して昼間の時間帯に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、自立訓練（生活訓練）計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する従業者の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の従業者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の昼間の時間帯の支援に係る従業者の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する従業者の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。</p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所に従事する従業者以外の者であって昼間の時間帯における支</p>	<p>に地域活動支援センター、介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアを利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯において介護等の支援を行った場合 <u>であって、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降</u>について算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(ア) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所は、当該利用者に対して昼間の時間帯に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、自立訓練（生活訓練）計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する従業者の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の従業者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の昼間の時間帯の支援に係る従業者の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する従業者の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。</p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所に従事する従業者以外の者であって昼間の時間帯における</p>

改正後	現 行
<p>援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、昼間の時間帯における支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。</p> <p>⑮ 通勤者生活支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 5 の 3 の通勤者生活支援加算については、指定宿泊型自立訓練の利用者のうち、100 分の 50 以上の者が通常の事業所に雇用されている場合に加算を算定するものであるが、この場合の「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援 A 型及び指定就労継続支援 B 型の利用者は除くものであること。</p> <p>(二) 通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うものとする。</p> <p>⑯ 入院時支援特別加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 5 の 4 の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡</p>	<p>支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、昼間の時間帯における支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。</p> <p>⑪ 通勤者生活支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 5 の 3 の通勤者生活支援加算については、指定宿泊型自立訓練の利用者のうち、100 分の 50 以上の者が通常の事業所に雇用されている場合に加算を算定するものであるが、この場合の「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援 A 型及び指定就労継続支援 B 型の利用者は除くものであること。</p> <p>(二) 通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うものとする。</p> <p>⑫ 入院時支援特別加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 5 の 4 の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡</p>

改正後	現 行
<p>調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数(入院の初日及び最終日を除く。)に応じ、加算する。</p> <p>(二) 報酬告示第11の5の4のイが算定される場合にあつては少なくとも1回以上、5の4のロが算定される場合にあつては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が7日以上の場合であつて、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、5の4のイを算定する。</p> <p>(三) 入院期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、入院日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。</p> <p>(四) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。</p> <p>(五) 入院時支援特別加算は、⑬の長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、入院時支援特別加算を算定することは可能であること。</p> <p>⑰ 長期入院時支援特別加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第11の5の5の長期入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業</p>	<p>調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数(入院の初日及び最終日を除く。)に応じ、加算する。</p> <p>(二) 報酬告示第11の5の4のイが算定される場合にあつては少なくとも1回以上、5の4のロが算定される場合にあつては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が7日以上の場合であつて、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、5の4のイを算定する。</p> <p>(三) 入院期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、入院日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。</p> <p>(四) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。</p> <p>(五) 入院時支援特別加算は、⑬の長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、入院時支援特別加算を算定することは可能であること。</p> <p>⑬ 長期入院時支援特別加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第11の5の5の長期入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所</p>

改正後	現 行
<p>所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>(二) 報酬告示第11の5の5が算定される場合にあつては、特段の事情のない限り、原則、1週に1回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、「特段の事情」とは、利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。</p> <p>また、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。</p> <p>(三) 長期入院時支援特別加算の算定に当たって、1回の入院で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できないこと。</p> <p>(四) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。</p> <p>(五) 長期入院時支援特別加算は、<u>16</u>の入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の</p>	<p>の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>(二) 報酬告示第11の5の5が算定される場合にあつては、特段の事情のない限り、原則、1週に1回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、「特段の事情」とは、利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。</p> <p>また、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。</p> <p>(三) 長期入院時支援特別加算の算定に当たって、1回の入院で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できないこと。</p> <p>(四) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。</p> <p>(五) 長期入院時支援特別加算は、<u>12</u>の入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の</p>

改正後	現 行
<p>入院における2月目以降の月について、長期入院時支援特別加算を算定することは可能であること。</p> <p>(六) 長期入院時支援特別加算は、長期帰宅時支援加算と同一日に算定することはできないこと。</p> <p>⑱ 帰宅時支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第11の5の6の帰宅時支援加算については、利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、当該利用者の1月における外泊の日数(外泊の初日及び最終日を除く。)に応じ、算定する。</p> <p>(二) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ自立訓練(生活訓練)計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>(三) 外泊期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、外泊日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。</p> <p>(四) 帰宅時支援加算は、⑲の長期帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で</p>	<p>入院における2月目以降の月について、長期入院時支援特別加算を算定することは可能であること。</p> <p>(六) 長期入院時支援特別加算は、長期帰宅時支援加算と同一日に算定することはできないこと。</p> <p>⑭ 帰宅時支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第11の5の6の帰宅時支援加算については、利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、当該利用者の1月における外泊の日数(外泊の初日及び最終日を除く。)に応じ、算定する。</p> <p>(二) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ自立訓練(生活訓練)計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>(三) 外泊期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、外泊日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。</p> <p>(四) 帰宅時支援加算は、⑮の長期帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で</p>

改正後	現 行
<p>長期帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、帰宅時支援加算を算定することは可能であること。</p> <p>(五) 共同生活援助の体験的な利用に伴う外泊の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所と同一敷地内の指定共同生活援助事業所等を利用する場合は算定しないものとする。</p> <p>⑭ 長期帰宅時支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第11の5の7の長期帰宅時支援加算については、利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき、家族等の居宅等において長期間外泊した場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>(二) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ自立訓練(生活訓練)計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>(三) 長期帰宅時支援加算の算定に当たって、1回の外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月目以降のこの加算</p>	<p>長期帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、帰宅時支援加算を算定することは可能であること。</p> <p>(五) 共同生活援助の体験的な利用に伴う外泊の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所と同一敷地内の指定共同生活援助事業所等を利用する場合は算定しないものとする。</p> <p>⑮ 長期帰宅時支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第11の5の7の長期帰宅時支援加算については、利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき、家族等の居宅等において長期間外泊した場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>(二) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ自立訓練(生活訓練)計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>(三) 長期帰宅時支援加算の算定に当たって、1回の外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月目以降のこの加算</p>

改正後	現行
<p>の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できないこと。</p> <p>(四) 長期帰宅時支援加算は、<u>18</u>の帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、長期帰宅時支援加算を算定することは可能であること。</p> <p>(五) 長期帰宅時支援加算は、長期入院時支援特別加算と同一日に算定することはできないこと。</p> <p>(六) 共同生活援助への体験的な利用の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所と同一敷地内の指定共同生活援助事業所等を利用する場合は算定しないものとする。</p> <p><u>20</u> 地域移行加算の取扱いについて 報酬告示第11の5の8の地域移行加算については、2の(5)の③の規定を準用する。</p> <p><u>21</u> 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第11の5の9の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件 医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援セ</p>	<p>の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できないこと。</p> <p>(四) 長期帰宅時支援加算は、<u>14</u>の帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、長期帰宅時支援加算を算定することは可能であること。</p> <p>(五) 長期帰宅時支援加算は、長期入院時支援特別加算と同一日に算定することはできないこと。</p> <p>(六) 共同生活援助への体験的な利用の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所と同一敷地内の指定共同生活援助事業所等を利用する場合は算定しないものとする。</p> <p><u>16</u> 地域移行加算の取扱いについて 報酬告示第11の5の8の地域移行加算については、2の(5)の③の規定を準用する。</p> <p><u>17</u> 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第11の5の9の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件 医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援セ</p>

改正後	現行
<p>ンターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所を利用することとなった者をいうものである。</p> <p>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を利用することになった場合、指定宿泊型自立訓練の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p> <p>(二) 施設要件</p> <p>加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。</p> <p>なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。</p> <p>また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。</p> <p>(三) 支援内容</p>	<p>ンターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所を利用することとなった者をいうものである。</p> <p>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を利用することになった場合、指定宿泊型自立訓練の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p> <p>(二) 施設要件</p> <p>加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。</p> <p>なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。</p> <p>また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。</p> <p>(三) 支援内容</p>

改正後	現行
<p>加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた、自立訓練(生活訓練)計画の作成</p> <p>イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催</p> <p>ウ 日常生活や人間関係に関する助言</p> <p>エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援</p> <p>オ 日中活動の場における緊急時の対応</p> <p>カ その他必要な支援</p> <p>②② 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第11の5の10の精神障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件</p> <p>精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、退院してから1年以内の者であること。</p> <p>また、本加算は、長期入院精神障害者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、長期入院精神障害者が精神科病院から退院するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が当該精神障害者の受入れを行うことを想定しており、退院日から1年以内について、加算の算定ができるものとする。</p>	<p>加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた、自立訓練(生活訓練)計画の作成</p> <p>イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催</p> <p>ウ 日常生活や人間関係に関する助言</p> <p>エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援</p> <p>オ 日中活動の場における緊急時の対応</p> <p>カ その他必要な支援</p> <p>①⑧ 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第11の5の10の精神障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件</p> <p>精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、退院してから1年以内の者であること。</p> <p>また、本加算は、長期入院精神障害者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、長期入院精神障害者が精神科病院から退院するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が当該精神障害者の受入れを行うことを想定しており、退院日から1年以内について、加算の算定ができるものとする。</p>

改正後	現 行
<p>なお、1年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等で生活した精神障害者であっても、退院から1年以内について、加算を算定できるものである。</p> <p>(二) 施設要件</p> <p>事業所が定める運営規程において、主たる対象とする障害の種類に精神障害者を含む指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であること。</p> <p>また、当該事業所の従業者として、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を1人以上配置するとともに、精神障害者の地域生活を支援するための体制を確保していること。</p> <p>(三) 支援内容</p> <p>加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者である従業者による、本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた自立訓練(生活訓練)計画の作成</p> <p>イ 精神科病院との日常的な連携(通院支援を含む)</p> <p>ウ 対象利用者との定期及び随時の面談</p> <p>エ 日中活動の選択、利用、定着のための支援</p> <p>オ その他必要な支援</p>	<p>なお、1年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等で生活した精神障害者であっても、退院から1年以内について、加算を算定できるものである。</p> <p>(二) 施設要件</p> <p>事業所が定める運営規程において、主たる対象とする障害の種類に精神障害者を含む指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であること。</p> <p>また、当該事業所の従業者として、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を1人以上配置するとともに、精神障害者の地域生活を支援するための体制を確保していること。</p> <p>(三) 支援内容</p> <p>加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者である従業者による、本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた自立訓練(生活訓練)計画の作成</p> <p>イ 精神科病院との日常的な連携(通院支援を含む)</p> <p>ウ 対象利用者との定期及び随時の面談</p> <p>エ 日中活動の選択、利用、定着のための支援</p> <p>オ その他必要な支援</p>

改正後	現行
<p>㉓ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 5 の 11 の強度行動障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件</p> <p><u>行動関連項目合計点数</u>が 10 点以上の者(以下この㉓において「強度行動障害を有する者」という。)であって、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に 1 年以上入所していたもののうち、退所してから 1 年以内の障害者であること。</p> <p>また、本加算は、強度行動障害を有する者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、1 年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所した強度行動障害を有する者が当該施設から退所するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が当該強度行動障害を有する者の受入れを行うことを想定しており、退所日から 1 年以内について、加算の算定ができるものとする。</p> <p>なお、1 年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所し、退所後、一定期間居宅等で生活した強度行動障害を有する者であっても、退所から 1 年以内について、加算を算定できるものである。</p> <p>(二) 施設要件</p> <p>以下のいずれにも該当する指定宿泊型自立訓練を行う指定自</p>	<p>㉑ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 5 の 11 の強度行動障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件</p> <p><u>障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目(第 543 号告示別表第二に規定する行動関連項目をいう。)</u>について、<u>算出した点数の合計</u>が 10 点以上の者(以下この㉑において「強度行動障害を有する者」という。)であって、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に 1 年以上入所していたもののうち、退所してから 1 年以内の障害者であること。</p> <p>また、本加算は、強度行動障害を有する者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、1 年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所した強度行動障害を有する者が当該施設から退所するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が当該強度行動障害を有する者の受入れを行うことを想定しており、退所日から 1 年以内について、加算の算定ができるものとする。</p> <p>なお、1 年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所し、退所後、一定期間居宅等で生活した強度行動障害を有する者であっても、退所から 1 年以内について、加算を算定できるものである。</p> <p>(二) 施設要件</p> <p>以下のいずれにも該当する指定宿泊型自立訓練を行う指定自</p>

改正後	現 行
<p>立訓練(生活訓練)事業所において、強度行動障害を有する者に対して、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、当該利用者の障害特性を踏まえた地域生活のための相談援助や個別の支援を行うものであること。</p> <p>(ア) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1以上配置していること。</p> <p>(イ) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。</p> <p>②④ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第11の6の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>②⑤ 食事提供体制加算の取扱いについて (一) 報酬告示第11の7のイの食事提供体制加算(Ⅰ)については、短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者について算定するものである。 なお、1日に複数回食事の提供をした場合については、この加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものであること。</p> <p>(二) 報酬告示第11の7のロの食事提供体制加算(Ⅱ)については、</p>	<p>立訓練(生活訓練)事業所において、強度行動障害を有する者に対して、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、当該利用者の障害特性を踏まえた地域生活のための相談援助や個別の支援を行うものであること。</p> <p>(ア) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1以上配置していること。</p> <p>(イ) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。</p> <p>②⑩ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第11の6の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑲の規定を準用する。</p> <p>②⑪ 食事提供体制加算の取扱いについて (一) 報酬告示第11の7のイの食事提供体制加算(Ⅰ)については、短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者について算定するものである。 なお、1日に複数回食事の提供をした場合については、この加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものであること。</p> <p>(二) 報酬告示第11の7のロの食事提供体制加算(Ⅱ)については、</p>

改正後	現 行
<p>食事提供体制加算(Ⅰ)が算定される者以外の者について算定するものであること。</p> <p>(三) このほか、報酬告示第 11 の 7 のイの食事提供体制加算(Ⅰ)及びロの食事提供体制加算(Ⅱ)については、2 の(6)の⑭の規定を準用する。</p> <p>⑳ 精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 11 の 8 の精神障害者退院支援施設加算については、第 551 号告示に適合しているものとして都道府県知事に届け出た、精神病院の精神病床を転換した事業所において、精神病床に概ね 1 年以上入院していた精神障害者等に対して居住の場を提供した場合につき、夜間の勤務体制に応じ、次のとおりそれぞれ算定する。</p> <p>(一) 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)については、夜間の時間帯を通じて生活支援員が 1 人以上配置されている場合に算定する。</p> <p>(二) 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)については、夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が 1 人以上配置されている場合に算定する。</p> <p>また、このほか、精神障害者退院支援施設の運営に係る留意事項については、別途通知する。</p> <p>㉑ 夜間支援等体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 9 のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練</p>	<p>食事提供体制加算(Ⅰ)が算定される者以外の者について算定するものであること。</p> <p>(三) このほか、報酬告示第 11 の 7 のイの食事提供体制加算(Ⅰ)及びロの食事提供体制加算(Ⅱ)については、2 の(6)の⑬の規定を準用する。</p> <p>㉒ 精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 11 の 8 の精神障害者退院支援施設加算については、第 551 号告示に適合しているものとして都道府県知事に届け出た、精神病院の精神病床を転換した事業所において、精神病床に概ね 1 年以上入院していた精神障害者等に対して居住の場を提供した場合につき、夜間の勤務体制に応じ、次のとおりそれぞれ算定する。</p> <p>(一) 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)については、夜間の時間帯を通じて生活支援員が 1 人以上配置されている場合に算定する。</p> <p>(二) 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)については、夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が 1 人以上配置されている場合に算定する。</p> <p>また、このほか、精神障害者退院支援施設の運営に係る留意事項については、別途通知する。</p> <p>㉓ 夜間支援等体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 9 のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生</p>

改正後	現 行
<p>(生活訓練)事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで(午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。)を基本として、設定するものとする。以下この⑳において同じ。)を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に配置される必要があること。ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして都道府県知事が認めた場合は、この限りではないこと。</p> <p>(イ) 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、30人までを上限とする。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指</p>	<p>活訓練)事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで(午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。)を基本として、設定するものとする。以下この㉑において同じ。)を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に配置される必要があること。ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして都道府県知事が認めた場合は、この限りではないこと。</p> <p>(イ) 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、30人までを上限とする。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指</p>

改正後	現行
<p>定障害者支援施設や病院、指定共同生活援助事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに自立訓練(生活訓練)計画に位置付ける必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所</p>	<p>定障害者支援施設や病院、指定共同生活援助事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに自立訓練(生活訓練)計画に位置付ける必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所</p>

改正後	現 行
<p>において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所を利用している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者は、報酬告示第11の9のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。</p> <p>(例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う20人定員の指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、前年度の全利用者数の延べ数が1570人、前年度の開所日数が365日の場合の加算額</p> <p>→ $1,570 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} = 4.3 \text{ 人}$。小数点第1位を四捨五入のため、夜間支援対象利用者が4人以上6人以下の加算額(269単位)を算定</p> <p>(二) 報酬告示第11の9のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合につ</p>	<p>において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所を利用している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者は、報酬告示第11の9のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。</p> <p>(例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う20人定員の指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、前年度の全利用者数の延べ数が1570人、前年度の開所日数が365日の場合の加算額</p> <p>→ $1,570 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} = 4.3 \text{ 人}$。小数点第1位を四捨五入のため、夜間支援対象利用者が4人以上6人以下の加算額(269単位)を算定</p> <p>(二) 報酬告示第11の9のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合につ</p>

改正後	現 行
<p>いて、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 (一)のアの規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定共同生活援助事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。</p> <p>ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあつては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。</p>	<p>て、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 (一)のアの規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定共同生活援助事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。</p> <p>ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあつては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。</p>

改正後	現行
<p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に指定宿泊型自立訓練を利用している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者は、報酬告示第11の9のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。</p> <p>(三) 報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)について</p>	<p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に指定宿泊型自立訓練を利用している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者は、報酬告示第11の9のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。</p> <p>(三) 報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、</p>

改正後	現行
<p>は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。</p> <p>ア 夜間防災体制の内容</p> <p>警備会社と指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。</p> <p>イ 常時の連絡体制の内容</p> <p>常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。</p> <p>(ア) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合</p> <p>(イ) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合</p> <p>ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等(報酬告示第15の1の5のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービ</p>	<p>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。</p> <p>ア 夜間防災体制の内容</p> <p>警備会社と指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。</p> <p>イ 常時の連絡体制の内容</p> <p>常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。</p> <p>(ア) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合</p> <p>(イ) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合</p> <p>ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等(報酬告示第15の1の5のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービス</p>

改正後	現 行
<p>ス費を除く。)により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。</p> <p>なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所内の見やすい場所に掲示する必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>常時の連絡体制又は防災体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者について、加算額を算定する。</p> <p>なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者は、報酬告示第 11 の 9 のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び同ロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定できないものであること。</p> <p>㊸ 看護職員配置加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 11 の 10 のイの看護職員配置加算(Ⅰ)及びロの看護職員配置加算(Ⅱ)については、常勤換算方法で 1 以上の看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)を配置している場合に、指定自立訓練(生活訓練)又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に応じ、算定できるものであること。</p> <p>当該加算の算定対象となる指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所については、報酬告示第 11 の 4 の 2 の医療連携体制加算の算定対象とはならないこと。</p>	<p>費を除く。)により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。</p> <p>なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所内の見やすい場所に掲示する必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>常時の連絡体制又は防災体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者について、加算額を算定する。</p> <p>なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者は、報酬告示第 11 の 9 のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び同ロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定できないものであること。</p> <p>㊴ 看護職員配置加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 11 の 10 のイの看護職員配置加算(Ⅰ)及びロの看護職員配置加算(Ⅱ)については、常勤換算方法で 1 以上の看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)を配置している場合に、指定自立訓練(生活訓練)又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に応じ、算定できるものであること。</p> <p>当該加算の算定対象となる指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所については、報酬告示第 11 の 4 の 2 の医療連携体制加算の算定対象とはならないこと。</p>

改正後	現行
<p>②⑨ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 11 の送迎加算については、2 の(6)の①⑥の(一)から(五)の規定までを準用する。</p> <p>③⑩ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の①⑦の規定を準用する。</p> <p>③⑪ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の 2 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の①③の規定を準用する。</p> <p>③⑫ 就労移行支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の 3 の就労移行支援体制加算については、2 の(6)の①⑧の規定を準用する。</p> <p>③⑬ <u>緊急時受入加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 11 の 12 の 4 の緊急時受入加算については、2 の(6)の②の規定を準用する。ただし、報酬告示第 11 の 5 の短期滞在加算を算定する場合は、当該緊急時受入加算は算定できないこと。</u></p> <p>③⑭ <u>集中的支援加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 11 の 12 の 5 の集中的支援加算については、2 の(5)の⑦の規定を準用する。</u></p> <p>③⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 13、14 及び 15 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースア</p>	<p>②⑤ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 11 の送迎加算については、2 の(6)の①⑤の(一)から(五)の規定までを準用する。</p> <p>②⑥ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の①⑥の規定を準用する。</p> <p>②⑦ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の 2 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の①①の規定を準用する。</p> <p>②⑧ 就労移行支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の 3 の就労移行支援体制加算については、2 の(6)の①⑦の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>②⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 13、14 及び 15 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースア</p>

改正後	現行
<p>ップ等支援加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(3) 就労移行支援サービス費</p> <p>① 就労移行支援サービス費について</p> <p>（一）就労移行支援サービス費の区分について</p> <p>ア 就労移行支援サービス費（I）については、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合（1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定し、利用者が就職（施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この①において同じ。）した日の前日（<u>通常の事業所に雇用されており、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援を受けた利用者については、当該就労移行支援の終了日</u>）まで算定が可能であること。なお、利用者が就職した後の就労移行支援の取扱いについては、就労系留意事項通知を参照すること。</p> <p><u>通常の事業所に雇用されている障害者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについても、就労移行支援の利用が可能であり、就労移行支援を利用する場合の利用条件については、就労系留意事項通知を参照すること。</u></p>	<p>ップ等支援加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(3) 就労移行支援サービス費</p> <p>① 就労移行支援サービス費について</p> <p>（一）就労移行支援サービス費の区分について</p> <p>ア 就労移行支援サービス費（I）については、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合（1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定し、利用者が就職（施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この①において同じ。）した日の前日まで算定が可能であること。なお、利用者が就職した後の就労移行支援の取扱いについては、就労系留意事項通知を参照すること。</p> <p><u>ただし、通常の事業所に雇用されている障害者が休職した場合には、(ア)から(ウ)の条件をいずれも満たす場合に限り算定することが可能であり、復職した場合には一般就労への移行者として差し支えない。</u></p> <p><u>(ア) 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合又は困難である場合</u></p>

改正後	現行
<p>また、就労移行支援サービス費(Ⅰ)は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合(当該年度の前年度又は前々年度において、就労移行支援を受けた後就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この①において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計数を当該前年度及び前々年度の利用定員(利用定員が年度途中で変更になった場合は、当該年度の各月の利用定員の合計数を当該各月の数で除した数)の合計数で除して得た割合をいう。)に応じ、基本報酬を算定する。</p> <p>なお、「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、令和6年10月1日に就職した者は、令和7年3月31日に6月に達した者となる。また、就労移行支援を経て企業等に就労した後、就労移行支援の職場定着支援の義務期間中(就職した日から6月)において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用</p>	<p><u>(イ) 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合</u></p> <p><u>(ロ) 休職中の障害者にとって、就労移行支援を実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合</u></p> <p>また、就労移行支援サービス費(Ⅰ)は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合(当該年度の前年度又は前々年度において、就労移行支援を受けた後就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この①において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計数を当該前年度及び前々年度の利用定員(利用定員が年度途中で変更になった場合は、当該年度の各月の利用定員の合計数を当該各月の数で除した数)の合計数で除して得た割合をいう。)に応じ、基本報酬を算定する。</p> <p>なお、「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、令和2年10月1日に就職した者は、令和3年3月31日に6月に達した者となる。また、就労移行支援を経て企業等に就労した後、就労移行支援の職場定着支援の義務期間中(就職した日から6月)において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用</p>

改正後	現 行
<p>を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。<u>ただし、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援事業所において就労移行支援を受けた場合は、当該就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者とする。具体的には、労働時間の延長の場合は、就労移行支援の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とする。(以下この(3)において同じ。)</u></p> <p>イ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所(以下「認定指定就労移行支援事業所」という。)が、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは認定指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合(1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定する。また、就労移行支援サービス費(Ⅱ)は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合(当該年度の前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の最終学年の利用定員で除して得た割合をいう。)に応じ、基本報酬を算定する。</p>	<p>を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う(<u>以下イにおいて同じ。</u>)。</p> <p>イ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所(以下「認定指定就労移行支援事業所」という。)が、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは認定指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合(1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定する。また、就労移行支援サービス費(Ⅱ)は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合(当該年度の前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の最終学年の利用定員で除して得た割合をいう。)に応じ、基本報酬を算定する。</p>

改正後	現 行
<p>(二) 新規指定の就労移行支援事業所等の就労移行支援サービス費の区分について</p> <p>ア 報酬告示第12の1の注4の2については、新規指定の就労移行支援事業所等において、2年度間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、2年度目において、初年度の就労定着者の割合(初年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者 <u>(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援事業所において就労移行支援を受けた場合は、当該就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)</u> の数を当該前年度の利用定員の数で除して得た割合をいう。)が100分の40以上となる場合は、初年度の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、3年度目における就労定着者の割合については、「初年度の利用定員に100分の30を乗じた数」と「2年度目において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者 <u>(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援事業所において就労移行支援を受けた場合は、当該就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)</u>」の合計数を初年度及び2年度目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。</p>	<p>(二) 新規指定の就労移行支援事業所等の就労移行支援サービス費の区分について</p> <p>ア 報酬告示第12の1の注4の2については、新規指定の就労移行支援事業所等において、2年度間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、2年度目において、初年度の就労定着者の割合(初年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員の数で除して得た割合をいう。)が100分の40以上となる場合は、初年度の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、3年度目における就労定着者の割合については、「初年度の利用定員に100分の30を乗じた数」と「2年度目において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者」の合計数を初年度及び2年度目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。</p>

改正後	現行
<p>さらに、年度途中に指定された事業所については、支援の提供を開始してから2年間(24月)は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供開始から2年目における就労定着者の割合については、支援の提供を開始した日から1年間において、就労移行支援を受けた後就労し、就労継続している期間が6月に達した者 <u>(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援事業所において就労移行支援を受けた場合は、当該就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)</u> の数を当該1年間の利用定員で除して得た割合に応じて、基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、支援の提供を開始してから2年(24月)経過した日の属する月から当該年度の3月までの就労定着者の割合については、「1年目(1月から12月)の利用定員に100分の30を乗じた数」と「支援の提供開始から2年目(13月から24月)において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者 <u>(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援事業所において就労移行支援を受けた場合は、当該就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)</u>」の合計数を1年目の利用定員及び2年目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。</p>	<p>さらに、年度途中に指定された事業所については、支援の提供を開始してから2年間(24月)は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供開始から2年目における就労定着者の割合については、支援の提供を開始した日から1年間において、就労移行支援を受けた後就労し、就労継続している期間が6月に達した者の数を当該1年間の利用定員で除して得た割合に応じて、基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、支援の提供を開始してから2年(24月)経過した日の属する月から当該年度の3月までの就労定着者の割合については、「1年目(1月から12月)の利用定員に100分の30を乗じた数」と「支援の提供開始から2年目(13月から24月)において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者」の合計数を1年目の利用定員及び2年目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。</p>

改正後	現 行
<p>(計算例) 令和2年4月1日に新規に指定を受けた就労移行支援事業所において初年度の就労定着者が0人、2年度目の就労定着者が10人、両年度とも利用定員が20人であった場合の3年度目(令和4年度)における就労定着者の割合</p> $((20人 \times 30 / 100) + 10人) / (20人 + 20人) = 0.4$ <p>就労定着者の割合→100分の40</p> <p>イ 報酬告示第12の1の注4の3については、新規指定の認定指定就労移行支援事業所において、3年間(修業年限が5年である場合は5年間)は就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。</p> <p>(三) 就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について</p> <p>都道府県等が、事業者に就労移行支援の基本報酬の算定区分に関する届出書等の提出を求める際には、添付資料として雇用契約書、労働条件通知書又は雇用契約証明書の写しなどの提出を求め、就職日や届出時点で雇用が継続していることを事業者としても確認した上で、報酬区分を届出させることとする。なお、添付資料については、例示のほか、就職者の状況を事業者が企業に訪問して企業の担当者からの確認をもらう等の方法によることも差し支えないので、企業や本人、事業者にとって過度な業務負担とならないよう配慮をお願いする。</p> <p>(削除)</p>	<p>(計算例) 令和2年4月1日に新規に指定を受けた就労移行支援事業所において初年度の就労定着者が0人、2年度目の就労定着者が10人、両年度とも利用定員が20人であった場合の3年度目(令和4年度)における就労定着者の割合</p> $((20人 \times 30 / 100) + 10人) / (20人 + 20人) = 0.4$ <p>就労定着者の割合→100分の40</p> <p>イ 報酬告示第12の1の注4の3については、新規指定の認定指定就労移行支援事業所において、3年間(修業年限が5年である場合は5年間)は就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。</p> <p>(三) 就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について</p> <p>都道府県等が、事業者に就労移行支援の基本報酬の算定区分に関する届出書等の提出を求める際には、添付資料として雇用契約書、労働条件通知書又は雇用契約証明書の写しなどの提出を求め、就職日や届出時点で雇用が継続していることを事業者としても確認した上で、報酬区分を届出させることとする。なお、添付資料については、例示のほか、就職者の状況を事業者が企業に訪問して企業の担当者からの確認をもらう等の方法によることも差し支えないので、企業や本人、事業者にとって過度な業務負担とならないよう配慮をお願いする。</p> <p>四 <u>令和5年度</u>における就労移行支援サービス費の算定について</p> <p><u>令和5年度</u>における就労移行支援サービス費の算定に係る就労定着者の割合の算出に限り、新型コロナウイルス感染症の影響</p>

改正後	現 行
<p>② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p>③ <u>高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 12 の 3 の高次脳機能障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑦の規定を準用する。</u></p> <p>④ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 4 の初期加算については、2 の(6)の⑦の規定を準用する。<u>ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための</u></p>	<p><u>を踏まえ、令和 3 年度及び令和 4 年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のとおりとする。</u></p> <p><u>なお、ア（イ）又はイ（イ）を用いる場合は、別途通知で定める届出書を都道府県に提出すること。</u></p> <p><u>ア 就労移行支援サービス費（Ⅰ）</u></p> <p><u>次のいずれか 2 か年度の実績で算出する。なお、令和 3 年度に新規に指定を受けた就労移行支援事業所等の実績の算出については、（二）のアを参照すること。</u></p> <p><u>（ア）令和 3 年度及び令和 4 年度</u></p> <p><u>（イ）平成 30 年度及び令和元年度</u></p> <p><u>イ 就労移行支援サービス費（Ⅱ）</u></p> <p><u>次のいずれか 2 か年度の実績で算出する。</u></p> <p><u>（ア）令和 4 年度</u></p> <p><u>（イ）令和元年度</u></p> <p>② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>③ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 4 の初期加算については、2 の(6)の⑦の規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p><u>支援を一時的に必要とするものに対して就労移行支援を行う場合は、原則通常の事業所に雇用される前から利用していた就労移行支援事業所において引き続き支援を行うこととしているため、初期加算の対象とすることは想定していないが、初期加算の算定の必要性を市町村が確認できるよう、当該利用者の状況、支援の内容等を記録しておくこと。</u></p> <p>⑤ 訪問支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の⑨の規定を準用する。<u>ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについては、連続した 5 日間就労移行支援の利用がなくても居宅訪問して相談援助を行う必要性が低い場合も考えられることを踏まえ、居宅訪問して相談援助を行うことの必要性を市町村が確認できるよう、相談援助に当たって当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録しておくこと。</u></p> <p>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑦ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の⑭の規定を準用する。</p> <p>⑧ 精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 8 の精神障害者退院支援施設加算については、</p>	<p>④ 訪問支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑲の規定を準用する。</p> <p>⑥ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑦ 精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 8 の精神障害者退院支援施設加算については、</p>

改正後	現行
<p>3の(2)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第12の9の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。 なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(二及び三において同じ。)</p> <p>(二) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。</p> <p>(三) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 2の(5)の④の(三)の規定を準用する。</p> <p>(四) 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて 2の(5)の④の(四)の規定を準用する。</p> <p>⑩ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第12の10の欠席時対応加算については、2の(6)の⑩の</p>	<p>3の(2)の⑳の規定を準用する。</p> <p>⑧ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第12の9の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。 なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(二及び三において同じ。)</p> <p>(二) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。</p> <p>(三) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 2の(5)の④の(三)の規定を準用する。</p> <p>(四) 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて 2の(5)の④の(四)の規定を準用する。</p> <p>⑨ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第12の10の欠席時対応加算については、2の(6)の⑨の</p>

改正後	現 行
<p>規定を準用する。</p> <p>⑪ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 11 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑩の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑩の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2 の(7)の⑩の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2 の(7)の⑩の(二)のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。</p> <p>⑫ 就労支援関係研修修了加算の取扱いについて (一) 報酬告示第 12 の 12 の就労支援関係修了加算については、当該就労移行支援事業所等における就労定着者の割合が零である場合は算定できないことから、新たに指定を受けた日から 1 年間は算定できない。なお、新たに指定を受けてから 2 年目においては、前年度において就労定着者がいた場合には当該加算を算定することができる。</p> <p>(二) 報酬告示第 12 の 12 の就労支援関係修了加算の注中「就労支援に従事する者として 1 年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員としての 1 年以上の実務経験のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行ういずれかの業務についての 1 年以上の実務経験を指すものとする。</p> <p>(ア) 職業指導、作業指導等に関する業務</p>	<p>規定を準用する。</p> <p>⑩ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 11 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑩の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑩の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2 の(7)の⑩の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2 の(7)の⑩の(二)のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。</p> <p>⑪ 就労支援関係研修修了加算の取扱いについて (一) 報酬告示第 12 の 12 の就労支援関係修了加算については、当該就労移行支援事業所等における就労定着者の割合が零である場合は算定できないことから、新たに指定を受けた日から 1 年間は算定できない。なお、新たに指定を受けてから 2 年目においては、前年度において就労定着者がいた場合には当該加算を算定することができる。</p> <p>(二) 報酬告示第 12 の 12 の就労支援関係修了加算の注中「就労支援に従事する者として 1 年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員としての 1 年以上の実務経験のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行ういずれかの業務についての 1 年以上の実務経験を指すものとする。</p> <p>(ア) 職業指導、作業指導等に関する業務</p>

改正後	現 行
<p>(イ) 職場実習のあっせん、求職活動の支援に関する業務</p> <p>(ウ) 障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務</p> <p>また、「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成 21 年厚生労働省告示第 178 号。以下「研修告示」という。)において定めているところであり、具体的には次のとおりである。</p> <p>ア 研修告示の一のイに定める障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる地域障害者職業センターにおいて指定障害福祉サービス基準第 175 条第 1 項第 2 号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において<u>実施している「就労支援員対応型就業支援基礎研修」(以下「基礎研修」という。)を指すものであること。</u></p> <p>イ 研修告示の一のロに定める障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「促進法施行規則」という。)第 20 条の 2 の 3 第 2 項各号に規定する研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う訪問型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める訪問型職場適応援助者養成研修を指すこと(平成 26 年</p>	<p>(イ) 職場実習のあっせん、求職活動の支援に関する業務</p> <p>(ウ) 障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務</p> <p>また、「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成 21 年厚生労働省告示第 178 号。以下「研修告示」という。)において定めているところであり、具体的には次のとおりである。</p> <p>ア 研修告示の一のイに定める障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる地域障害者職業センターにおいて指定障害福祉サービス基準第 175 条第 1 項第 2 号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において<u>実施されている研修であること。</u></p> <p>イ 研修告示の一のロに定める障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「促進法施行規則」という。)第 20 条の 2 の 3 第 2 項各号に規定する研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う訪問型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める訪問型職場適応援助者養成研修を指すこと(平成 26 年</p>

改正後	現行
<p>度以前に実施された第1号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第1号職場適応援助者養成研修を含む)。なお、次の(ア)から(ウ)に掲げる研修についても、研修告示の一のロに定めるものとして取り扱っても差し支えない。</p> <p>(ア) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う配置型職場適応援助者養成研修</p> <p>(イ) <u>促進法施行規則</u>第20条の2の3第3項各号に掲げる研修(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う企業在籍型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める企業在籍型職場適応援助者養成研修)</p> <p>(ウ) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第118条の3第6項第1号イ及びロ並びに同項第2号イ(1)及び(2)に掲げる研修</p> <p>ウ 研修告示の一のハに定めるア又はイと同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修については、都道府県がア又はイと同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し、同等以上の内容を有すると認められたものを指すものであること。なお、協議の方法等については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」(平成22年5月10日付障発0510第5号)を参照すること。</p>	<p>度以前に実施された第1号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第1号職場適応援助者養成研修を含む)。なお、次の(ア)から(ウ)に掲げる研修についても、研修告示の一のロに定めるものとして取り扱っても差し支えない。</p> <p>(ア) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う配置型職場適応援助者養成研修</p> <p>(イ) <u>障害者の雇用の促進に関する法律施行規則</u>第20条の2の3第3項各号に掲げる研修(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う企業在籍型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める企業在籍型職場適応援助者養成研修)</p> <p>(ウ) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第118条の3第6項第1号イ及びロ並びに同項第2号イ(1)及び(2)に掲げる研修</p> <p>ウ 研修告示の一のハに定めるア又はイと同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修については、都道府県がア又はイと同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し、同等以上の内容を有すると認められたものを指すものであること。なお、協議の方法等については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」(平成22年5月10日付障発0510第5号)を参照すること。</p>

改正後	現行
<p>⑬ 移行準備支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第12の13のイの移行準備支援体制加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 注の(1)中「職場実習等」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <p>ア 企業及び官公庁等における職場実習 イ アに係る事前面接、期間中の状況確認 ウ 実習先開拓のための職場訪問、職場見学 エ その他必要な支援</p> <p>(二) 注の(2)中「求職活動等」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <p>ア ハローワークでの求職活動 イ 地域障害者職業センターによる職業評価等 ウ 障害者就業・生活支援センターへの登録等 エ その他必要な支援</p> <p>(三) (一)又は(二)については、職員が同行又は職員のみにより活動を行った場合に算定すること。</p> <p>⑭ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第12の14の送迎加算については、2の(6)の⑯の(一)から(五)までの規定を準用する。</p> <p>⑮ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第12の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の(6)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑯ 通勤訓練加算の取扱いについて</p>	<p>⑫ 移行準備支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第12の13のイの移行準備支援体制加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 注の(1)中「職場実習等」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <p>ア 企業及び官公庁等における職場実習 イ アに係る事前面接、期間中の状況確認 ウ 実習先開拓のための職場訪問、職場見学 エ その他必要な支援</p> <p>(二) 注の(2)中「求職活動等」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <p>ア ハローワークでの求職活動 イ 地域障害者職業センターによる職業評価等 ウ 障害者就業・生活支援センターへの登録等 エ その他必要な支援</p> <p>(三) (一)又は(二)については、職員が同行又は職員のみにより活動を行った場合に算定すること。</p> <p>⑬ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第12の14の送迎加算については、2の(6)の⑮の(一)から(五)までの規定を準用する。</p> <p>⑭ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第12の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の(6)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑮ 通勤訓練加算の取扱いについて</p>

改正後	現 行
<p>(一) 報酬告示第 12 の 15 の 2 の通勤訓練加算については、当該就労移行支援事業所以外の事業所に従事する専門職員を外部から招いた際に、当該費用を支払う場合に加算するものであること。</p> <p>(二) 注中「専門職員」とは、3 の(1)の①の(三)のアから<u>ウまで</u>に掲げる研修等を受講した者とする。</p> <p>⑰ 在宅時生活支援サービス加算について</p> <p>(一) 報酬告示第 12 の 15 の 3 の在宅時生活支援サービス加算については、居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該就労移行支援事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。</p> <p>(二) 報酬告示第 12 の 15 の 3 の在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労移行支援を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。</p> <p>⑱ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 15 の 4 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑲ <u>地域連携会議実施加算</u>について</p> <p>(一) 報酬告示第 12 の 15 の 5 の<u>地域連携会議実施加算</u>については、利用者の就労移行支援計画の作成やモニタリングに当たって、利用者の希望、適性、能力を的確に把握・評価を行うためのアセス</p>	<p>(一) 報酬告示第 12 の 15 の 2 の通勤訓練加算については、当該就労移行支援事業所以外の事業所に従事する専門職員を外部から招いた際に、当該費用を支払う場合に加算するものであること。</p> <p>(二) 注中「専門職員」とは、3 の(1)の①の(三)のアから<u>オ</u>に掲げる研修等を受講した者とする。</p> <p>⑰ 在宅時生活支援サービス加算について</p> <p>(一) 報酬告示第 12 の 15 の 3 の在宅時生活支援サービス加算については、居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該就労移行支援事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。</p> <p>(二) 報酬告示第 12 の 15 の 3 の在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労移行支援を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。</p> <p>⑰ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 12 の 15 の 4 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の⑪の規定を準用する。</p> <p>⑱ <u>支援計画会議実施加算</u>について</p> <p>(一) 報酬告示第 12 の 15 の 5 の<u>支援計画会議実施加算</u>については、利用者の就労移行支援計画の作成やモニタリングに当たって、利用者の希望、適性、能力を的確に把握・評価を行うためのアセス</p>

改正後	現行
<p>メントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、次に掲げる地域の就労支援機関等において障害者の就労支援に従事する者や障害者就労に係る有識者を交えたケース会議を開催し、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成や見直しを行った場合に、利用者ごとに月に1回、年に4回を限度に、所定単位数を加算する。</p> <p>ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>ア ハローワーク イ 障害者就業・生活支援センター ウ 地域障害者職業センター エ 他の就労移行支援事業所 オ 特定相談支援事業所 カ 利用者の通院先の医療機関 キ 当該利用者の支給決定を行っている市町村 ク 障害者雇用を進める企業 ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等</p> <p>(二) ケース会議の開催のタイミングについては、サービス利用開始時や、3月に1回以上行うこととしている就労移行支援計画のモニタリング時、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新時など</p>	<p>メントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、次に掲げる地域の就労支援機関等において障害者の就労支援に従事する者や障害者就労に係る有識者を交えたケース会議を開催し、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成や見直しを行った場合に、利用者ごとに月に1回、年に4回を限度に、所定単位数を加算する。</p> <p>ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>ア ハローワーク イ 障害者就業・生活支援センター ウ 地域障害者職業センター エ 他の就労移行支援事業所 オ 特定相談支援事業所 カ 利用者の通院先の医療機関 キ 当該利用者の支給決定を行っている市町村 ク 障害者雇用を進める企業 ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等</p> <p>(二) ケース会議の開催のタイミングについては、サービス利用開始時や、3月に1回以上行うこととしている就労移行支援計画のモニタリング時、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新時など</p>

改正後	現 行
<p>が考えられる。</p> <p><u>③ 就労移行支援計画に関するケース会議について、下記アを行った場合には地域連携会議実施加算（Ⅰ）と、イを行った場合に地域連携会議加算（Ⅱ）を算定すること。</u></p> <p><u>ア サービス管理責任者がケース会議に出席して就労移行支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検討を行った</u></p> <p><u>イ サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員がケース会議に出席して就労移行支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検討を行った上で、サービス管理責任者に対しその結果を共有した場合</u></p> <p><u>⑳ 緊急時受入加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 12 の 15 の 6 の緊急時受入加算については、2 の(6)の⑳の規定を準用する。</p> <p><u>㉑ 集中的支援加算</u> 報酬告示第 12 の 15 の 7 集中的支援加算については、2 の(5)の㉑の規定を準用する。</p> <p>㉒ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて</p>	<p>が考えられる。<u>なお、就労移行支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑲ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて</p>

改正後	現行
<p>報酬告示第12の16、17及び18の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>（一）就労継続支援A型サービス費の区分について</p> <p>就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合若しくは指定就労継続支援A型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援A型を提供した場合(1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合(特定旧法指定施設を利用していた者に限る。)に、当該指定就労継続支援A型事業所における利用定員、人員配置及び評価点(厚生労働大臣が定める事項及び評価方法(令和3年厚生労働省告示第88号。以下「スコア告示」という。)の規定により算出されるスコアの合計をいう。以下同じ。)に応じ、算定する。</p> <p>なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外の者については、就労継続支援A型サービス費の算定対象とならないものであること。</p> <p>ア 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)については、指定就労継続支援A型であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</p> <p>イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)については、就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)以外の指定就労継続支援A型事業所であ</p>	<p>報酬告示第12の16、17及び18の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>（一）就労継続支援A型サービス費の区分について</p> <p>就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合若しくは指定就労継続支援A型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援A型を提供した場合(1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合(特定旧法指定施設を利用していた者に限る。)に、当該指定就労継続支援A型事業所における利用定員、人員配置及び評価点(厚生労働大臣が定める事項及び評価方法(令和3年厚生労働省告示第88号。以下「スコア告示」という。)の規定により算出されるスコアの合計をいう。以下同じ。)に応じ、算定する。</p> <p>なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外の者については、就労継続支援A型サービス費の算定対象とならないものであること。</p> <p>ア 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)については、指定就労継続支援A型であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</p> <p>イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)については、就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)以外の指定就労継続支援A型事業所であ</p>

改正後	現 行
<p>って、従業者の員数が利用者の数を 10 で除して得た数以上であること。</p> <p>(二) 新規指定の就労継続支援 A 型事業所等の就労継続支援 A 型サービス費の区分について</p> <p>報酬告示第 13 の 1 の注 3 の 2 については、新規指定の就労継続支援 A 型事業所において初年度は、評価点が 80 点以上 105 点未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定し、年度途中に指定された事業所については、初年度及び 2 年度目は、評価点が 80 点以上 105 点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。</p> <p>(三) 自己評価未公表減算について</p> <p>ア 報酬告示第 13 の 1 の注 4 については、指定障害福祉サービス基準第 196 条の 3 に規定する基準を満たしていない場合、つまり、就労継続支援 A 型サービス費を算定するに当たり算出する評価点の公表について、都道府県に届出がされていない場合に、所定単位数に 100 分の 85 を乗じて得た数を算定するものである。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用者全員につき減算を行うものである。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数に 100 分の 85 を乗じて得た数を算定するものではないことに留意すること。</p> <p>イ 公表の方法等については、スコア留意事項通知を参照すること。</p> <p>(四) <u>令和 6 年度</u>における就労継続支援 A 型サービス費の算定につ</p>	<p>って、従業者の員数が利用者の数を 10 で除して得た数以上であること。</p> <p>(二) 新規指定の就労継続支援 A 型事業所等の就労継続支援 A 型サービス費の区分について</p> <p>報酬告示第 13 の 1 の注 3 の 2 については、新規指定の就労継続支援 A 型事業所において初年度は、評価点が 80 点以上 105 点未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定し、年度途中に指定された事業所については、初年度及び 2 年度目は、評価点が 80 点以上 105 点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。</p> <p>(三) 自己評価未公表減算について</p> <p>ア 報酬告示第 13 の 1 の注 4 については、指定障害福祉サービス基準第 196 条の 3 に規定する基準を満たしていない場合、つまり、就労継続支援 A 型サービス費を算定するに当たり算出する評価点の公表について、都道府県に届出がされていない場合に、所定単位数に 100 分の 85 を乗じて得た数を算定するものである。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用者全員につき減算を行うものである。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数に 100 分の 85 を乗じて得た数を算定するものではないことに留意すること。</p> <p>イ 公表の方法等については、スコア留意事項通知を参照すること。</p> <p>(四) <u>令和 5 年度</u>における就労継続支援 A 型サービス費の算定につ</p>

改正後	現行
<p>いて</p> <p><u>令和6年度</u>における就労継続支援A型サービス費の算定に係る評価点の算出に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例的な取扱いを可能としている。具体的にはスコア留意事項通知を参照すること。</p> <p>② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第13の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p>③ <u>高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第13の2の2の高次脳機能障害者支援体制加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</u></p> <p>④ 就労移行支援体制加算の取扱いについて (一) 報酬告示第13の3の就労移行支援体制加算については、就労継続支援A型を経て企業等に就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行は除く。以下この④において同じ。)した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員、人員配置に基づき算定する就労継続支援A型サービス費の区分及び評価点に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p><u>通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該就労継続支援A型事</u></p>	<p>いて</p> <p><u>令和5年度</u>における就労継続支援A型サービス費の算定に係る評価点の算出に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例的な取扱いを可能としている。具体的にはスコア留意事項通知を参照すること。</p> <p>② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第13の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ 就労移行支援体制加算の取扱いについて (一) 報酬告示第13の3の就労移行支援体制加算については、就労継続支援A型を経て企業等に就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行は除く。以下この③において同じ。)した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員、人員配置に基づき算定する就労継続支援A型サービス費の区分及び評価点に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>なお、就労継続支援A型を経て企業等に就労した後、就労継続支援A型の職場定着支援の努力義務期間(就職した日から6月中)において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離</p>

改正後	現 行
<p><u>業所において就労継続支援A型を受けた場合にあっては、当該就労継続支援A型を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には就労継続支援A型の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とする。</u>なお、就労継続支援A型を経て企業等に就労した後、就労継続支援A型の職場定着支援の努力義務期間(就職した日から6月(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労継続支援A型事業所において就労継続支援A型を受けた場合は、当該就労継続支援A型を受けた後から6月))中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労継続支援A型事業所において就労継続支援A型を受けた場合は、当該就労継続支援A型を受けた後から6月))に達した者は就労定着者として取り扱う。</p> <p><u>また、過去3年間において、当該就労継続支援A型事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。</u></p> <p>(二) 注1中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、<u>令和5年</u>10月1</p>	<p>職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。</p> <p>(二) 注1中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、<u>令和2年</u>10月1</p>

改正後	現行
<p>日に就職した者は、<u>令和6年</u>3月31日に6月に達した者となる。</p> <p><u>また、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が就労継続支援A型を受けた場合は、当該就労継続支援A型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者であり、例えば、令和5年10月1日に就職した後、労働時間の延長のために令和5年12月31日まで当該指定就労継続支援A型事業所において就労継続支援A型を受けた場合は、令和6年6月30日に6月に達した者となる。</u></p> <p>⑤ 就労移行連携加算について</p> <p>(一) 報酬告示第13の3の2の就労移行連携加算については、就労継続支援A型の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいる就労継続支援A型事業所において、当該支給決定に先立ち、就労移行支援事業所の見学への同行や就労移行支援事業者との事前の連絡調整を行うとともに、当該支給決定に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、当該就労継続支援A型事業所での支援の状況等の情報を文書により提供するなど、就労移行支援の利用を希望する利用者が円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合に、当該就労継続支援A型事業所におけるサービス提供の最終月に所定単位数を算定する。ただし、<u>通常の事業所に雇用されており、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする</u></p>	<p>日に就職した者は、<u>令和3年</u>3月31日に6月に達した者となる。</p> <p>④ 就労移行連携加算について</p> <p>(一) 報酬告示第13の3の2の就労移行連携加算については、就労継続支援A型の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいる就労継続支援A型事業所において、当該支給決定に先立ち、就労移行支援事業所の見学への同行や就労移行支援事業者との事前の連絡調整を行うとともに、当該支給決定に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、当該就労継続支援A型事業所での支援の状況等の情報を文書により提供するなど、就労移行支援の利用を希望する利用者が円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合に、当該就労継続支援A型事業所におけるサービス提供の最終月に所定単位数を算定する。ただし、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。</p>

改正後	現 行
<p><u>ものとして指定就労継続支援A型を受けている利用者は算定対象外とする。</u></p> <p><u>また、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。</u></p> <p>(二) 本加算は、加算の対象となる利用者が就労移行支援の支給決定を受けたときに算定が可能となるため、加算を算定する就労継続支援A型事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましい。</p> <p>(三) 特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援A型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものであること。なお、情報の提供にあたっては、電子メール等のインターネットを利用した提供方法でも差し支えない。</p> <p>⑥ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第13の4の初期加算については、2の(6)の⑧の規定を準用する。<u>ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要なものに対して就労継続支援A型を行う場合は、原則通常の事業所に雇用される前から利用していた就労継続支援A型事業所において引き続き支援を行うこととしているため、初期加算の対象とすることは想定していないが、初期加算の算</u></p>	<p>(二) 本加算は、加算の対象となる利用者が就労移行支援の支給決定を受けたときに算定が可能となるため、加算を算定する就労継続支援A型事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましい。</p> <p>(三) 特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援A型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものであること。なお、情報の提供にあたっては、電子メール等のインターネットを利用した提供方法でも差し支えない。</p> <p>⑤ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第13の4の初期加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p><u>定の必要性を市町村が確認できるよう、当該利用者の状況、支援の内容等を記録しておくこと。</u></p> <p>⑦ 訪問支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の⑨の規定を準用する。<u>ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについては、連続した5日間、就労継続支援A型の利用がなくても居宅訪問して相談援助を行う必要性が低い場合も考えられることを踏まえ、居宅訪問して相談援助を行うことの必要性を市町村が確認できるよう、相談援助に当たって当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録しておくこと。</u></p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑨ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の⑭の規定を準用する。</p> <p>⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>⑪ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 9 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑩の規定を準用する。</p>	<p>⑥ 訪問支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑦ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑲の規定を準用する。</p> <p>⑧ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>⑩ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 9 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑨の規定を準用する。</p>

改正後	現行
<p>⑫ 医療連携体制加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 13 の 10 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑩の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑩の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2 の(7)の⑩の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2 の(7)の⑩の(二)のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。</p> <p>⑬ 重度者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 13 の 11 のイの重度者支援体制加算(Ⅰ)については、障害基礎年金 1 級受給者が利用者の数(障害基礎年金の受給資格のない 20 歳未満の者は利用者の数から除く。以下(二)において同じ。)の 100 分の 50 以上である指定就労継続支援 A 型事業所である場合、算定する。</p> <p>(二) 同ロの重度者支援体制加算(Ⅱ)については、障害基礎年金 1 級受給者が利用者の数の 100 分の 25 以上 100 分の 50 未満である指定就労継続支援 A 型事業所である場合、算定する。</p> <p>(三) 利用実績の算定については、次によるものとする。</p> <p>ア 前年度における利用者のうち障害基礎年金 1 級受給者の延べ人数を算出</p> <p>イ 前年度における利用者の延べ人数を算出</p> <p>ウ $ア \div イ$により利用者延べ人数のうち障害基礎年金 1 級受給者延べ人数割合を算出</p> <p>⑭ 賃金向上達成指導員配置加算の取扱いについて</p>	<p>⑪ 医療連携体制加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 13 の 10 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑩の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑩の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2 の(7)の⑩の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2 の(7)の⑩の(二)のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。</p> <p>⑫ 重度者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 13 の 11 のイの重度者支援体制加算(Ⅰ)については、障害基礎年金 1 級受給者が利用者の数(障害基礎年金の受給資格のない 20 歳未満の者は利用者の数から除く。以下(二)において同じ。)の 100 分の 50 以上である指定就労継続支援 A 型事業所である場合、算定する。</p> <p>(二) 同ロの重度者支援体制加算(Ⅱ)については、障害基礎年金 1 級受給者が利用者の数の 100 分の 25 以上 100 分の 50 未満である指定就労継続支援 A 型事業所である場合、算定する。</p> <p>(三) 利用実績の算定については、次によるものとする。</p> <p>ア 前年度における利用者のうち障害基礎年金 1 級受給者の延べ人数を算出</p> <p>イ 前年度における利用者の延べ人数を算出</p> <p>ウ $ア \div イ$により利用者延べ人数のうち障害基礎年金 1 級受給者延べ人数割合を算出</p> <p>⑬ 賃金向上達成指導員配置加算の取扱いについて</p>

改正後	現 行
<p>(一) 報酬告示第13の12の2の賃金向上達成指導員配置加算については、指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に応じた所定単位数を、1日につき当該事業所を利用した利用者全員に対して加算する。</p> <p>(二) 注中「賃金向上計画」は、就労系留意事項通知で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができる。なお、経営改善計画書を提出する必要のない事業所においては、就労系留意事項通知で示す別紙様式2-1の経営改善計画書の1に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を2から6に記載することで、賃金向上計画とすることができる。</p> <p>(三) 注中「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要であり、実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えないが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいない場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないとすることもできる。</p> <p>⑮ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第13の13の送迎加算については、2の(6)の⑮の(一)から(五)までの規定を準用する。 なお、就労継続支援A型における送迎については、就労継続支援A型が、利用者と雇用契約を締結していることや、利用者の知識や</p>	<p>(一) 報酬告示第13の12の2の賃金向上達成指導員配置加算については、指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に応じた所定単位数を、1日につき当該事業所を利用した利用者全員に対して加算する。</p> <p>(二) 注中「賃金向上計画」は、就労系留意事項通知で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができる。なお、経営改善計画書を提出する必要のない事業所においては、就労系留意事項通知で示す別紙様式2-1の経営改善計画書の1に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を2から6に記載することで、賃金向上計画とすることができる。</p> <p>(三) 注中「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要であり、実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えないが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいない場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないとすることもできる。</p> <p>⑭ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第13の13の送迎加算については、2の(6)の⑭の(一)から(五)までの規定を準用する。 なお、就労継続支援A型における送迎については、就労継続支援A型が、利用者と雇用契約を締結していることや、利用者の知識や</p>

改正後	現 行
<p>能力向上のために必要な訓練を行うものであることを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することが必要であり、送迎の必要性については、公共交通機関等がない等の地域の実情や重度障害などの障害特性などのやむを得ない場合など、個別の状況に応じて判断すること。</p> <p>⑯ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑰ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 14 の 2 の在宅時生活支援サービス加算については、3 の(3)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑱ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 14 の 3 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の⑲の規定を準用する。</p> <p>⑲ <u>緊急時受入加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 13 の 14 の 4 の緊急時受入加算については、2 の(6)の⑳の規定を準用する。</u></p> <p>⑳ <u>集中的支援加算</u> <u>報酬告示第 13 の 14 の 5 集中的支援加算については、2 の(5)の㉑の規定を準用する。</u></p> <p>㉑ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 15、16 及び 17 の福祉・介護職員処遇改善加算、</p>	<p>能力向上のために必要な訓練を行うものであることを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することが必要であり、送迎の必要性については、公共交通機関等がない等の地域の実情や重度障害などの障害特性などのやむを得ない場合など、個別の状況に応じて判断すること。</p> <p>⑮ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑯ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 14 の 2 の在宅時生活支援サービス加算については、3 の(3)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑰ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 14 の 3 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 15、16 及び 17 の福祉・介護職員処遇改善加算、</p>

改正後	現 行
<p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p> <p>① 就労継続支援B型の対象者について</p> <p>就労継続支援B型については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>(二) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>(三) (一)及び(二)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p><u>四 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの</u></p> <p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について</p> <p>ア <u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは指定就労継続支援B型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援B型を提供した場合(1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。以下この②において同じ。)又は施設入所支援を併せて</p>	<p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p> <p>① 就労継続支援B型の対象者について</p> <p>就労継続支援B型については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>(二) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>(三) (一)及び(二)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について</p> <p>ア <u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは指定就労継続支援B型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援B型を提供した場合(1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。以下この②において同じ。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B</p>

改正後	現行
<p>利用する者に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。</p> <p><u>(ア) 就労継続支援B型サービス費(I)については、工賃向上計画(「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針)(平成24年4月11日付障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「工賃向上計画基本指針」という。)における工賃向上計画をいう。以下同じ)を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業員の員数が利用者の数を6で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>(イ) 就労継続支援B型サービス費(II)については、工賃向上計画を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業員の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(I)を算定している場合を除く)。</u></p> <p><u>(ウ) 就労継続支援B型サービス費(III)については、工賃向上計画を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業員の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(I)及び(II)を算定している場合を除く)。</u></p> <p><u>イ 就労継続支援B型サービス費(IV)、就労継続支援B型サービス費(V)及び就労継続支援B型サービス費(VI)については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援B型を提供した場合又は</u></p>	<p>型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。</p> <p><u>(ア) 就労継続支援B型サービス費(I)については、工賃向上計画(「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針)(平成24年4月11日付障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「工賃向上計画基本指針」という。)における工賃向上計画をいう。以下同じ)を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業員の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>(イ) 就労継続支援B型サービス費(II)については、工賃向上計画を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業員の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(I)を算定している場合を除く)。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>イ 就労継続支援B型サービス費(III)及び就労継続支援B型サービス費(IV)については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者</u></p>

改正後	現行
<p>施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定する(就労継続支援B型サービス費(I)、<u>就労継続支援B型サービス費(II)</u>又は就労継続支援B型サービス費(III)を算定している場合を除く)。</p> <p><u>(7) 就労継続支援B型サービス費(IV)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を6で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>(4) 就労継続支援B型サービス費(V)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。(就労継続支援B型サービス費(IV)を算定している場合を除く)</u></p> <p><u>(7) 就労継続支援B型サービス費(VI)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(IV)又は(V)を算定している場合を除く)。</u></p> <p>ウ 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉法 <u>(昭和26年法律第45号)</u> 及び生活保護法 <u>(昭和25年法律第144号)</u> に規定する授産施設(以下「社会事業授産施設等」という。)利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。</p> <p>エ <u>就労継続支援B型サービス費(I)、就労継続支援B型サービス費(II)及び就労継続支援B型サービス費(III)</u>における前年</p>	<p>に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定する(就労継続支援B型サービス費(I)又は就労継続支援B型サービス費(II)を算定している場合を除く)。</p> <p><u>(7) 就労継続支援B型サービス費(III)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>(4) 就労継続支援B型サービス費(IV)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(III)を算定している場合を除く)。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設(以下「社会事業授産施設等」という。)利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。</p> <p>エ 就労継続支援B型サービス費(I)及び就労継続支援B型サービス費(II)における前年度の平均工賃月額、以下の方法で</p>

改正後	現 行
<p>度の平均工賃月額は、以下の方法で算出すること。<u>ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に受けるものを除くこと。</u></p> <p>(7) <u>前年度における工賃支払総額を算出する。</u></p>	<p>算出すること。</p> <p>(7) <u>前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。</u></p> <p><u>ただし、以下の場合には、工賃支払対象者の総数から除外することとするが、工賃支払対象者から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>月の途中において、利用開始又は終了した者については、当該月の工賃支払対象者から除外</u> • <u>月の途中において、入院又は退院した者については、当該月の工賃支払対象者から除外</u> • <u>月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった者については、利用できなくなった月から利用可能となった月まで工賃支払対象者から除外</u> • <u>複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者については、工賃支払対象者の総数から除外</u> • <u>人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者については、工賃支払対象者の総数から除外</u> (例：50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月

改正後	現 行
<p>(イ) <u>前年度における開所日 1 日当たりの平均利用者数を算出</u> <u>(算定式) 前年度の延べ利用者数 ÷ 前年度の年間開所日数</u></p> <p>(ウ) <u>前年度における工賃支払総額 (ア) ÷ 前年度における開所日 1 日当たりの平均利用者数 (イ) ÷ 12 月により、1 人当たり平均工賃月額を算出</u></p>	<p><u>49 人、11 月 50 人、12 月 45 人、1 月 47 人、2 月 50 人、3 月 50 人の場合は、となる。)</u></p> <p>(イ) <u>前年度に支払った工賃総額を算出する。</u> <u>ただし、以下の利用者に支払った工賃は、工賃総額から除外することとするが、工賃総額から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月に支払った工賃</u> ・ <u>月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月に支払った工賃</u> ・ <u>月の途中において、入院又は退院した者の当該月に支払った工賃</u> ・ <u>月の途中において、全治 1 か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続 1 週間以上の長期に渡って利用できなくなった者に関しては、利用できなくなった月に支払った工賃と利用可能となった月に支払った工賃</u> ・ <u>複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者に支払った工賃</u> ・ <u>人工透析など、通年かつ毎週 1 回以上引き続き通院する必要がある者に支払った工賃</u> <p>(ウ) <u>(イ) ÷ (ア) により 1 人あたり平均工賃月額(円未満四捨五入)を算出する。</u></p>

改正後	現行
<p>ただし、報酬告示第 14 の 12 のイの重度者支援体制加算 (I) を算定している場合は、<u>上記により</u>算出した平均工賃月額に 2,000 円を加えた額を、就労継続支援 B 型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。</p> <p>なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援 B 型事業所のうち、8 割の就労継続支援 B 型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができることとするが、<u>従前の算定方法ではなく、上記方法によって算定した額とすること。</u></p> <p>また、以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法 <u>(昭和 22 年法律第 118 号)</u> 適用地域に、就労継続支援 B 型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合 ・激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少となったことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合 <p>(二) 就労継続支援 B 型サービス費の区分の届出について 就労継続支援 B 型サービス費の区分に係る届出については、原</p>	<p>ただし、報酬告示第 14 の 12 のイの重度者支援体制加算 (I) を算定している場合は、<u>(イ)÷(ア)</u>により算出した平均工賃月額に 2,000 円を加えた額を、就労継続支援 B 型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。</p> <p>なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援 B 型事業所のうち、8 割の就労継続支援 B 型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</p> <p>また、以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に、就労継続支援 B 型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合 ・激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少となったことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合 <p>(二) 就労継続支援 B 型サービス費の区分の届出について 就労継続支援 B 型サービス費の区分に係る届出については、原</p>

改正後	現 行
<p>則毎年度の4月に行うこと。年度途中に新規に指定された事業所は当該指定を受けた年度において、初めて基本報酬を算定する前までに届出を行うこと。また、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>又は<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>を算定する場合は、工賃向上計画基本指針に基づき、工賃向上計画を都道府県(指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする。以下同じ。)に提出すること。なお、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>若しくは<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>又は<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)</u>、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)</u>若しくは<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)</u>のいずれかの区分を届け出た後は、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>若しくは<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>又は<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)</u>、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)</u>若しくは<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)</u>との間での区分の変更については、当該年度中は原則想定していないこと(人員配置の変更に伴う区分の変更(例えば<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>から<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>又は<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>への変更等は除く。))</p> <p>(三) 新規指定の就労継続支援B型事業所等の就労継続支援B型サービス費の算定について</p> <p>報酬告示第14の1の<u>注9</u>については、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>又は<u>就労継続支援サービス費(Ⅲ)</u>の算定に当たって、新規指定の就労継続支援B</p>	<p>則毎年度の4月に行うこと。年度途中に新規に指定された事業所は当該指定を受けた年度において、初めて基本報酬を算定する前までに届出を行うこと。また、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>又は<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>を算定する場合は、工賃向上計画基本指針に基づき、工賃向上計画を都道府県(指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする。以下同じ。)に提出すること。なお、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>(若しくは<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>)又は<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>(若しくは<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)</u>)のいずれかの区分を届け出た後は、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>(若しくは<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>)又は<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>(若しくは<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)</u>)との間での区分の変更については、当該年度中は原則想定していないこと(人員配置の変更に伴う区分の変更(就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)から就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)から就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)から就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅲ))は除く。))</p> <p>(三) 新規指定の就労継続支援B型事業所等の就労継続支援B型サービス費の算定について</p> <p>報酬告示第14の1の<u>注6の2</u>については、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>又は<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>の算定に当たって、新規指定の就労継続支援B型事業所等において初年度</p>

改正後	現 行
<p>型事業所等において初年度の1年間は、平均工賃月額が1万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間は、平均工賃月額が1万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。</p> <p>(四) <u>利用時間が4時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の所定単位数の算定について</u> <u>利用時間が4時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の減算については、以下のとおり取り扱うこととする。</u> <u>ア ここであいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</u> <u>イ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が4時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が4時間未満であっても、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した利用者又はやむを得ない理由がある利用者を除く。</u> <u>ウ 算定される単位数は、所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</u></p> <p>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて</p>	<p>の1年間は、平均工賃月額が1万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間は、平均工賃月額が1万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。</p> <p>(四) <u>令和5年度における就労継続支援B型サービス費(I)及び就労継続支援B型サービス費(II)の算定について</u> <u>令和5年度における就労継続支援B型サービス費(I)及び就労継続支援B型サービス費(II)の算定に係る平均工賃月額の算出に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和4年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの年度の実績で算出すること。</u> <u>なお、イ又はウを用いる場合は、別途通知で定める届出書を都道府県に提出すること。</u> <u>ア 令和4年度</u> <u>イ 令和元年度</u> <u>ウ 平成30年度</u></p> <p>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて</p>

改正後	現行
<p>報酬告示第 14 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p><u>④ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 14 の 2 の 2 の高次脳機能障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑦の規定を準用する。</u></p> <p><u>⑤ 就労移行支援体制加算の取扱いについて</u> (一) 報酬告示第 14 の 3 のイの就労移行支援体制加算(Ⅰ)及びロの就労移行支援体制加算(Ⅱ)については、<u>就労継続支援 B 型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援 B 型サービス費(Ⅱ)又は就労継続支援 B 型サービス費(Ⅲ)</u>を算定している就労継続支援 B 型を経て企業等に就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援 A 型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この④において同じ。)した後、当該企業等での雇用が継続している期間が 6 月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p><u>通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援 B 型事業所等において指定就労継続支援 B 型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援 B 型等を受けた後、就労を継続している期間が 6 月に達した者を就労定着者として取り扱う。具</u></p>	<p>報酬告示第 14 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>④ 就労移行支援体制加算の取扱いについて</u> (一) 報酬告示第 13 の 3 のイの就労移行支援体制加算(Ⅰ)及びロの就労移行支援体制加算(Ⅱ)については、就労継続支援 B 型サービス費(Ⅰ)又は就労継続支援 B 型サービス費(Ⅱ)を算定している就労継続支援 B 型を経て企業等に就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援 A 型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この④において同じ。)した後、当該企業等での雇用が継続している期間が 6 月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p>

改正後	現行
<p><u>体的には、労働時間の延長の場合には指定就労継続支援B型等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とする。</u></p> <p><u>また、過去3年間において、当該指定就労継続支援B型等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。</u></p> <p>(二) 報酬告示第14の3のハの就労移行支援体制加算(Ⅲ)及びニの就労移行支援体制加算(Ⅳ)については、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)</u>を算定している就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p><u>通常の事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援B型等を受けた場合にあつては、当該指定就労継続支援B型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には指定就労継続支援B型等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とする。</u></p>	<p>(二) 報酬告示第13の3のハの就労移行支援体制加算(Ⅲ)及びニの就労移行支援体制加算(Ⅳ)については、就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定している就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p>

改正後	現行
<p><u>また、過去3年間において、当該指定就労継続支援B型等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。</u></p> <p>(三) 上記(一)又は(二)のいずれの場合においても、就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、就労継続支援B型の職場定着支援の努力義務期間(就職した日から6月)<u>(就職した日から6月(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援A型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援B型等を受けた後から6月)</u>)中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月<u>(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労継続支援A型事業所において就労継続支援A型を受けた場合は、当該就労継続支援A型を受けた後から6月)</u> に達した者は就労定着者として取り扱う。</p> <p>(四) 注1中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、<u>令和5年</u>10月1日に就職した者は、<u>令和6年</u>3月31日に6月に達した者となる。</p> <p><u>また、当該就労後に労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就</u></p>	<p>(三) 上記(一)又は(二)のいずれの場合においても、就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、就労継続支援B型の職場定着支援の努力義務期間(就職した日から6月)中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。</p> <p>(四) 注1中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、<u>令和2年</u>10月1日に就職した者は、<u>令和3年</u>3月31日に6月に達した者となる。</p>

改正後	現 行
<p><u>労継続支援B型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援B型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者であり、例えば、令和5年10月1日に就職した後、労働時間の延長のために令和5年12月31日まで当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援B型等を受けた場合は、令和6年6月30日に6月に達した者となる。</u></p> <p>⑤ 就労移行連携加算について 報酬告示第14の3の2の就労移行連携加算については、3の(4)の⑤の規定を準用する。<u>通常の事業所に雇用されており、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援A型を受けている利用者は算定対象外とする。</u></p> <p><u>また、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。</u></p> <p>⑥ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第14の4の初期加算については、2の(6)の⑧の規定を準用する。<u>ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して就労継続支援B型を行う場合は、原則通常の事業所に雇用される前から利用していた就労継続支援B型事業所において引き続き支援を行うこととしているため、初期加算の対象とすることは想定していないが、初期加算の算定の必要性を市町村が確認できるよう、当該利用者の状況、支援の</u></p>	<p>⑤ 就労移行連携加算について 報酬告示第14の3の2の就労移行連携加算については、3の(4)の④の規定を準用する。</p> <p>⑥ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第14の4の初期加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</p>

改正後	現行
<p><u>内容等を記録しておくこと。</u></p> <p>⑦ 訪問支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の⑨の規定を準用する。<u>ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについては、連続した 5 日間、就労継続支援 B 型の利用がなくても居宅訪問して相談援助を行う必要性が低い場合も考えられることを踏まえ、居宅訪問して相談援助を行うことの必要性を市町村が確認できるよう、相談援助に当たって当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録しておくこと。</u></p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑨ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の⑭の規定を準用する。</p> <p>⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>⑪ ピアサポート実施加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 8 の 2 のピアサポート実施加算については、<u>就労継続支援 B 型サービス費 (IV)、就労継続支援 B 型サービス費 (V) 又は就労継続支援 B 型サービス費 (VI) を算定している就労継続支</u></p>	<p>⑦ 訪問支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑲の規定を準用する。</p> <p>⑨ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>⑪ ピアサポート実施加算の取扱いについて <u>(ト) 報酬告示第 14 の 8 の 2 のピアサポート実施加算については、次のアからウまでのいずれにも該当する就労継続支援 B 型事業所において、イの(ア)の者が、利用者に対して、就労及び生産</u></p>

改正後	現 行
<p><u>援B型事業所において加算するものであり、算定の要件等については、3の(1)の③の規定を準用する。</u></p>	<p><u>活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。</u></p> <p><u>ア 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定していること。</u></p> <p><u>イ 当該就労継続支援事業所の従業者として、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ配置していること。</u></p> <p><u>(ア) 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者(以下この①において「障害者等」という。)</u></p> <p><u>(イ) 当該就労継続支援B型事業所の従業者</u></p> <p><u>ウ イの者により、当該就労継続支援B型事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。</u></p> <p><u>(二) 研修の要件</u></p> <p><u>「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-17 に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。</u></p> <p><u>なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。</u></p> <p><u>ア 都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>イ (一)のイの(イ)の者の配置がない場合も算定できるものとする。</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>る。</u></p> <p><u>この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託、補助等によりピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。</u></p> <p><u>また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。</u></p> <p>(三) <u>障害者等の確認方法</u></p> <p><u>当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は確認方法により確認するものとする。</u></p> <p><u>ア 身体障害者</u> <u>身体障害者手帳</u></p> <p><u>イ 知的障害者</u> <u>(ア) 療育手帳</u> <u>(イ) 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。</u></p> <p><u>ウ 精神障害者</u> <u>以下のいずれかの証書類により確認する(これらに限定されるものではない)。</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>(ア) 精神障害者保健福祉手帳</u></p> <p><u>(イ) 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類(国民年金、厚生年金などの年金証書等)</u></p> <p><u>(ウ) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類</u></p> <p><u>(エ) 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)</u></p> <p><u>(オ) 医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類 I C D-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること) 等</u></p> <p><u>エ 難病等対象者</u> <u>医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等</u></p> <p><u>オ その他都道府県が認める書類又は確認方法</u></p> <p><u>四 配置する従業者の職種等</u></p> <p><u>ア 障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに就労や生産活動に参加する者も含まれる。</u></p> <p><u>イ (一)のイの(イ)に掲げる者については、支援現場で直接利用者</u> <u>と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用について十分に知悉しており、当該就労継続支援 B 型事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であ</u></p>

改正後	現 行
<p>⑫ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 9 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑩の規定を準用する。</p> <p>⑬ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 10 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑯の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑯の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2 の(7)の⑯の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)</p>	<p><u>ること。</u></p> <p><u>ウ いずれの者の場合も、当該就労継続支援 B 型事業所と雇用契約関係(雇用形態は問わない)にあること。</u></p> <p><u>(五) ピアサポーターとしての支援について</u> <u>ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく就労面や生活面の相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして生産活動とともに従事し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定すること。</u></p> <p><u>(六) 届出等</u> <u>当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があること。</u> <u>また、当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものとする。なお、作成した記録は 5 年間保存するとともに、都道府県知事から求めがあった場合には、提出しなければならない。</u></p> <p>⑫ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 9 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑬ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 10 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑯の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑯の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2 の(7)の⑯の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)</p>

改正後	現 行
<p>から(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(I)から(IV)」と、2の(7)の⑯の(二)のイ中「医療連携体制加算(IV)及び(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(IV)」と読み替えるものとする。</p> <p>⑭ 地域協働加算について</p> <p>報酬告示第14の11の地域協働加算については、<u>就労継続支援B型サービス費(IV)</u>、<u>就労継続支援B型サービス費(V)</u>又は<u>就労継続支援B型サービス費(VI)</u>を算定している事業所において、持続可能な活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民、地元企業、農業等生産者、自治体その他の関係者と協働した取組生産活動収入の発生に係るものに限る。)を行い、当該取組内容をインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該取組に参加し、支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(一) 加算の対象となる地域の範囲について</p> <p>本加算の算定に係る取組に当たり、基本的には、指定就労継続支援B型事業所の所属する市町村や近隣自治体が想定されるが、当該指定就労継続支援B型事業所の属する地域の活性化や、利用者と地域住民との繋がりに資する取り組みであれば、遠隔の地域と協働した取組であっても、差し支えない。</p> <p>(二) 取組の内容について</p> <p>本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりがや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であることが望ましい。ただし、あくまでも生</p>	<p>から(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(I)から(IV)」と、2の(7)の⑯の(二)のイ中「医療連携体制加算(IV)及び(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(IV)」と読み替えるものとする。</p> <p>⑭ 地域協働加算について</p> <p>報酬告示第14の11の地域協働加算については、<u>就労継続支援B型サービス費(III)</u>又は<u>就労継続支援B型サービス費(IV)</u>を算定している事業所において、持続可能な活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民、地元企業、自治体その他の関係者と協働した取組(生産活動収入の発生に係るものに限る。)を行い、当該取組内容をインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該取組に参加し、支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(一) 加算の対象となる地域の範囲について</p> <p>本加算の算定に係る取組に当たり、基本的には、指定就労継続支援B型事業所の所属する市町村や近隣自治体が想定されるが、当該指定就労継続支援B型事業所の属する地域の活性化や、利用者と地域住民との繋がりに資する取り組みであれば、遠隔の地域と協働した取組であっても、差し支えない。</p> <p>(二) 取組の内容について</p> <p>本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりがや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であることが望ましい。ただし、あくまでも生</p>

改正後	現 行
<p>産活動の一環としての取組であることに留意すること。以下に本加算の取組として適切なものと不適切なものを例示する。</p> <p>(適切な取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で開催されるイベントへの出店 ・ 農福連携による施設外での生産活動 ・ 請負契約による公園や公共施設の清掃業務 ・ 飲食業、小売業など地域住民との交流の場となる店舗運営 ・ 高齢者世帯への配食サービス ・ 上記活動に係る営業活動等 <p>(不適切な取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産活動収入が発生しない地域活動等 ・ レクリエーションを目的とした活動 ・ 生産活動収入の発生には結びつかないような、単に見学や体験を目的とした施設外の活動 <p>(三) 公表について</p> <p>取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うこと(本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではない)。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。</p> <p><u>公表方法については、原則、障害福祉サービス等情報検索ウェブサイト及び事業所のホームページ等インターネットを利用したものとすること。</u></p> <p>なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも</p>	<p>産活動の一環としての取組であることに留意すること。以下に本加算の取組として適切なものと不適切なものを例示する。</p> <p>(適切な取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で開催されるイベントへの出店 ・ 農福連携による施設外での生産活動 ・ 請負契約による公園や公共施設の清掃業務 ・ 飲食業、小売業など地域住民との交流の場となる店舗運営 ・ 高齢者世帯への配食サービス ・ 上記活動に係る営業活動等 <p>(不適切な取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産活動収入が発生しない地域活動等 ・ レクリエーションを目的とした活動 ・ 生産活動収入の発生には結びつかないような、単に見学や体験を目的とした施設外の活動 <p>(三) 公表について</p> <p>取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うこと(本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではない)。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。</p> <p><u>公表方法については、原則、事業所のホームページ等インターネットを利用した公表方法を想定しているが、インターネットの利用以外で想定している方法は、次のとおりである。このほか、第三者に対して広く情報発信できる方法により実施すること。</u></p>

改正後	現行
<p>配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。</p> <p>⑮ 重度者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 12 の重度者支援体制加算については、3 の(4)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑯ 目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 13 の目標工賃達成指導員配置加算については、<u>就労継続支援 B 型サービス費 (I) 及び就労継続支援 B 型サービス費 (IV)</u> を算定する指定就労継続支援 B 型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を <u>5</u> で除して得た数以上である場合に、加算する。</p> <p><u>目標工賃達成指導員は、工賃目標の達成に向けて、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいい、例えば、生産活動収入の向上を目指し、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律 (平成 24 年法律第 50 号) に基づく積極的な物品や役務等の受注促進、地域と連携した農福連携等の取組を通じた新たな生産活動領域の開拓、ICT 機器等の導入による利用者の生産能力向上等を図るものをいう。</u></p>	<p><u>・市町村等が発行する情報誌への掲載</u></p> <p><u>・当該就労継続支援 B 型事業所等及び関係機関等での掲示</u></p> <p><u>なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。</u></p> <p>⑮ 重度者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 12 の重度者支援体制加算については、3 の(4)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑯ 目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 13 の目標工賃達成指導員配置加算については、<u>就労継続支援 B 型サービス費 (I) 及び就労継続支援 B 型サービス費 (III)</u> を算定する指定就労継続支援 B 型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を <u>6</u> で除して得た数以上である場合に、加算する。</p>

改正後	現 行
<p>⑰ <u>目標工賃達成加算の取扱いについて</u></p> <p><u>ア 報酬告示第14の13の2の目標工賃達成加算については、目標工賃達成指導員配置加算の対象となる就労継続支援B型サービス費(I)及び就労継続支援B型サービス費(IV)を算定する指定就労継続支援B型において、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算する。</u></p> <p><u>イ 目標工賃達成加算は、前年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額(当該額が前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額)以上でなければならない。</u></p> <p><u>(例) 令和4年度の平均工賃月額が13,000円である就労継続支援B型事業所の場合(令和4年度と令和3年度の全国平均工賃月額の差額は524円)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 令和5年度における工賃向上計画における工賃目標を15,000円とし、実際の平均工賃月額が15,500円だった場合</u> → 加算 <u>・ 令和5年度における工賃向上計画における工賃目標を13,100円とし、実際の平均工賃月額が15,500円だった場</u> 	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>合</u> → <u>工賃目標が、前々年度の全国平均工賃月額と前々年度の全国平均工賃月額との差額（524円）以上となっていないことから加算対象外</u></p> <p>・ <u>令和5年度における工賃向上計画における工賃目標を15,000円とし、実際の平均工賃月額が14,000円だった場合</u> <u>合</u> → <u>工賃目標未達成であることから加算対象外</u></p> <p>⑱ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第14の14の送迎加算については、2の(6)の⑯の(一)から(五)までの規定を準用する。</p> <p>⑲ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第14の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の(6)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑳ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第14の16の在宅時生活支援サービス加算については、3の(3)の⑰の規定を準用する。</p> <p>㉑ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第14の16の2の社会生活支援特別加算については、3の(1)の⑬の規定を準用する。</p> <p>㉒ <u>緊急時受入加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第14の16の3の緊急時受入加算については、2の(6)の⑳の規定を準用する。</u></p> <p>㉓ <u>集中的支援加算の取扱いについて</u></p>	<p>⑰ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第14の14の送迎加算については、2の(6)の⑮の(一)から(五)までの規定を準用する。</p> <p>⑱ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第14の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の(6)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑲ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第14の16の在宅時生活支援サービス加算については、3の(3)の⑯の規定を準用する。</p> <p>㉑ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第14の16の2の社会生活支援特別加算については、3の(1)の⑪の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><u>報酬告示第13の16の4の集中的支援加算については、2の(5)の⑦の規定を準用する。</u></p> <p>⑭ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第14の17、18及び19の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(6) 就労定着支援サービス費</p> <p>① 就労定着支援の対象者について</p> <p>就労定着支援については、報酬告示第14の2の1の注1に規定する生活介護等を受けて通常の事業所(就労継続支援A型事業所は除く。)に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定生活介護等、指定自立訓練(機能訓練)等、指定自立訓練(生活訓練)等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等若しくは指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型(以下(6)において「就労移行支援等」という。)を受けた障害者については、当該生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達したもの)が対象となる。この場合、例えば、令和6年4月1日に就職した者は、令和6年9月30日に6月に達した者となることから、令和6年10月1日から就労定着支援を利用できるようになることが必要となり、また、令和6年4月1日に就職し、令和6年6月30日まで労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必</p>	<p>⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第14の17、18及び19の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(6) 就労定着支援サービス費</p> <p>① 就労定着支援の対象者について</p> <p>就労定着支援については、報酬告示第14の2の1の注1に規定する生活介護等を受けて通常の事業所(就労継続支援A型事業所は除く。)に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者が対象となる。この場合、例えば、平成30年4月1日に就職した者は、平成30年9月30日に6月に達した者となることから、平成30年10月1日から就労定着支援を利用できるようになることが必要となる。</p> <p>なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援又は指定就労継続支援(以下「指定就労移行支援等」という。)を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月以上42月未満の障害者が利用対象者となるが、その場合の就労定着支援の利用期間は42月から就労を継続している期間を除いた期間とする。</p>

改正後	現行
<p><u>要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労移行支援等を受けた場合は、令和6年12月31日に6月に達した者となることから、令和7年1月1日から就労定着支援を利用できることとなる。</u></p> <p>なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する<u>就労移行支援等</u>を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月以上42月未満の障害者<u>（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月以上42月未満のもの）</u>が利用対象者となるが、その場合の就労定着支援の利用期間は42月から就労を継続している期間を除いた期間とする。</p> <p>② 就労定着支援サービス費について</p> <p>（一） 就労定着支援サービス費の区分について</p> <p>就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者<u>（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達したものの）</u>に対して、就労定着支援を提供した月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における<u>就労定着率</u>に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方</p>	<p>② 就労定着支援サービス費について</p> <p>（一） 就労定着支援サービス費の区分について</p> <p>就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、就労定着支援を提供した月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における<u>利用者数及び就労定着率</u>に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方法は以下による。</p>

改正後	現 行
<p>法は以下による。</p> <p>ア 当該前年度末日から起算して過去 3 年間に就労定着支援を開始した者の利用した総数(以下「利用者総数」という。)を算出する。</p> <p>イ アの過去 3 年間に就労定着支援の利用者総数のうち当該前年度末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者 ・ 就労定着支援の利用中に、離職した後 1 月以内に他の通常の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者(就労定着支援の利用中 1 回限りの転職について認める。) <p>ウ イ÷アにより就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)第 26 条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合 ・ 雇用された事業所が倒産した場合 ・ 利用者が死亡した場合 <p>新たに指定を受ける場合の初年度の就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去 3 年間に一般就労した者の総数のうち指定を受ける前</p>	<p>ア 当該前年度末日から起算して過去 3 年間に就労定着支援を利用した総数を算出する。</p> <p>イ アの過去 3 年間に就労定着支援を利用した総数のうち当該前年度末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者 ・ 就労定着支援の利用中に、離職した後 1 月以内に他の通常の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者(就労定着支援の利用中 1 回限りの転職について認める。) <p>ウ イ÷アにより就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)第 26 条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合 ・ 雇用された事業所が倒産した場合 ・ 利用者が死亡した場合 <p>新たに指定を受ける場合の初年度の就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去 3 年間に一般就労した者の総数のうち指定を受ける前</p>

改正後	現 行
<p>月末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。</p> <p>エ 指定を受ける前月末日から起算して過去 3 年間に指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出する。</p> <p>オ エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。</p> <p>カ $オ \div エ$により新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。</p> <p>また、年度途中で新たに支援の提供を開始した場合における、支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月から当該年度の 3 月までの就労定着率については、直近 1 年間の利用者総数のうち支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。なお、翌年度 4 月以降の就労定着率については、アからウまでの算出方法による。</p> <p>キ 支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月の前月の末日までの利用者の総数を算出する。</p> <p>ク キのうち支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。</p> <p>ケ $ク \div キ$により新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。</p>	<p>月末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。</p> <p>エ 指定を受ける前月末日から起算して過去 3 年間に指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出する。</p> <p>オ エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。</p> <p>カ $オ \div エ$により新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。</p> <p>また、年度途中で新たに支援の提供を開始した場合における、支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月から当該年度の 3 月までの就労定着率については、直近 1 年間の利用者の総数のうち支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。なお、翌年度 4 月以降の就労定着率については、アからウまでの算出方法による。</p> <p>キ 支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月の前月の末日までの利用者の総数を算出する。</p> <p>ク キのうち支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。</p> <p>ケ $ク \div キ$により新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。</p>

改正後	現行
<p>(例1) <u>令和6年</u>4月に支援の提供を開始した場合の<u>就労定着率</u>の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和6年</u>4月から<u>令和6年</u>9月まで <p>→ 支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和6年</u>10月から<u>令和7年</u>3月まで <p>→ <u>令和6年</u>4月から<u>令和6年</u>9月までと同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和7年</u>4月から<u>令和8年</u>3月まで <p>→ <u>令和6年度</u>の利用者総数のうち<u>令和6年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和8年</u>4月から<u>令和9年</u>3月まで 	<p>(例1) <u>令和3年</u>4月に支援の提供を開始した場合の<u>利用者数及び就労定着率</u>の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和3年</u>4月から<u>令和3年</u>9月まで <p>→ <u>利用者数</u>:支援の提供を開始した日の前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後に一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の総数の70%</p> <p>→ <u>就労定着率</u>:支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和3年</u>10月から<u>令和4年</u>3月まで <p>→ <u>利用者数</u>:<u>令和3年</u>4月から<u>令和3年</u>9月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</p> <p>→ <u>就労定着率</u>:<u>令和3年</u>4月から<u>令和3年</u>9月までと同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和4年</u>4月から<u>令和5年</u>3月まで <p>→ <u>利用者数</u>:<u>令和3年度</u>の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</p> <p>→ <u>就労定着率</u>:<u>令和3年度</u>の利用者の総数のうち<u>令和3年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和5年</u>4月から<u>令和6年</u>3月まで <p>→ <u>利用者数</u>:<u>令和4年度</u>の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</p>

改正後	現 行
<p>→ <u>令和6年度及び令和7年度の利用者総数</u>のうち<u>令和7年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>令和9年</u>4月から<u>令和10年</u>3月まで <p>→ <u>令和6年度、令和7年度及び令和8年度の利用者総数</u>のうち<u>令和8年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合</p> <p>(例2) <u>令和6年</u>6月に支援の提供を開始した場合の就労定着率の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>令和6年</u>6月から<u>令和6年</u>11月まで <p>→ 支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>令和6年</u>12月から<u>令和7年</u>3月まで <p>→ <u>令和6年</u>6月から<u>令和6年</u>11月までと同じ</p>	<p>→ <u>就労定着率</u>：<u>令和3年度及び令和4年度の利用者の総数</u>のうち<u>令和4年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>令和6年</u>4月から<u>令和7年</u>3月まで <p>→ <u>利用者数</u>：<u>令和5年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u></p> <p>→ <u>就労定着率</u>：<u>令和3年度、令和4年度及び令和5年度の利用者の総数</u>のうち令和<u>5年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合</p> <p>(例2) <u>令和3年</u>6月に支援の提供を開始した場合の<u>利用者数</u>及び就労定着率の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>令和3年</u>6月から<u>令和3年</u>11月まで <p>→ <u>利用者数</u>：<u>支援の提供を開始した日の前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後に一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の総数の70%</u></p> <p>→ <u>就労定着率</u>：<u>支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>令和3年</u>12月から<u>令和4年</u>3月まで <p>→ <u>利用者数</u>：<u>令和3年6月から令和3年11月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u></p> <p>→ <u>就労定着率</u>：<u>令和3年</u>6月から<u>令和3年</u>11月までと</p>

改正後	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和7年</u>4月から<u>令和7年</u>5月まで → <u>令和6年</u>6月から<u>令和6年</u>11月までと同じ ・ <u>令和7年</u>6月から<u>令和8年</u>3月まで → <u>令和6年</u>6月から<u>令和7年</u>5月までの<u>利用者総数</u>のうち<u>令和7年</u>5月末日において就労が継続している者の数の割合 ・ <u>令和8年</u>4月から<u>令和9年</u>3月まで → <u>令和6年</u>6月から<u>令和8年</u>3月までの<u>利用者総数</u>のうち<u>令和7年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合 ・ <u>令和9年</u>4月から<u>令和10年</u>3月まで → <u>令和6年</u>6月から<u>令和9年</u>3月までの<u>利用者総数</u>のうち<u>令和8年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合 	<p>同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和4年</u>4月から<u>令和4年</u>5月まで → <u>利用者数</u>：<u>令和3年10月から令和4年3月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u> → <u>就労定着率</u>：<u>令和3年6月から令和3年11月まで</u>と同じ ・ <u>令和4年</u>6月から<u>令和5年</u>3月まで → <u>利用者数</u>：<u>令和3年6月から令和4年5月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u> → <u>就労定着率</u>：<u>令和3年6月から令和4年5月までの利用者の総数</u>のうち<u>令和4年</u>5月末日において就労が継続している者の数の割合 ・ <u>令和5年</u>4月から<u>令和6年</u>3月まで → <u>利用者数</u>：<u>令和4年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u> → <u>就労定着率</u>：<u>令和3年6月から令和5年3月までの利用者の総数</u>のうち<u>令和4年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合 ・ <u>令和6年</u>4月から<u>令和7年</u>3月まで → <u>利用者数</u>：<u>令和5年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u> → <u>就労定着率</u>：<u>令和3年6月から令和6年3月までの利用者の総数</u>のうち<u>令和5年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合

改正後	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和10年</u>4月から<u>令和11年</u>3月まで → <u>令和7年度、令和8年度及び令和9年度の利用者総数</u>のうち<u>令和9年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合 <p>(二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について</p> <p>ア 就労定着支援の提供に当たっては、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書(以下「支援レポート」という。)の提供を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。なお、支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定しているが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の10日までに提供を行っていれば、算定要件を満たしているものとして差し支えない。支援レポートの様式等については、「就労定着支援の実施について」(令和3年3月30日付障障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参考にすること。</p> <p>イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所(指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和7年</u>4月から<u>令和8年</u>3月まで → <u>利用者数：令和6年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u> → <u>就労定着率：令和4年度、令和5年度及び令和6年度の利用者の総数</u>のうち<u>令和6年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合 <p>(二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について</p> <p>ア 就労定着支援の提供に当たっては、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書(以下「支援レポート」という。)の提供を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。なお、支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定しているが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の10日までに提供を行っていれば、算定要件を満たしているものとして差し支えない。支援レポートの様式等については、「就労定着支援の実施について」(令和3年3月30日付障障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参考にすること。</p> <p>イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所(指定</p>

改正後	現行
<p>就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。)に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、促進法施行規則第20条の2の2に規定する職場適応援助者助成金の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。</p> <p>ウ 就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。</p> <p>また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6月以上就労が継続している障害者 (<u>労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月以上に達したもの</u>) であるため、自立訓練(生活訓練)との併給はできない。</p> <p>(削除)</p>	<p>就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。)に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、促進法施行規則第20条の2の2に規定する職場適応援助者助成金の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。</p> <p>ウ 就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。</p> <p>また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6月以上就労が継続している障害者であるため、自立訓練(生活訓練)との併給はできない。</p> <p>(三) <u>令和5年度</u>における就労定着支援サービス費の算定について</p> <p><u>令和5年度</u>における就労定着支援サービス費の算定に係る就労定着率の算出に当たっては、<u>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度及び令和4年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの期間の実績で算出する</u></p>

改正後	現行
<p>③ 特別地域加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 14 の 2 の 1 の注 4 については、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域</u>(平成 21 年厚生労働省告示第 176 号)に居住している利用者の居宅又は当該地域に利用者が雇用された通常の事業所において、利用者との対面により就労定着支援を行った場合に、加算する。</p> <p>なお、特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 10 に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 12 において準用する指定障害福祉サービス基準第 21 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</p> <p>④ <u>支援体制構築未実施減算について</u></p> <p>報酬告示第 14 の 2 の 1 の注 7 に規定する支援体制構築未実施減算は、就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者に係る適切な引き継ぎのための以下の措置を 1 つでも講じていない場合に、<u>所定単位数の 100 分の 10 に相当する単</u></p>	<p><u>こと。</u></p> <p><u>なお、イを用いる場合は、別途通知で定める届出書を都道府県に提出すること。</u></p> <p>ア <u>令和 2 年度、令和 3 年度及び令和 4 年度</u></p> <p>イ <u>平成 30 年度及び令和元年度</u></p> <p>③ 特別地域加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 14 の 2 の 1 の注 4 については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成 21 年厚生労働省告示第 176 号)に居住している利用者の居宅又は当該地域に利用者が雇用された通常の事業所において、利用者との対面により就労定着支援を行った場合に、加算する。</p> <p>なお、特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 10 に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 12 において準用する指定障害福祉サービス基準第 21 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p><u>イ 支援の提供を行う期間が終了するまでに解決することが困難であると見込まれる課題があり、かつ、当該期間が終了した後も引き続き一定期間にわたる支援が必要と見込まれる利用者（以下（四）において「要継続支援利用者」という。）の状況その他の当該要継続支援利用者に対する支援に当たり必要な情報（以下「要継続支援利用者関係情報」という。）について、当該要継続支援利用者を雇用する事業所及び就労支援等の関係機関（以下、（四）において「関係機関等」という。）との当該要継続支援利用者関係情報の共有に関する指針を定めるとともに、責任者を選任していること。</u></p> <p><u>ロ 指定就労定着支援事業所において指定就労定着支援の提供を行う期間が終了する3月以上前に、要継続支援利用者の同意を得て、関係機関等との間で要継続支援利用者関係情報を共有していること。</u></p> <p><u>ハ 関係機関等との要継続支援利用者関係情報の共有の状況に関する記録を作成し、保存していること。</u></p> <p><u>なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないこと。</u></p> <p><u>⑤ 地域連携会議実施加算の取扱い</u></p> <p>（一）報酬告示第14の2の2の<u>地域連携会議実施加算</u>については、就労定着支援事業所が、次に掲げる地域の就労支援機関等との必要な連絡体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えたケース会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月に1回、</p>	<p><u>④ 定着支援連携促進加算の取扱い</u></p> <p>（一）報酬告示第14の2の2の<u>定着支援連携促進加算</u>については、就労定着支援事業所が、次に掲げる地域の就労支援機関等との必要な連絡体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えたケース会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月に1回、</p>

改正後	現 行
<p>年に4回を限度に、所定単位数を加算する。</p> <p>ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>ア 障害者就業・生活支援センター イ 地域障害者職業センター ウ ハローワーク エ 当該利用者が雇用されている事業所 オ 通常の事業所に雇用される以前に利用していた就労移行支援事業所等 カ 特定相談支援事業所 キ 利用者の通院先の医療機関 ク 当該利用者の支給決定を行っている市町村 ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等</p> <p>(二) 利用者の就労定着支援を実施していく上で、雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談等は当該就労定着支援事業所が担うこととなるが、就業面や健康面の相談等に関しては、他の関係機関と連携することで、より効果的な支援が提供可能となる。また、サービス終了後に職場定着支援が引き続き必要な場合などが予め想定されるときには、サービス利用期間中に障害者就業・生活支援センター等の関係機関との協力関係を構築しておくことも重要である。このため、ケース会議の実施</p>	<p>年に4回を限度に、所定単位数を加算する。</p> <p>ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>ア 障害者就業・生活支援センター イ 地域障害者職業センター ウ ハローワーク エ 当該利用者が雇用されている事業所 オ 通常の事業所に雇用される以前に利用していた就労移行支援事業所等 カ 特定相談支援事業所 キ 利用者の通院先の医療機関 ク 当該利用者の支給決定を行っている市町村 ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等</p> <p>(二) 利用者の就労定着支援を実施していく上で、雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談等は当該就労定着支援事業所が担うこととなるが、就業面や健康面の相談等に関しては、他の関係機関と連携することで、より効果的な支援が提供可能となる。また、サービス終了後に職場定着支援が引き続き必要な場合などが予め想定されるときには、サービス利用期間中に障害者就業・生活支援センター等の関係機関との協力関係を構築しておくことも重要である。このため、ケース会議の実施</p>

改正後	現 行
<p>にあたっては、利用者の就労定着支援計画をより充実したものにすることはもとより、個別の支援における関係機関との連携強化を図ること。ただし、他の関係機関と連携して利用者の就労定着支援を実施するに当たっては、利用者又は当該利用者が雇用されている企業の支援ニーズや支援の必要性を十分に精査した上で、当該関係機関との調整に当たること。なお、就労定着支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。</p> <p><u>③ 就労定着支援計画に関するケース会議であるため、下記アを行った場合には地域連携会議実施加算（Ⅰ）と、イを行った場合に地域連携会議加算（Ⅱ）を算定すること。</u></p> <p><u>ア サービス管理責任者がケース会議に出席して就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検討を行った</u></p> <p><u>イ サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員がケース会議に出席して就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検討を行った上で、サービス管理責任者に対しその結果を共有した場合</u></p> <p><u>⑥ 初期加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の 2 の 3 の初期加算については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「生活介護等」という。)</p>	<p>にあたっては、利用者の就労定着支援計画をより充実したものにすることはもとより、個別の支援における関係機関との連携強化を図ること。ただし、他の関係機関と連携して利用者の就労定着支援を実施するに当たっては、利用者又は当該利用者が雇用されている企業の支援ニーズや支援の必要性を十分に精査した上で、当該関係機関との調整に当たること。<u>なお、就労定着支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>⑤ 初期加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の 2 の 3 の初期加算については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「生活介護等」という。)</p>

改正後	現 行
<p>と一体的に運営される就労定着支援事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、就労定着支援を行う場合には、アセスメント等に時間や労力を要することから、1回に限り加算する。</p> <p>なお、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用する際は、アセスメント等の情報共有や連携が可能と考えられることから、初期加算を算定することはできない。</p> <p>⑦ 就労定着実績体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第14の2の4の就労定着実績体制加算については、前年度末日から起算して過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者(労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を利用した者については、当該就労移行支援等を受けた後、42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者)の割合が前年度において100分の70以上の場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</p> <p>(二) 注中「指定就労定着支援の利用を終了した者」とは、3年間の支援期間未満で利用を終了した者も含むものとする。</p> <p>(三) 就労定着実績体制加算については、指定を受けた日から1年間は算定できないが、例えば、令和6年4月から就労定着支援を実施する場合であって、令和6年度中に利用を終了した者がいた場合、翌年度において、当該者が「前年度において障害者が雇用さ</p>	<p>と一体的に運営される就労定着支援事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、就労定着支援を行う場合には、アセスメント等に時間や労力を要することから、1回に限り加算する。</p> <p>なお、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用する際は、アセスメント等の情報共有や連携が可能と考えられることから、初期加算を算定することはできない。</p> <p>⑥ 就労定着実績体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第14の2の4の就労定着実績体制加算については、前年度末日から起算して過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の割合が前年度において100分の70以上の場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</p> <p>(二) 注中「指定就労定着支援の利用を終了した者」とは、3年間の支援期間未満で利用を終了した者も含むものとする。</p> <p>(三) 就労定着実績体制加算については、指定を受けた日から1年間は算定できないが、例えば、平成30年4月から就労定着支援を実施する場合であって、平成30年度中に利用を終了した者がいた場合、翌年度において、当該者が「前年度において障害者が雇</p>

改正後	現 行
<p>れた通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者(労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を利用した者については、当該就労移行支援等を受けた後、42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者)」に該当し、そのような者の割合が 100 分の 70 以上の場合は、令和 7 年度から就労定着実績体制加算を算定できる。</p> <p>⑧ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 2 の 5 の職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算については、3 の(3)の⑪の(二)のイに掲げる訪問型職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</p> <p>⑨ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 2 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑩ <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 14 の 2 の 7、8 及び 9 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の⑳の規定を準用する。</u></p> <p>(7) 自立生活援助サービス費</p> <p>① 自立生活援助サービス費について</p> <p>(一) 自立生活援助サービス費の対象者について</p>	<p>用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者」に該当し、そのような者の割合が 100 分の 70 以上の場合は、平成 31 年度から就労定着実績体制加算を算定できる。</p> <p>⑦ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 2 の 5 の職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算については、3 の(3)の⑪の(二)のイに掲げる訪問型職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 2 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) 自立生活援助サービス費</p> <p>① 自立生活援助サービス費について</p> <p>(一) 自立生活援助サービス費の対象者について</p>

改正後	現行
<p>ア 自立生活援助サービス費(Ⅰ)については、障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者、指定共同生活援助事業所等又は福祉ホームに入居していた障害者、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。)に入院していた障害者、救護施設又は更生施設に入所していた障害者、刑事施設、少年院又は更生保護施設に収容されていた障害者、保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設等に宿泊していた障害者又は更生保護法 <u>(平成19年法律第88号)</u> の規定による委託を受けた者が当該委託に係る応急救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設に宿泊していた障害者(以下「施設退所者」という。)であって、退所等をしてから1年以内(退所等した日から1年を経過した日の属する月まで)の期間又は同居家族の死亡や入院、虐待等の市町村が認める事情により急遽単身での生活をするようになった障害者であって、単身生活を開始した日から1年以内の期間について、指定自立生活援助事業所の <u>地域生活支援員</u> が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>イ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)については、施設退所者であって、退所等した日から1年を超える者若しくは現に居宅において単身である者又は同居している家族等が障害、<u>疾病を有しているため若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情のため</u>、居宅における自立した日常生活を営む上での各般</p>	<p>ア 自立生活援助サービス費(Ⅰ)については、障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者、指定共同生活援助事業所等又は福祉ホームに入居していた障害者、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。)に入院していた障害者、救護施設又は更生施設に入所していた障害者、刑事施設、少年院又は更生保護施設に収容されていた障害者、保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設等に宿泊していた障害者又は更生保護法の規定による委託を受けた者が当該委託に係る応急救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設に宿泊していた障害者(以下「施設退所者」という。)であって、退所等をしてから1年以内(退所等した日から1年を経過した日の属する月まで)の期間又は同居家族の死亡や入院、虐待等の市町村が認める事情により急遽単身での生活をするようになった障害者であって、単身生活を開始した日から1年以内の期間について、指定自立生活援助事業所の <u>従業者</u> が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>イ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)については、施設退所者であって、退所等した日から1年を超える者又は現に居宅において単身であるため、若しくは同居している家族等が障害、<u>疾病等のため</u>、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者であって、当該障害者</p>

改正後	現 行
<p>の問題に対する支援が見込めない状況にある者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者に対し、指定自立生活援助事業所の<u>地域生活支援員</u>が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。</p> <p><u>ウ 自立生活援助サービス費(Ⅲ)については、ア又はイの要件に該当する者又は自立した地域生活を継続することが困難であるものとして市町村が認める者に対し、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。(報酬告示第14の3の1のイ又はロを算定する場合を除く。)</u></p> <p>(二) <u>自立生活援助サービス費 (Ⅰ) 及び (Ⅱ) の算定について</u></p> <p>ア <u>自立生活援助サービス費 (Ⅰ) 及び (Ⅱ) については、指定自立生活援助事業所が都道府県知事に届け出た、指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に掲げる地域生活支援員1人当たりの利用者数に応じ、算定するものとする。</u></p> <p>なお、<u>地域生活支援員は、指定障害福祉サービス基準第206条の18の規定において、定期的な訪問による支援をおおむね週に1回以上行うこととされているが、月の途中から利用を開始する場合やサービス終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮し、定期的な訪問を1月に2日以上行った場合に算定するものとする。</u></p> <p>イ <u>自立生活援助サービス費 (Ⅰ) 及び (Ⅱ) の「利用者数を地</u></p>	<p>を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者に対し、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(二) <u>自立生活援助サービス費の算定について</u></p> <p>ア <u>自立生活援助サービス費については、指定自立生活援助事業所が都道府県知事に届け出た、指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に掲げる地域生活支援員1人当たりの利用者数に応じ、算定するものとする。</u></p> <p>なお、<u>地域生活支援員が、指定障害福祉サービス基準第206条の18の規定による定期的な訪問による支援を1月に2日以上行わなかった場合は、算定しないものとする。</u></p> <p>イ <u>自立生活援助サービス費の「利用者数を地域生活支援員の人</u></p>

改正後	現行
<p>域生活支援員の人数で除した数」については、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員は 0.5 人とみなして算定するものとする。</p> <p>(例) 利用者数が 30 人の指定自立生活援助事業所において、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員 1 人と専従の地域生活支援員 1 人が、障害者支援施設を退所してから 1 年以内の者に対し、指定自立生活援助を行った場合 → 30 人 ÷ (0.5 + 1) = 20</p> <p>利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満のため、自立生活援助サービス費 (I) の(1)を算定</p> <p><u>③ 自立生活援助サービス費 (Ⅲ) の算定について</u> <u>居室への訪問による支援が 1 月に 1 日以上行われなかった場合は、テレビ電話装置等による支援の回数にかかわらず算定しないものとする。</u></p> <p>② 特別地域加算の取扱いについて</p> <p>特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 17 に規定する指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者が定める通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 20 において準用する指定障害福祉サービス基準第 21 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</p> <p><u>③ 地域生活支援拠点等機能強化加算の取扱いについて</u> <u>(一) 趣旨</u></p>	<p>数で除した数」については、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員は 0.5 人とみなして算定するものとする。</p> <p>(例) 利用者数が 30 人の指定自立生活援助事業所において、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員 1 人と専従の地域生活支援員 1 人が、障害者支援施設を退所してから 1 年以内の者に対し、指定自立生活援助を行った場合 → 30 人 ÷ (0.5 + 1) = 20</p> <p>利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満のため、自立生活援助サービス費 (I) の(1)を算定</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② 特別地域加算の取扱いについて</p> <p>特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 17 に規定する指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者が定める通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 20 において準用する指定障害福祉サービス基準第 21 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>当該加算は、障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活障害者等（法第77条第3項に規定する地域生活障害者等をいう。以下同じ。）の緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入院・入所からの地域移行の推進等、地域体制の構築を目的とする地域生活支援拠点等についての機能強化に資する取組を評価するものである。</u></p> <p><u>計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス（以下「拠点機能強化サービス」と総称する。）を一体的に運営していること又は拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営しており、かつ、市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で1以上配置されている事業所（拠点コーディネーターが当該事業所以外の拠点関係機関に配置されている場合を含む。以下「拠点機能強化事業所」という。）について加算する</u></p> <p><u>（二） 拠点コーディネーターの要件及び業務</u></p> <p><u>拠点コーディネーターについては、専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則として、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできない。ただし、障害の特性に起因して生じる事態等における緊急的な支援や、地域生活障害者等の地域移行等に係る支援など、拠点</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認める場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><u>なお、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、「地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業の実施について（令和6年3月29日障発0329第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」を参照すること。</u></p> <p><u>（三）算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>ア 当該加算については、地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限として算定する。この上限については、拠点機能強化事業所の単位における全ての拠点機能強化サービスの算定回数の合計であることから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、事前に毎月の算定回数を目安を共有しておくこと。</u></p> <p><u>イ 拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有すること。</u></p> <p><u>ウ 当該加算の算定に係る事務処理等の詳細については、この通知に定めるもののほか、「地域生活支援拠点等の機能強化につ</u></p>	

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><u>いて（令和6年3月29日障障発 0329 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」を参照すること。</u></p> <p>④ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の2の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④（四を除く。）の規定を準用する。</p> <p>⑤ ピアサポート体制加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の3のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。</p> <p>ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この④において「障害者等」という。）であって、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者</p> <p>イ 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者</p> <p>なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。</p> <p>（一）算定に当たっての留意事項 <u>研修の要件及び障害者等の確認方法については、3の(1)の③の</u></p>	<p>③ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の2の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④（四を除く。）の規定を準用する。</p> <p>④ ピアサポート体制加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の3のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。</p> <p>ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この④において「障害者等」という。）であって、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者</p> <p>イ 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者</p> <p>なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。</p> <p>（一）算定に当たっての留意事項 <u>ア 研修の要件</u></p>

改正後	現 行
<p><u>(二)及び(三)の規定を準用する。</u></p>	<p><u>「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-17 に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。</u></p> <p><u>なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。</u></p> <p><u>(ア)都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>(イ) ④のイに規定する者の配置がない場合も算定できるものとする。</u></p> <p><u>この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。</u></p> <p><u>また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。</u></p> <p><u>イ 障害者等の確認方法</u></p> <p><u>当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>(ア) 身体障害者</u> 身体障害者手帳</p> <p><u>(イ) 知的障害者</u></p> <p>① 療育手帳</p> <p>② 療育手帳を有しない場合は、都道府県が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。</p> <p><u>(ウ) 精神障害者</u> 以下のいずれかの証書類により確認する(これらに限定されるものではない。)</p> <p>① 精神障害者保健福祉手帳</p> <p>② 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類(国民年金、厚生年金などの年金証書等)</p> <p>③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類</p> <p>② 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)</p> <p>③ 医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類 I C D - 10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること) 等</p> <p><u>(エ) 難病等対象者</u> 医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等</p> <p><u>(オ) その他都道府県が認める書類又は確認方法</u></p>

改正後	現 行
<p>(二) 手続</p> <p>当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を都道府県へ届け出るとともに、<u>体制が整備されている旨</u>を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p> <p>なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨(※)を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。</p> <p>※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。</p> <p>⑥ 初回加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 14 の 3 の 4 の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の生活状況等の把握や関係機関との連絡調整等に手間を要することから、サービス利用開始月において算定できるものであること。</p> <p>ただし、当該利用者が過去 3 月間に、当該指定自立生活援助事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</p> <p>⑦ <u>集中支援加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第 14 の 3 の 4 の 2 の集中支援加算については、自立生活援助サービス費 (I) を算定する利用者に対して、対面による支援を 1 月に 6 日以上実施した場合に算定できるものであること。</u></p> <p>⑧ 同行支援加算の取扱いについて</p>	<p>(二) 手続</p> <p>当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を都道府県へ届け出るとともに、<u>当該旨</u>を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p> <p>なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨(※)を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。</p> <p>※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。</p> <p>⑤ 初回加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 14 の 3 の 4 の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の生活状況等の把握や関係機関との連絡調整等に手間を要することから、サービス利用開始月において算定できるものであること。</p> <p>ただし、当該利用者が過去 3 月間に、当該指定自立生活援助事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑥ 同行支援加算の取扱いについて</p>

改正後	現 行
<p>報酬告示第 14 の 3 の 5 の同行支援加算については、障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について支援回数に応じて算定できるものであること。</p> <p>⑨ 緊急時支援加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 14 の 3 の 6 の緊急時支援加算については、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。</p> <p>(一) 報酬告示第 14 の 3 の 6 のイの緊急時支援加算(Ⅰ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後 10 時から午前 6 時までの時間をいう。以下、この⑦の(二)において同じ。)に速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>(二) 報酬告示第 14 の 3 の 6 のロの緊急時支援加算(Ⅱ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>ただし、緊急時支援加算(Ⅰ)を算定する場合は、当該緊急時支援加算は算定できないこと。</p> <p>(三) 緊急時支援を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第 206</p>	<p>報酬告示第 14 の 3 の 5 の同行支援加算については、障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について支援回数に応じて算定できるものであること。</p> <p>⑦ 緊急時支援加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 14 の 3 の 6 の緊急時支援加算については、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。</p> <p>(一) 報酬告示第 14 の 3 の 6 のイの緊急時支援加算(Ⅰ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後 10 時から午前 6 時までの時間をいう。以下、この⑦の(二)において同じ。)に速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>(二) 報酬告示第 14 の 3 の 6 のロの緊急時支援加算(Ⅱ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>ただし、緊急時支援加算(Ⅰ)を算定する場合は、当該緊急時支援加算は算定できないこと。</p> <p>(三) 緊急時支援を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第 206</p>

改正後	現行
<p>条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援加算の算定対象である旨等を記録するものとする。</p> <p>(四) 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。</p> <p>また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。</p> <p>(五) 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。</p> <p>(六) 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること <u>並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していること</u> を都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p> <p><u>なお、市町村が当該指定自立生活援助事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定自立生活援助事業所とで事前に協議し、当該指定自立生活援助事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定自立生活援助事業所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定自立生活援助事業所は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠</u></p>	<p>条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援加算の算定対象である旨等を記録するものとする。</p> <p>(四) 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。</p> <p>また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。</p> <p>(五) 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。</p> <p>(六) 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p>

改正後	現行
<p><u>点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。</u></p> <p><u>さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。</u></p> <p>⑩ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 3 の 7 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑩の規定を準用する。</p> <p>⑪ 日常生活支援情報提供加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 3 の 8 の日常生活支援情報提供加算については、精神科病院等に通院する者の自立した日常生活を維持する観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、実施した月について算定できるものであること。</p> <p>「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は同法第 8 条若しくは医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)第 4 条の 2 の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものである。</p> <p>「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リ</p>	<p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 3 の 7 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑩の規定を準用する。</p> <p>⑨ 日常生活支援情報提供加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 3 の 8 の日常生活支援情報提供加算については、精神科病院等に通院する者の自立した日常生活を維持する観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、実施した月について算定できるものであること。</p> <p>「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は同法第 8 条若しくは医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)第 4 条の 2 の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものである。</p> <p>「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズム</p>

改正後	現 行
<p>ズムが崩れている場合等であること。</p> <p>情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段(面談、文書、FAX等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>⑫ 居住支援連携体制加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第14の3の9の居住支援連携体制加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、指定自立生活援助事業所が<u>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「居住支援法人」という。)</u>又は<u>同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会(以下「居住支援協議会」という。)</u>と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること。</p> <p>「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況(例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。</p> <p>「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保</p>	<p>ムが崩れている場合等であること。</p> <p>情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段(面談、文書、FAX等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>⑩ 居住支援連携体制加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第14の3の9の居住支援連携体制加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、指定自立生活援助事業所が<u>住宅確保要配慮者居住支援法人(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。)</u>又は<u>同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会と</u>、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること。</p> <p>「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況(例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。</p> <p>「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保</p>

改正後	現行
<p>護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。</p> <p>情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>当該加算を算定する場合は、<u>居住支援法人</u>又は<u>居住支援協議会</u>との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p> <p>⑬ 地域居住支援体制強化推進加算について</p> <p>報酬告示第14の3の10の地域居住支援体制強化推進加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、<u>居住支援法人</u>と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第1の8に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住居の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月</p>	<p>護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。</p> <p>情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>当該加算を算定する場合は、<u>住宅確保要配慮者居住支援法人</u>又は<u>住宅確保要配慮者居住支援協議会</u>との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p> <p>⑪ 地域居住支援体制強化推進加算について</p> <p>報酬告示第14の3の10の地域居住支援体制強化推進加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、<u>住宅確保要配慮者居住支援法人</u>と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会（<u>法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。</u>）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第1の8に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指</p>

改正後	現 行
<p>について算定できるものであること。</p> <p>説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。</p> <p>当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>⑭ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第14の3の11、12及び13の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㊸の規定を準用する。</u></p> <p>(8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費</p> <p>① 共同生活援助サービス費について</p> <p>（一）共同生活援助の対象者について</p> <p>共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日</p>	<p>導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであること。</p> <p>説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。</p> <p>当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費</p> <p>① 共同生活援助サービス費について</p> <p>（一）共同生活援助の対象者について</p> <p>共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日</p>

改正後	現 行
<p>までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。</p> <p>この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であって国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。</p> <p>なお、これらの事業には、身体障害者手帳の交付、国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条の4第1項に基づく障害基礎年金の支給等を含むものとする。</p> <p>また、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームの利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームを行う事業者が当該事業を開始した日において、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。)に1年以上入院している精神障害者に限るものとする。</p> <p>(二) 共同生活援助サービス費について</p> <p>ア <u>共同生活援助サービス費(Ⅰ)</u>については、指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を提供した<u>場合に</u>、利用者の障害支援区分に応じ算定する。</p> <p>ただし、次の(ア)又は(イ)に該当するものに対し、指定共同生活援助を行った場合にあつては、居宅介護等を利用した日について、報酬告示第15の1の注2の(1)から(3)までに定める単位数を算定する (<u>令和9年3月31日</u>までの経過措置)。<u>なお、居</u></p>	<p>までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。</p> <p>この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であって国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。</p> <p>なお、これらの事業には、<u>身体障害者福祉法第15条第4項に基づく</u>身体障害者手帳の交付、国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条の4第1項に基づく障害基礎年金の支給等を含むものとする。</p> <p>また、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームの利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームを行う事業者が当該事業を開始した日において、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。)に1年以上入院している精神障害者に限るものとする。</p> <p>(二) 共同生活援助サービス費について</p> <p>ア <u>共同生活援助サービス費</u>については、指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を提供した<u>場合、指定障害福祉サービス基準第208条第1項第1号に掲げる世話人の員数及び</u>利用者の障害支援区分に応じ、算定する。</p> <p>ただし、次の(ア)又は(イ)に該当するものに対し、指定共同生活援助を行った場合にあつては、居宅介護等を利用した日について、報酬告示第15の1の注5の(1)から(3)までに定める単位数を算定する (<u>令和6年3月31日</u>までの経過措置)。<u>この場合、</u></p>

改正後	現行
<p data-bbox="344 220 1124 539"><u>宅介護又は重度訪問介護の利用における所要時間が8時間以上である場合にあっては、当該単位数に100分の95を相当する単位数を算定するが、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数を減算するものではないことに留意すること。また、指定共同生活援助事業所は、指定居宅介護事業所等から<u>居宅介護等に係る個別支援計画及び</u>提供実績を確認することとする。</u></p> <p data-bbox="344 555 1124 635">なお、居宅介護等を利用していない日については、報酬告示第15の1の<u>イ</u>に定める単位数を算定する。</p> <p data-bbox="344 651 1124 978">(ア) <u>指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の規定により、</u>重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けることができる者であって、区分4、区分5又は区分6に該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する者（以下「<u>第1項利用者</u>」という。）</p> <p data-bbox="344 994 1124 1265">(イ) 区分4、区分5又は区分6に該当する者であり、次の(i)及び(ii)のいずれにも該当する者が、<u>指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第2項の規定により、</u>共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（居宅における身体介護が中心である場合に限る。）の利用を希望する者（以下「<u>第2項利用者</u>」という。）</p> <p data-bbox="344 1281 1124 1361">(i) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること</p>	<p data-bbox="1314 220 2094 300">指定共同生活援助事業所は、指定居宅介護事業所等から<u>居宅介護等</u>の提供実績を確認することとする。</p> <p data-bbox="1314 555 2094 635">なお、居宅介護等を利用していない日については、報酬告示第15の1の<u>イからニまで</u>に定める単位数を算定する。</p> <p data-bbox="1314 651 2094 978">(ア) 重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けることができる者であって、区分4、区分5又は区分6に該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する者（以下「<u>指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者</u>」という。）</p> <p data-bbox="1314 994 2094 1265">(イ) 区分4、区分5又は区分6に該当する者であり、次の(i)及び(ii)のいずれにも該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（居宅における身体介護が中心である場合に限る。）の利用を希望する者（以下「<u>指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第2項の適用を受ける利用者</u>」という。）</p> <p data-bbox="1314 1281 2094 1361">(i) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること</p>

改正後	現行
<p>(ii) 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること</p> <p>イ <u>共同生活援助サービス費(Ⅱ)については、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、指定共同生活援助を提供した場合に算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。</u></p> <p>(7) 指定障害者支援施設等の入所施設に入所若しくは精神科病院等に入院している者又は家族等と同居している者等であって、共同生活住居への入居を希望している者が、体験的な入居を行うに当たって、継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間及び留意事項等を共同生活援助計画に位置付けて、体験的な入居を行う場合に算定できるものであること。</p> <p>(イ) 施設入所者の体験的な入居については、施設入所支援等の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算等の算定が可能なるものであるが、共同生活住居の入居日及び退居日については、施設入所支援サービス費等を合わせて算定することが可能であること。ただし、共同生活住居が同一敷地内にある場合は、共同生活住居の入居日は共同生活援助サービス費を算定し、共同生活住居の退居日は施設入所支援サービス費等を算定する。(病院に入院している者についても同様の取扱いとする。)</p> <p>(7) <u>共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u>を算定している場合、⑫の自</p>	<p>(ii) 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること</p> <p>イ <u>共同生活援助サービス費の区分について</u> <u>共同生活援助サービス費については、指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第 208 条第 1 項第 1 号に掲げる世話人の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。</u></p> <p>(7) <u>共同生活援助サービス費(Ⅰ)</u> <u>常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を 4 で除して得た数以上であること。</u></p> <p>(イ) <u>共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u> <u>常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を 5 で除して得た数以上であること。</u></p> <p>(ウ) <u>共同生活援助サービス費(Ⅲ)</u> <u>常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を 6 で除して得た数以上であること。</u></p> <p>(エ) <u>共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u> <u>(i) 指定障害者支援施設等の入所施設に入所若しくは精神科病院等に入院している者又は家族等と同居している者等であって、共同生活住居への入居を希望している者が、体験的な入居を行うに当たって、継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間及び留意事項等を共同生活援助計画に位置付けて、体験的な入居を行う場合に算定できるものであること。</u></p>

改正後	現行
<p>立生活支援加算は算定しない。また、病院又は入所施設に入院又は入所している者が体験的な入居中に入院した場合、入院中の支援は元の病院又は入所施設が行うものであるから、⑬の入院時支援特別加算及び⑭の長期入院時支援特別加算は算定しない。また、入院又は入所している者については、⑮の帰宅時支援加算及び⑯の長期帰宅時支援加算は算定しない。</p> <p><u>ウ 第1項利用者又は第2項利用者が、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定（以下「経過措置規定」という。）の適用を受けて、共同生活住居内において居宅介護又は重度訪問介護を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービス費を算定することができる。</u></p>	<p><u>(ii)</u> 施設入所者の体験的な入居については、施設入所支援等の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算等の算定が可能なものであるが、共同生活住居の入居日及び退居日については、施設入所支援サービス費等を合わせて算定することが可能であること。ただし、共同生活住居が同一敷地内にある場合は、共同生活住居の入居日は共同生活援助サービス費を算定し、共同生活住居の退居日は施設入所支援サービス費等を算定する。（病院に入院している者についても同様の取扱いとする。）</p> <p><u>(iii)</u> <u>共同生活援助サービス費(IV)</u>を算定している場合、⑫の自立生活支援加算は算定しない。また、病院又は入所施設に入院又は入所している者が体験的な入居中に入院した場合、入院中の支援は元の病院又は入所施設が行うものであるから、⑬の入院時支援特別加算及び⑭の長期入院時支援特別加算は算定しない。また、入院又は入所している者については、⑮の帰宅時支援加算及び⑯の長期帰宅時支援加算は算定しない。</p> <p><u>(ウ)</u> <u>指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者が、共同生活住居内において居宅介護又は重度訪問介護（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者に限る。）</u>を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービス費（<u>指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者に限る。</u>）を算定することが</p>

改正後	現行
<p>(三) 大規模住居等減算の取扱い</p> <p>共同生活援助サービス費については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおり所定単位数を減算する。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数を減算するものではないことに留意すること。</p> <p>ア 共同生活住居の入居定員が 8 人以上 21 人未満である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に 100 分の 95 を乗じて得た数</p> <p>イ 共同生活住居の入居定員が 21 人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に 100 分の 93 を乗じて得た数</p> <p>ウ 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員（サテライト型住居に係る入居定員を含む。）の合計数が 21 人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に 100 分の 95 を乗じて得た数</p> <p>なお、ウの場合の「一体的な運営が行われている共同生活住居」とは、同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、かつ、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていない共同生活住居をいうものとする。</p> <p>② 日中サービス支援型共同生活援助サービス費について</p> <p>(一) 日中サービス支援型共同生活援助の対象者について</p>	<p>できる。</p> <p>(三) 大規模住居等減算の取扱い</p> <p>共同生活援助サービス費については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおり所定単位数を減算する。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数を減算するものではないことに留意すること。</p> <p>ア 共同生活住居の入居定員が 8 人以上 21 人未満である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に 100 分の 95 を乗じて得た数</p> <p>イ 共同生活住居の入居定員が 21 人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に 100 分の 93 を乗じて得た数</p> <p>ウ 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員（サテライト型住居に係る入居定員を含む。）の合計数が 21 人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に 100 分の 95 を乗じて得た数</p> <p>なお、ウの場合の「一体的な運営が行われている共同生活住居」とは、同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、かつ、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていない共同生活住居をいうものとする。</p> <p>② 日中サービス支援型共同生活援助サービス費について</p> <p>(一) 日中サービス支援型共同生活援助の対象者について</p>

改正後	現 行
<p>共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。</p> <p>この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であつて国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。</p> <p>なお、これらの事業には、身体障害者手帳の交付、障害基礎年金の支給等を含むものとする。</p> <p>また、日中サービス支援型指定共同生活援助は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して、常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活等の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を対象者として想定するものである。</p> <p>(二) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費について</p> <p>ア <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)</u>については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合に、利用者の障害支援区分に応じ算定する。</p> <p>ただし、障害支援区分3以上の利用者が、日中サービス支援型指定共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サ</p>	<p>共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。</p> <p>この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であつて国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。</p> <p>なお、これらの事業には、<u>身体障害者福祉法第15条第4項に基づく</u>身体障害者手帳の交付、<u>国民年金法第30条の4第1項に基づく</u>障害基礎年金の支給等を含むものとする。</p> <p>また、日中サービス支援型指定共同生活援助は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して、常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活等の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を対象者として想定するものである。</p> <p>(二) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費について</p> <p>ア <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費</u>については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合、<u>指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に掲げる世話人の員数及び</u>利用者の障害支援区分に応じ算定する。</p> <p>ただし、障害支援区分3以上の利用者が、日中サービス支援型指定共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サ</p>

改正後	現行
<p>ービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合又は障害支援区分2以下の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合については、報酬告示<u>第15の1の2の注2</u>に掲げる単位数を算定する。</p> <p><u>また、第1項利用者又は第2項利用者</u>に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合にあつては、<u>経過措置規定の適用を受けて居宅介護又は重度訪問介護</u>を利用した日について、当該利用者の日中の活動状況等に応じ、報酬告示<u>第15の1の2の注3又は注4</u>に掲げる単位数を算定する。<u>なお、居宅介護又は重度訪問介護の利用における所要時間が8時間以上である場合にあつては、当該単位数に100分の95を相当する単位数を算定するが、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数を減算するものではないことに留意すること。また、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、指定居宅介護事業所等から居宅介護等に係る個別支援計画及び提供実績を確認することとする。</u></p> <p>イ 報酬告示第15の1の2のニの<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u>については、<u>①の(ロ)のイ</u>の規定を準用する。</p> <p>なお、障害支援区分3以上の利用者が、日中サービス支援型指定共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サー</p>	<p>ービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合又は障害支援区分2以下の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合については、報酬告示<u>第15の1の2の注5</u>に掲げる単位数を算定する。</p> <p><u>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者</u>に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合にあつては、<u>居宅介護等</u>を利用した日について、当該利用者の日中の活動状況等に応じ、報酬告示<u>第15の1の2の注6又は7</u>に掲げる単位数を算定する。</p> <p>イ <u>日中サービス支援型指定共同生活援助サービス費の区分について</u></p> <p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助サービス費については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合に、指定障</u></p>

改正後	現 行
<p>ビス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合又は障害支援区分2以下の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合については、報酬告示第15の1の2の注6に掲げる単位数を算定する。</p> <p><u>ウ 第1項利用者又は第2項利用者が、経過措置規定の適用を受けて、共同生活住居内において居宅介護又は重度訪問介護を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービス費を算定することができる。</u></p>	<p><u>害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に掲げる世話人の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。</u></p> <p><u>(ア) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)</u> 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を3で除して得た数以上であること。</p> <p><u>(イ) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)</u> 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を4で除して得た数以上であること。</p> <p><u>(ウ) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(III)</u> 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を5で除して得た数以上であること。</p> <p>(エ) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV) 報酬告示第15の1の2のニの<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV)</u>については、<u>①の(ロ)のイの(エ)</u>の規定を準用する。</p> <p>なお、障害支援区分3以上の利用者が、日中サービス支援型指定共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合又は障害支援区分2以下の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合については、報酬告示第15の1の2の注9に掲げる単位数を算定する。</p>

改正後	現 行
<p>(三) 大規模住居減算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 <u>7</u> の(3)及び(4)については、①の(三) (アを除く。)の規定を準用する。</p> <p>③ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費について (一) 外部サービス利用型共同生活援助の対象者について 外部サービス利用型共同生活援助の対象者については、①の(一)の規定を準用する。</p> <p><u>(二) 報酬告示第 15 の 1 の 2 の 2 のホの外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)</u>については、<u>①の(二)のイ</u>の規定を準用する。</p>	<p><u>(ウ) 指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の適用を受ける利用者が、共同生活住居内において居宅介護又は重度訪問介護(指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項の適用を受ける利用者に限る。)</u>を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービス費<u>(指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項の適用を受ける利用者に限る。)</u>を算定することができる。</p> <p>(三) 大規模住居減算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 <u>10</u> の(3)及び(4)については、①の(三) (アを除く。)の規定を準用する。</p> <p>③ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費について (一) 外部サービス利用型共同生活援助の対象者について 外部サービス利用型共同生活援助の対象者については、①の(一)の規定を準用する。</p> <p><u>(二) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費の区分について</u> <u>外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 14 第 1 項第 1 号に掲げる世話人の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。</u></p> <p><u>ア 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)</u> <u>常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を 4 で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u></p>

改正後	現 行
<p>(三) 大規模住居減算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 15 の 1 の 2 の 2 の注 4 の(3)及び(4)については、①の(三)の規定を準用する。この場合において、「各種加算」とあるのは「⑥の受託居宅介護サービス費及び各種加算」と読み替えるものとする。また、減算の割合については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおりとする。</p> <p>ア 共同生活住居の入居定員が 8 人以上 21 人未満である場合 当該共同生活住居に係る利用者の外部サービス利用型共同生</p>	<p><u>常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を 5 で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>ウ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)</u> <u>常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を 6 で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>エ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u> <u>アからウまでに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成 25 年厚生労働省令第 124 号。)附則第 4 条の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。)であること。</u></p> <p><u>オ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)</u> 報酬告示第 15 の 1 の 2 の 2 のホの<u>外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)</u>については、<u>①の(二)のイの(エ)</u>の規定を準用する。</p> <p>(三) 大規模住居減算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 15 の 1 の 2 の 2 の注 7 の(3)及び(4)については、①の(三)の規定を準用する。この場合において、「各種加算」とあるのは「④の受託居宅介護サービス費及び各種加算」と読み替えるものとする。また、減算の割合については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおりとする。</p> <p>ア 共同生活住居の入居定員が 8 人以上 21 人未満である場合 当該共同生活住居に係る利用者の外部サービス利用型共同生</p>

改正後	現行
<p>活援助サービス費に100分の90を乗じて得た数</p> <p>イ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の外部サービス利用型共同生活援助サービス費に100分の87を乗じて得た数</p> <p>④ <u>退居後共同生活援助サービス費について</u></p> <p>(一) <u>報酬告示第15の1の2の3の退居後共同生活援助サービス費の対象となる利用者は、当該指定共同生活援助事業所において、報酬告示第15の2のイの(I)又はハの自立生活支援加算(Ⅲ)を算定する利用者であって、かつ、当該共同生活住居の退居に先立って、一人暮らし等への移行に向けた共同生活援助計画が作成されているものであること。</u></p> <p>(二) <u>「居宅における自立した日常生活の定着に必要な援助の提供」とは、具体的には次のとおりであること。なお、当該加算の算定に当たっては、原則として、おおむね週に1回以上の支援を行うものであるが、月の途中から利用を開始する場合やサービスの終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮し、訪問又は同行支援による本人への対面による支援を1月に2日以上行った場合に算定できるものとする。</u></p> <p>ア <u>利用者の居宅への訪問による心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況の把握</u></p> <p>イ <u>生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言(ゴミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する。)</u></p> <p>ウ <u>生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス事</u></p>	<p>活援助サービス費に100分の90を乗じて得た数</p> <p>イ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の外部サービス利用型共同生活援助サービス費に100分の87を乗じて得た数</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>業者等や医療機関等との連絡調整（サービス担当者会議等への出席や、事業所等への同行支援等を含む。）</u></p> <p><u>エ 協議会等への出席、居住支援法人や居住支援協議会等との連絡調整その他の関係機関との連携</u></p> <p><u>⑤ 退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費について</u> <u>報酬告示第 15 の 1 の 2 の 4 の退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、④の規定を準用する。</u></p> <p><u>⑥ 受託居宅介護サービス費について</u></p> <p>（一）受託居宅介護サービスの対象者について 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者のうち区分 2 以上に該当する障害者とする。</p> <p>（二）受託居宅介護サービス費の算定について 受託居宅介護サービス費については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービス（身体介護を伴う場合に限る。）を行った場合に、算定する。</p> <p>受託居宅介護サービスの提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行われる必要がある。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、市町村の定める受託居宅介護サービスの支給量の範囲内で、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成することになるが、その作成に当たっては、相談支援専門員やサービス管理責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設</p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>④ 受託居宅介護サービス費について</u></p> <p>（一）受託居宅介護サービスの対象者について 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者のうち区分 2 以上に該当する障害者とする。</p> <p>（二）受託居宅介護サービス費の算定について 受託居宅介護サービス費については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービス（身体介護を伴う場合に限る。）を行った場合に、算定する。</p> <p>受託居宅介護サービスの提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行われる必要がある。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、市町村の定める受託居宅介護サービスの支給量の範囲内で、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成することになるが、その作成に当たっては、相談支援専門員やサービス管理責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設</p>

改正後	現行
<p>定されるべきものであることを踏まえ、硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮すること。</p> <p>受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行われるべき受託居宅介護サービスに要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。このため、受託居宅介護サービス事業所の従業者が行う外部サービス利用型共同生活援助計画に基づかない支援は、受託居宅介護サービス費を算定できないものであること。</p> <p>また、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づく支援であっても、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯以外の時間帯の支援や、支援の内容が掃除、洗濯、調理などの家事援助や安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できないものであること。</p> <p>なお、当初の外部サービス利用型共同生活援助計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに受託居宅介護サービス事業者と協議等を行った上で、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直し、変更を行うことが必要であること。</p> <p>(三) 基準単価の適用について</p> <p>外部サービス利用型共同生活援助計画上の受託居宅介護サー</p>	<p>定されるべきものであることを踏まえ、硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮すること。</p> <p>受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行われるべき受託居宅介護サービスに要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。このため、受託居宅介護サービス事業所の従業者が行う外部サービス利用型共同生活援助計画に基づかない支援は、受託居宅介護サービス費を算定できないものであること。</p> <p>また、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づく支援であっても、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯以外の時間帯の支援や、支援の内容が掃除、洗濯、調理などの家事援助や安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できないものであること。</p> <p>なお、当初の外部サービス利用型共同生活援助計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに受託居宅介護サービス事業者と協議等を行った上で、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直し、変更を行うことが必要であること。</p> <p>(三) 基準単価の適用について</p> <p>外部サービス利用型共同生活援助計画上の受託居宅介護サー</p>

改正後	現行
<p>ビスの提供時間と実際の受託居宅介護サービスの提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>四 受託居宅介護サービスの所要時間について</p> <p>ア 受託居宅介護サービスの報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間の短いサービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、共同生活住居における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて受託居宅介護サービスを行うためのものである。したがって、単に1回の受託居宅介護サービスを複数回に区分して行うことは適切ではなく、1日に受託居宅介護サービスを複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。</p> <p>なお、身体の状態等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合等はこの限りではない。</p> <p>イ 1人の利用者に対して複数の受託居宅介護サービス事業所の従業者が交代して受託居宅介護サービスを行った場合も、1回の受託居宅介護サービスとしてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。</p> <p>ウ 受託居宅介護サービスは、1人の利用者に対して受託居宅介護サービス事業所の従業者が1対1で行うことが基本であるが、利用者の意向や状態等を踏まえた上で、利用者の支援に支</p>	<p>ビスの提供時間と実際の受託居宅介護サービスの提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>四 受託居宅介護サービスの所要時間について</p> <p>ア 受託居宅介護サービスの報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間の短いサービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、共同生活住居における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて受託居宅介護サービスを行うためのものである。したがって、単に1回の受託居宅介護サービスを複数回に区分して行うことは適切ではなく、1日に受託居宅介護サービスを複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。</p> <p>なお、身体の状態等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合等はこの限りではない。</p> <p>イ 1人の利用者に対して複数の受託居宅介護サービス事業所の従業者が交代して受託居宅介護サービスを行った場合も、1回の受託居宅介護サービスとしてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。</p> <p>ウ 受託居宅介護サービスは、1人の利用者に対して受託居宅介護サービス事業所の従業者が1対1で行うことが基本であるが、利用者の意向や状態等を踏まえた上で、利用者の支援に支</p>

改正後	現 行
<p>障がない場合には、1人の従業者が複数の利用者に対して受託居宅介護サービスを行うこととして差し支えないものとする。</p> <p>この場合、各利用者の受託居宅介護サービスの所要時間が不明確となるため、1回の受託居宅介護サービスの所要時間を1回の利用者の人数で除した結果の利用者1人当たりの所要時間に応じた所定単位数をそれぞれの利用者について算定する。</p> <p>なお、この計算の結果、利用者1人当たりの所要時間がエの要件を満たさない場合は、受託居宅介護サービス費の算定はできないものであること。</p> <p>エ 「所要時間 15 分未満の場合」で算定する場合の所要時間は10分程度以上とする。所要時間とは、実際に受託居宅介護サービスを行う時間をいうものであり、受託居宅介護サービスのための準備に要した時間等は含まない。</p> <p>(五) 受託居宅介護サービス事業者への委託料について</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者に支払う委託料は、個々の委託契約に基づくものとする。</p> <p>(六) 委託する受託居宅介護サービス事業者の数について</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が委託する受託居宅介護サービス事業者は、受託居宅介護サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保する観点から、1つの指定居宅介護事業者とすることが考えられるが、次に掲げる場合等については、複数の指定居宅介護事業者に委託するなど利用者の状況に応じて柔軟な運用や配慮を行うこ</p>	<p>障がない場合には、1人の従業者が複数の利用者に対して受託居宅介護サービスを行うこととして差し支えないものとする。</p> <p>この場合、各利用者の受託居宅介護サービスの所要時間が不明確となるため、1回の受託居宅介護サービスの所要時間を1回の利用者の人数で除した結果の利用者1人当たりの所要時間に応じた所定単位数をそれぞれの利用者について算定する。</p> <p>なお、この計算の結果、利用者1人当たりの所要時間がエの要件を満たさない場合は、受託居宅介護サービス費の算定はできないものであること。</p> <p>エ 「所要時間 15 分未満の場合」で算定する場合の所要時間は10分程度以上とする。所要時間とは、実際に受託居宅介護サービスを行う時間をいうものであり、受託居宅介護サービスのための準備に要した時間等は含まない。</p> <p>(五) 受託居宅介護サービス事業者への委託料について</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者に支払う委託料は、個々の委託契約に基づくものとする。</p> <p>(六) 委託する受託居宅介護サービス事業者の数について</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が委託する受託居宅介護サービス事業者は、受託居宅介護サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保する観点から、1つの指定居宅介護事業者とすることが考えられるが、次に掲げる場合等については、複数の指定居宅介護事業者に委託するなど利用者の状況に応じて柔軟な運用や配慮を行うこ</p>

改正後	現行
<p>と。</p> <p>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における受託居宅介護サービスの利用者数や受託居宅介護事業所の体制等により、1つの指定居宅介護事業者では対応が困難であると認められる場合</p> <p>イ 利用者の心身の状況や利用に関する意向、介護の内容等を勘案の上、特定の指定居宅介護事業者による支援が特に必要と認められる場合</p> <p><u>⑦ 人員配置体制加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第 15 の 1 の 3 の 2 の人員配置体制加算については、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人及び生活支援員（以下「世話人等」という。）の人数に加え、利用者数に応じて、一定数の世話人等を加配した場合に算定できるものであるが、この算定に当たっては、特定従業者数換算方法によるものとする。</u></p> <p><u>特定従業者数換算方法とは、当該事業所における指定共同生活援助の提供に従事する「指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等」及び「当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等」の勤務延べ時間数を、それぞれ「当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数」に変えて「40 時間」で除することにより、当該加算の算定に当たっての従業者数の員数に換算する方法をいう。なお、これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第 2 位以下を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>また、当該加算における従業者の勤務延べ時間数の算出においては、労働基準法第 34 条第 1 項における最低限確保すべきとされて</u></p>	<p>と。</p> <p>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における受託居宅介護サービスの利用者数や受託居宅介護事業所の体制等により、1つの指定居宅介護事業者では対応が困難であると認められる場合</p> <p>イ 利用者の心身の状況や利用に関する意向、介護の内容等を勘案の上、特定の指定居宅介護事業者による支援が特に必要と認められる場合</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>いる程度の休憩時間については含めるものとして差し支えない。</u></p> <p><u>(例) 利用者を15人(区分6が5人、区分5が4人、区分4が6人)とし、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間を1週間40時間とした場合に、人員配置体制加算(I)を算定するために確保すべき勤務時間の延べ数を、1週間の間に、</u></p> <p><u>(一) 指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等</u></p> <p><u>ア 世話人</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・40時間×(15÷6)人=100時間</u> <p><u>イ 生活支援員</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・区分6：40時間×(5÷2.5)人=80時間</u> <u>・区分5：40時間×(4÷4)人=40時間</u> <u>・区分4：40時間×(6÷6)人=40時間</u> <p><u>(二) 当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・40時間×(15÷12)人=48時間</u> <p><u>延べ合計308時間以上確保する必要がある。</u></p> <p><u>この例において、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間が1週間32時間とした場合には、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等の勤務時間の延べ数は、</u></p> <p><u>(三) 世話人</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・32時間×(15÷6)人=80時間</u> <p><u>(四) 生活支援員</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・区分6：32時間×(5÷2.5)人=64時間</u> <u>・区分5：32時間×(4÷4)人=32時間</u> <u>・区分4：32時間×(6÷6)人=32時間</u> 	

改正後	現行
<p><u>延べ208時間となることから、人員配置体制加算(I)を算定するために加配すべき世話人等の勤務時間の延べ数は、 308時間－208時間＝100時間以上確保する必要がある。</u></p> <p>⑧ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④(四を除く。)の規定を準用する。</p> <p>⑨ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(9)の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑩ 看護職員配置加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の3の看護職員配置加算については、指定共同生活援助事業所等において、指定障害福祉サービス基準第208条第1項、第213条の4第1項又は第213条の14第1項に定める員数に加え、専ら当該指定共同生活援助事業所等の職務に従事する看護職員を、常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について、加算を算定できるものであること。 ただし、複数の共同生活住居を有する指定共同生活援助事業所等においては、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、常勤換算方法により、看護職員の員数が1以上かつ利用者の数を20で除して得た数以上であること。 なお、当該加算は、指定共同生活援助事業所等に看護職員を配置することにより、日常的な利用者の健康管理、看護の提供、喀痰吸引等に係る指導及び医療機関との連絡調整等を行える体制を整備</p>	<p>⑤ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④(四を除く。)の規定を準用する。</p> <p>⑥ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(9)の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑦ 看護職員配置加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の3の看護職員配置加算については、指定共同生活援助事業所等において、指定障害福祉サービス基準第208条第1項、第213条の4第1項又は第213条の14第1項に定める員数に加え、専ら当該指定共同生活援助事業所等の職務に従事する看護職員を、常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について、加算を算定できるものであること。 ただし、複数の共同生活住居を有する指定共同生活援助事業所等においては、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、常勤換算方法により、看護職員の員数が1以上かつ利用者の数を20で除して得た数以上であること。 なお、当該加算は、指定共同生活援助事業所等に看護職員を配置することにより、日常的な利用者の健康管理、看護の提供、喀痰吸引等に係る指導及び医療機関との連絡調整等を行える体制を整備</p>

改正後	現 行
<p>する事業所を評価するものであるため、加算の対象となる指定共同生活援助事業所等については、当該事業所の利用者の状況に応じて、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア 利用者に対する日常的な健康管理</p> <p>イ 医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等</p> <p>ウ 定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援</p> <p>エ 看護職員による常時の連絡体制の確保</p> <p>オ 重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意</p> <p>また、当該加算の算定対象となる指定共同生活援助事業所等については、報酬告示第 15 の 7 の医療連携体制加算 (<u>医療連携体制加算 (VI)</u>を除く。) の算定対象とはならないこと。</p> <p><u>⑪ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 15 の 1 の 4 の 4 の高次脳機能障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑦の規定を準用する。</p> <p><u>⑫ ピアサポート実施加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 15 の 1 の 4 の 5 のピアサポート実施加算については、3 の(5)の⑪の規定を準用する。</p> <p><u>⑬ 退居後ピアサポート実施加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 15 の 1 の 4 の 6 の退居後ピアサポート実施加算については、3 の(5)の⑪の規定を準用する。</p> <p><u>⑭ 夜間支援等体制加算の取扱いについて</u> (→ 報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支援等体制加算 (I) について)</p>	<p>する事業所を評価するものであるため、加算の対象となる指定共同生活援助事業所等については、当該事業所の利用者の状況に応じて、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア 利用者に対する日常的な健康管理</p> <p>イ 医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等</p> <p>ウ 定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援</p> <p>エ 看護職員による常時の連絡体制の確保</p> <p>オ 重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意</p> <p>また、当該加算の算定対象となる指定共同生活援助事業所等については、報酬告示第 15 の 7 の医療連携体制加算 (<u>医療連携体制加算 (IV)</u>を除く。) の算定対象とはならないこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>⑧ 夜間支援等体制加算の取扱いについて</u> (→ 報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支援等体制加算 (I) について)</p>

改正後	現 行
<p>ては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯(指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで(午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。)を基本として、設定するものとする。以下この⑭において同じ。)を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居(サテライト型住居を除く。)に配置される必要があること。ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして都道府県知事が認めた場合は、この限りではないこと。</p> <p>(イ) 夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制(非常通報装置、携帯電話等)が確保される必要があること。</p> <p>(ウ) 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者</p>	<p>ては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯(指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで(午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。)を基本として、設定するものとする。以下この⑧において同じ。)を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居(サテライト型住居を除く。)に配置される必要があること。ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして都道府県知事が認めた場合は、この限りではないこと。</p> <p>(イ) 夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制(非常通報装置、携帯電話等)が確保される必要があること。</p> <p>(ウ) 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者</p>

改正後	現 行
<p>の数は、</p> <p>(i) 複数の共同生活住居(5か所まで(サテライト型住居の数は本体住居と併せて1か所とする。))に限る。)における夜間支援を行う場合にあっては20人まで、</p> <p>(ii) 1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合にあっては30人までを上限とする。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホーム(従前の地域移行型ホームを含む。以下同じ。)については、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又</p>	<p>の数は、</p> <p>(i) 複数の共同生活住居(5か所まで(サテライト型住居の数は本体住居と併せて1か所とする。))に限る。)における夜間支援を行う場合にあっては20人まで、</p> <p>(ii) 1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合にあっては30人までを上限とする。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホーム(従前の地域移行型ホームを含む。以下同じ。)については、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は</p>

改正後	現 行
<p>は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付ける必要があること。</p> <p>(エ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあつては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数</p>	<p>空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付ける必要があること。</p> <p>(エ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあつては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数</p>

改正後	現行
<p>は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。</p> <p>(例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う5人定員の共同生活住居において、前年度の全利用者数の延べ数が1,570人、前年度の開所日数が365日の場合の加算額</p> <p>→ $1,570 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} = 4.4 \text{ 人}$。小数点第1位を四捨五入のため、夜間支援対象利用者が4人の加算額を算定</p> <p>(二) 報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の</p>	<p>は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。</p> <p>(例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う5人定員の共同生活住居において、前年度の全利用者数の延べ数が1,570人、前年度の開所日数が365日の場合の加算額</p> <p>→ $1,570 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} = 4.4 \text{ 人}$。小数点第1位を四捨五入のため、夜間支援対象利用者が4人の加算額を算定</p> <p>(二) 報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の</p>

改正後	現 行
<p>巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 (一)のアの規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 (ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームについては、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。</p> <p>ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p>	<p>巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 (一)のアの規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 (ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームについては、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。</p> <p>ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p>

改正後	現 行
<p>(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</p> <p>(エ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあつては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。</p> <p>ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者</p>	<p>(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</p> <p>(エ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあつては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。</p> <p>ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分</p>

改正後	現行
<p>数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。</p> <p>(三) 報酬告示第15の1の5のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。</p> <p>ア 夜間防災体制の内容</p> <p>警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。</p> <p>イ 常時の連絡体制の内容</p> <p>常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。</p> <p>(7) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が</p>	<p>して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。</p> <p>(三) 報酬告示第15の1の5のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。</p> <p>ア 夜間防災体制の内容</p> <p>警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。</p> <p>イ 常時の連絡体制の内容</p> <p>常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。</p> <p>(7) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制</p>

改正後	現行
<p>確保されている場合</p> <p>(イ) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合</p> <p>ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等(報酬告示第 11 の 9 のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、報酬告示第 14 の 3 の 1 の自立生活援助サービス費及び地域相談支援報酬告示第 2 の地域定着支援サービス費を除く。)により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。</p> <p>なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者について、加算額を算定する。</p> <p>なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び同ロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定できないものであること。</p> <p>(四) 報酬告示第 15 の 1 の 5 のニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支</p>	<p>が確保されている場合</p> <p>(イ) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合</p> <p>ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等(報酬告示第 11 の 9 のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、報酬告示第 14 の 3 の 1 の自立生活援助サービス費及び地域相談支援報酬告示第 2 の地域定着支援サービス費を除く。)により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。</p> <p>なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者について、加算額を算定する。</p> <p>なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び同ロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定できないものであること。</p> <p>(四) 報酬告示第 15 の 1 の 5 のニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支</p>

改正後	現 行
<p>援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 当該加算による夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が 1 人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。</p> <p>なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が 2 人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。</p> <p>(イ) 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。</p> <p>(ウ) 1 人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は 30 人までを上限とする。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。また、当該夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事す</p>	<p>援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 当該加算による夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が 1 人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。</p> <p>なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が 2 人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。</p> <p>(イ) 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。</p> <p>(ウ) 1 人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は 30 人までを上限とする。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、当該夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又</p>

改正後	現 行
<p>る世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に配置されていること。</p> <p>なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも一晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。</p>	<p>は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に配置されていること。</p> <p>なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも一晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。</p>

改正後	現行
<p>ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)及び同ヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)を算定できないものであること。</p> <p>(五) 報酬告示第15の1の5のホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p>	<p>ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)及び同ヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)を算定できないものであること。</p> <p>(五) 報酬告示第15の1の5のホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p>

改正後	現 行
<p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が 1 人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の一部の時間帯に配置される必要があること。</p> <p>夜間及び深夜の一部の時間帯については、夜間支援従事者が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間において、少なくとも 2 時間以上の勤務時間がある場合に限り当該加算を算定できること。</p> <p>なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が 2 人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。</p> <p>(イ) 四のアの(イ)の規定を準用する。</p> <p>(ウ) 四のアの(ウ)の規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>四のイの規定を準用する。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1 人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第二の 1 の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p>	<p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が 1 人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の一部の時間帯に配置される必要があること。</p> <p>夜間及び深夜の一部の時間帯については、夜間支援従事者が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間において、少なくとも 2 時間以上の勤務時間がある場合に限り当該加算を算定できること。</p> <p>なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が 2 人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。</p> <p>(イ) 四のアの(イ)の規定を準用する。</p> <p>(ウ) 四のアの(ウ)の規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>四のイの規定を準用する。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1 人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第二の 1 の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p>

改正後	現行
<p>なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)及び同ヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)を算定できないものであること。</p> <p>(六) 報酬告示第15の1の5のヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で宿直を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 (四)のアの規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 (ア) 四のイの(ア)の規定を準用する。 (イ) 四のイの(イ)の規定を準用する。 (ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも一晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回すること。また、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</p> <p>ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や</p>	<p>なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)及び同ヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)を算定できないものであること。</p> <p>(六) 報酬告示第15の1の5のヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で宿直を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 (四)のアの規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 (ア) 四のイの(ア)の規定を準用する。 (イ) 四のイの(イ)の規定を準用する。 (ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも一晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回すること。また、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</p> <p>ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や</p>

改正後	現行
<p>入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)及び同ホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)を算定できないものであること。</p> <p>⑮ 夜勤職員加配加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第15の1の5の2の夜勤職員加配加算については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の(一)から(三)までの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>(一) 夜間支援従事者の加配</p>	<p>入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)及び同ホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)を算定できないものであること。</p> <p>⑨ 夜勤職員加配加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第15の1の5の2の夜勤職員加配加算については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の(一)から(三)までの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>(一) 夜間支援従事者の加配</p>

改正後	現 行
<p>加配される夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置され、専らその職務に従事する必要があり、複数の共同生活住居又は他の事業所等における夜間業務を行うことで、この加算を算定することはできないものであること。</p> <p>ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が設置する指定短期入所事業所(併設事業所に限る。)の従業者が、当該夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(二) 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>加配される夜間支援従事者の業務は、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 4 第 2 項に定める夜間支援従事者と同じとする。なお、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、当該夜間支援従事者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>(三) 加算の算定方法</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 4 第 2 項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を 1 以上配置した共同生活住居に居住する利用者について、当該加算を算定できるものとする。</p> <p>⑬ 重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 15 の 1 の 6 の重度障害者支援加算(Ⅰ)については、</p>	<p>加配される夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置され、専らその職務に従事する必要があり、複数の共同生活住居又は他の事業所等における夜間業務を行うことで、この加算を算定することはできないものであること。</p> <p>ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が設置する指定短期入所事業所(併設事業所に限る。)の従業者が、当該夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(二) 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>加配される夜間支援従事者の業務は、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 4 第 2 項に定める夜間支援従事者と同じとする。なお、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、当該夜間支援従事者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>(三) 加算の算定方法</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 4 第 2 項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を 1 以上配置した共同生活住居に居住する利用者について、当該加算を算定できるものとする。</p> <p>⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 15 の 1 の 6 の重度障害者支援加算(Ⅰ)については、</p>

改正後	現 行
<p>次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>なお、<u>第1項利用者、第2項利用者</u>及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア 指定障害福祉サービス基準第208条第1項第2号又は第213条の4第1項第2号に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。</p> <p>(例) 区分6の利用者が2人、区分5の利用者が2人入居する指定共同生活援助事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分6 : $2人 \div 2.5 = 0.8人$ ・ 区分5 : $2人 \div 4 = 0.5人$ ・ 指定障害福祉サービス基準上の生活支援員の必要数(常勤換算) $0.8人 + 0.5人 = 1.3人$ <p>→ 1.4人以上の生活支援員を配置した場合に、この加算の対象となる。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同</p>	<p>次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>なお、<u>指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者</u>及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア 指定障害福祉サービス基準第208条第1項第2号又は第213条の4第1項第2号に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。</p> <p>(例) 区分6の利用者が2人、区分5の利用者が2人入居する指定共同生活援助事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分6 : $2人 \div 2.5 = 0.8人$ ・ 区分5 : $2人 \div 4 = 0.5人$ ・ 指定障害福祉サービス基準上の生活支援員の必要数(常勤換算) $0.8人 + 0.5人 = 1.3人$ <p>→ 1.4人以上の生活支援員を配置した場合に、この加算の対象となる。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同</p>

改正後	現行
<p>生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者(以下この⑩において「実践研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第一号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第二号)修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第三号)修了者(以下この⑩において「基礎研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第一号)修了者又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第三号)修了者が配置されているものとみなす。</p> <p>エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者につい</p>	<p>生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者(以下この⑩において「実践研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第一号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第二号)修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第三号)修了者(以下この⑩において「基礎研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第一号)修了者又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第三号)修了者が配置されているものとみなす。</p> <p>エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者につい</p>

改正後	現行
<p>ても生活支援員の数に含めること。</p> <p>(例) 指定共同生活援助事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が <u>12名</u> の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記ウの場合 <p><u>12名×20%=2.4名。よって、3名以上</u>について研修を受講させる<u>必要がある</u>。</p> <p>(二) 報酬告示第15の1の6のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、障害支援区分4以上に該当し、かつ、<u>行動関連項目合計点数</u>が10点以上の者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>なお、<u>第1項利用者、第2項利用者</u>、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者及び報酬告示第15の1の6のイの重度障害者支援加算(Ⅰ)の対象者については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア (一)のアの規定を準用する。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実</p>	<p>ても生活支援員の数に含めること。</p> <p>(例) 指定共同生活援助事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が <u>13名</u> の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記ウの場合 <p><u>13名×10%=1.3名。よって、2名以上</u>について研修を受講させる<u>計画を定める</u>。</p> <p>(二) 報酬告示第15の1の6のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、障害支援区分4以上に該当し、かつ、<u>障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目(第543号告示別表第二に規定する行動関連項目をいう。以下同じ。)</u>について算出した点数の合計が10点以上の者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>なお、<u>指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者及び報酬告示第15の1の6のイの重度障害者支援加算(Ⅰ)の対象者</u>については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア (一)のアの規定を準用する。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実</p>

改正後	現行
<p>実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。 また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、行動障害を有する利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者であること。</p> <p>エ (一)のエの規定を準用する。</p> <p><u>⑬ 報酬告示第 15 の 1 の 6 のイの重度障害者支援加算 (I) 及びロの重度障害者支援加算 (II) については、第二の(6)の⑩の(二)から(六)まで (二)のキを除く。)) の規定を準用する。</u></p> <p>⑰ 医療的ケア対応支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 1 の 7 の医療的ケア対応支援加算については、看護職員を常勤換算方法で 1 以上配置している指定共同生活援助事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定共同生活援助等を提供する場合に算定可能とする。</p> <p>⑱ 日中支援加算の取扱いについて (一) 報酬告示第 15 の 1 の 8 のイの日中支援加算 (I) については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者 (65 歳以上又は障害支援区</p>	<p>実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。 また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、行動障害を有する利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者であること。</p> <p>エ (一)のエの規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑪ 医療的ケア対応支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 1 の 7 の医療的ケア対応支援加算については、看護職員を常勤換算方法で 1 以上配置している指定共同生活援助事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定共同生活援助等を提供する場合に算定可能とする。</p> <p>⑫ 日中支援加算の取扱いについて (一) 報酬告示第 15 の 1 の 8 のイの日中支援加算 (I) については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者 (65 歳以上又は障害支援区</p>

改正後	現 行
<p>分4以上の障害者をいう。)であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じて、算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(ア) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、当該支援の内容について、当該利用者のサービス等利用計画と整合性を図った上で、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間 <u>(報酬告示第15の1の3の2の人員配置体制加算を算定する際の勤務時間を含む。)</u> には含めてならないものであること。</p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等(報酬告示第15の1の8のロの日中</p>	<p>分4以上の障害者をいう。)であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じて、算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(ア) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、当該支援の内容について、当該利用者のサービス等利用計画と整合性を図った上で、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてならないものであること。</p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等(報酬告示第15の1の8のロの日中支</p>

改正後	現 行
<p>支援加算(Ⅱ)を除く。)により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者数には、報酬告示第 15 の 1 の 8 のロの日中支援加算(Ⅱ)の日中支援対象利用者の数を含めること。</p> <p>なお、<u>第 1 項利用者及び第 2 項利用者</u>については、この加算を算定することができない。</p> <p>また、指定共同生活援助事業所の利用者にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に支援を行った場合については、この加算を算定することができない。</p> <p>(二) 報酬告示第 15 の 1 の 8 のロの日中支援加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助等と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画又は共同生活援助計画若しくは外部サービス利用型共同生活援助計画(以下「共同生活援助計画等」という。)に位置付けて計画的に地域活動支援センター、<u>介護保険サービス、精神科デイ・ケア等</u>を利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき</p>	<p>支援加算(Ⅱ)を除く。)により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者数には、報酬告示第 15 の 1 の 8 のロの日中支援加算(Ⅱ)の日中支援対象利用者の数を含めること。</p> <p>なお、<u>指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の適用を受ける利用者</u>については、この加算を算定することができない。</p> <p>また、指定共同生活援助事業所の利用者にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に支援を行った場合については、この加算を算定することができない。</p> <p>(二) 報酬告示第 15 の 1 の 8 のロの日中支援加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助等と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画又は共同生活援助計画、<u>日中サービス支援型共同生活援助計画</u>若しくは外部サービス利用型共同生活援助計画(以下「共同生活援助計画等」という。)に位置付けて計画的に地域活動支援センター、<u>介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支</u></p>

改正後	現 行
<p>又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合について算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(ア) 指定共同生活援助事業所等は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、共同生活援助計画等に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならないものであること。</p> <p>なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間<u>(報酬告示第 15 の 1 の 3 の 2 の人員配置体制加算を算定する際の勤務時間を含む。)</u>には含めてはならないものであること。</p>	<p><u>援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア</u>を利用して利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合<u>であって、当該支援を行った日数の合計が 1 月につき 2 日を超える場合、3 日目以降</u>について算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(ア) 指定共同生活援助事業所等は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、共同生活援助計画等に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならないものであること。</p> <p>なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。</p> <p><u>ただし、日中サービス支援型指定共同生活事業所においては、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 4 に規定する人員を確保する場合には、加算の算定に当たって生活支援員</u></p>

改正後	現行
<p>(イ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所等に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等(報酬告示第15の1の8のイの日中支援加算(I)を除く。)により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定共同生活援助事業所等ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者の数には、報酬告示第15の1の8のイの日中支援加算(I)の日中支援対象利用者の数を含めること。</p> <p>なお、<u>第1項利用者及び第2項利用者</u>については、この加算を算定することができない。</p> <p><u>⑱ 集中的支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第15の1の9の集中的支援加算については、2の(9)の⑳の規定を準用する。</p> <p><u>⑳ 自立生活支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第15の2の自立生活支援加算の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p><u>(一) 自立生活支援加算(I)</u></p>	<p><u>又は世話人の加配を要しないこととする。</u></p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所等に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等(報酬告示第15の1の8のイの日中支援加算(I)を除く。)により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定共同生活援助事業所等ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者の数には、報酬告示第15の1の8のイの日中支援加算(I)の日中支援対象利用者の数を含めること。</p> <p>なお、<u>指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者</u>については、この加算を算定することができない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>⑬ 自立生活支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第15の2の自立生活支援加算については、療養介護サービス費の「地域移行加算」と同趣旨であるため、2の(5)の③を参照されたい。</p>

改正後	現 行
<p><u>ア 対象者</u></p> <p><u>介護サービス包括型共同生活援助又は外部サービス利用型共同生活援助の利用者のうち、居宅における単身等での生活を希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれるものであることから、以下に掲げる者については当該加算の対象とはならない。</u></p> <p><u>(7) 当該共同生活住居において、引き続き生活支援を受け続けることを希望する者</u></p> <p><u>(イ) 事業所等の事情により退居を求める者</u></p> <p><u>(ロ) 単身等での生活の希望や意思の表明が十分に確認できていない状況の者</u></p> <p><u>(エ) 他の共同生活援助事業所や社会福祉施設等への入所等を希望する者</u></p> <p><u>イ 算定期間</u></p> <p><u>利用者の希望する単身等の生活に係る意向を確認した後に、サービス管理責任者が共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（以下この⑩において単に「計画」という。）の変更に係る会議を開催し、支援の方針や支援内容等について当該事業所の従業者に確認及び共有したうえで、変更後の計画の原案について利用者に同意を求め、変更後の計画を交付した月から6月間算定できる。</u></p> <p><u>ウ 留意事項</u></p> <p><u>当該加算の算定に当たっては、以下の内容を含む支援が提供される必要があり、漫然かつ画一的に提供されることがないよ</u></p>	<p><u>ただし、退居して他の指定共同生活援助等を行う住居に入居する場合については、この加算を算定できない。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>う、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に 応じて適切に提供されなければならないものである。</u></p> <p><u>(7) 住居の確保に係る支援</u></p> <p><u>(イ) 生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言（ゴ ミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本 人とともに実施する。）</u></p> <p><u>(ウ) 生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス 事業者等や医療機関等との連絡調整（サービス担当者会議 等への出席や、事業所等への同行支援等を含む。）</u></p> <p><u>(二) 自立生活支援加算(Ⅱ)</u></p> <p><u>報酬告示第 15 の 2 のロの自立生活支援加算(Ⅱ)については、 療養介護サービス費の「地域移行加算」と同趣旨であるため、2 の(5)の③を参照されたい。ただし、退居して他の指定共同生活援 助等を行う住居に入居する場合については、この加算を算定でき ない。</u></p> <p><u>(三) 自立生活支援加算(Ⅲ)</u></p> <p><u>ア 対象者</u></p> <p><u>移行支援住居における一定期間の支援を受けた後に居宅に おける単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活 が可能であると見込まれる利用者であることから、以下に掲げ る者については当該加算の対象とはならない。</u></p> <p><u>(7) 単身等での生活の希望や移行支援住居の入居についての 意思の表明が十分に確認できていない状況の者</u></p> <p><u>(イ) 他の共同生活援助事業所や社会福祉施設等への入所等を</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>希望する者</u></p> <p><u>イ 移行支援住居</u></p> <p><u>共同生活住居のうち、利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援を実施することにより、当該住居の退居後に一人暮らし等へ移行することを目的としたものであり、その定員は2人以上7人以下とする。なお、定員以内であれば、サテライト型住居を含む複数の住居を1つの移行支援住居とすることができるものとする。</u></p> <p><u>移行支援住居には、指定障害福祉サービス基準の規定に基づき当該事業所に置くべきサービス管理責任者とは別に、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するサービス管理責任者を1人以上配置しなければならない。なお、当該サービス管理責任者については、当該事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。</u></p> <p><u>移行支援住居を設けた場合には、利用者の選択に資するため、原則として、インターネット等を活用して公表すべきものであること。</u></p> <p><u>ウ 算定期間</u></p> <p><u>移行支援住居入居から3年とする。ただし、引き続き移行支援住居における支援が効果的であると市町村が認める者については、3年を超えて算定が可能である。</u></p> <p><u>なお、指定障害福祉サービス基準第210条の2第3項の規定に基づき、指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際して、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>を行わなければならないことから、当該移行支援住居を退居後に、引き続き、他の共同生活住居等での支援が必要と認められる利用者に対しては、他の障害福祉サービス事業者を紹介するなど、適切な対応を行うこと。</u></p> <p>エ 留意事項</p> <p><u>当該加算の算定に当たっては、以下の内容を含む支援が提供される必要があり、漫然かつ画一的に提供されないよう、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に</u> <u>応じて適切に提供されなければならないものである。</u></p> <p>(7) <u>住居の確保に係る支援</u></p> <p>(イ) <u>生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言（ゴミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する。）</u></p> <p>(ウ) <u>生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整（サービス担当者会議等への出席や、事業所等への同行支援等を含む。）</u></p> <p>(エ) <u>協議会等への出席、居住支援法人や居住支援協議会等との連絡調整その他の関係機関との連携</u></p> <p>⑳ 入院時支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 3 の入院時支援特別加算については、3 の(2)の⑯の規定を準用する。 なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u>、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u>、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 6 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用</u></p>	<p>⑭ 入院時支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 3 の入院時支援特別加算については、3 の(2)の⑫の規定を準用する。 なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 9 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用</u></p>

改正後	現 行
<p><u>型指定共同生活援助サービス費(Ⅲ)</u>を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>㉓ 長期入院時支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 3 の 2 の長期入院時支援特別加算については、3 の(2)の<u>㉑</u>の規定を準用する。</p> <p>指定共同生活援助事業所はイの加算額を、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所はロの加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。</p> <p>なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u>、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u>、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 6 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅲ)</u>を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>㉔ 帰宅時支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 4 の帰宅時支援加算については、3 の(2)の<u>㉒</u>の規定を準用する。</p> <p>なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u>、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u>、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 6 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅲ)</u>を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p>	<p><u>型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)</u>を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>㉑ 長期入院時支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 3 の 2 の長期入院時支援特別加算については、3 の(2)の<u>㉓</u>の規定を準用する。</p> <p>指定共同生活援助事業所はイの加算額を、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所はロの加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。</p> <p>なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 9 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)</u>を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>㉒ 帰宅時支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 4 の帰宅時支援加算については、3 の(2)の<u>㉑</u>の規定を準用する。</p> <p>なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 9 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)</u>を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p>

改正後	現行
<p>⑳ 長期帰宅時支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 5 の長期帰宅時支援加算については、3 の(2)の⑲の規定を準用する。 指定共同生活援助事業所はイの加算額を、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所はロの加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。 なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u>、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u>、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 6 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅲ)</u>を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>㉑ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の地域生活移行個別支援特別加算については、3 の(2)の㉑の規定を準用する。</p> <p>㉒ 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の 2 の精神障害者地域移行特別加算については、3 の(2)の㉒の規定を準用する。</p> <p>㉓ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の 3 の強度行動障害者地域移行特別加算については、3 の(2)の㉓の規定を準用する。</p> <p>㉔ 強度行動障害者体験利用加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の 4 の強度行動障害者体験利用加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>㉑ 長期帰宅時支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 5 の長期帰宅時支援加算については、3 の(2)の⑮の規定を準用する。 指定共同生活援助事業所はイの加算額を、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所はロの加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。 なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 9 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)</u>を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>㉒ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の地域生活移行個別支援特別加算については、3 の(2)の⑰の規定を準用する。</p> <p>㉓ 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の 2 の精神障害者地域移行特別加算については、3 の(2)の⑱の規定を準用する。</p> <p>㉔ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の 3 の強度行動障害者地域移行特別加算については、3 の(2)の⑲の規定を準用する。</p> <p>㉕ 強度行動障害者体験利用加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の 4 の強度行動障害者体験利用加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p>

改正後	現 行
<p>(一) 対象者の要件</p> <p><u>行動関連項目合計点数</u>が10点以上の者であって、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を体験的に利用する者であること。</p> <p>(二) 施設要件</p> <p>3の(2)の⑳の(二)の規定を準用する。</p> <p>㉑ 医療連携体制加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)までについては、2の(7)の⑯の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2の(7)の⑯の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2の(7)の⑯の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2の(7)の⑯の(二)のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。</p> <p>報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅶ)については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定共同生活援助事業所等で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。したがって、</p> <p>(一) 利用者の状態の判断や、指定共同生活援助事業所等の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。</p>	<p>(一) 対象者の要件</p> <p><u>障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目について、算出した点数の合計</u>が10点以上の者であって、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を体験的に利用する者であること。</p> <p>(二) 施設要件</p> <p>3の(2)の⑱の(二)の規定を準用する。</p> <p>㉒ 医療連携体制加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)までについては、2の(7)の⑯の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2の(7)の⑯の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2の(7)の⑯の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2の(7)の⑯の(二)のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。</p> <p>報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅶ)については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定共同生活援助事業所等で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。したがって、</p> <p>(一) 利用者の状態の判断や、指定共同生活援助事業所等の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。</p>

改正後	現 行
<p>(二) 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該指定共同生活援助事業所等の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。</p> <p>(三) 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整 <p>等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。また、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、看護師1人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とすること。</p> <p>なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における指定共同生活援助等における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられる。</p> <p>③⑩ 通勤者生活支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の8の通勤者生活支援加算については、3の(2)の⑩の規定を準用する。</p> <p>③⑪ <u>障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)について</u> <u>報酬告示第15の8の2のイの障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)については、2の(9)の④の規定を準用する。</u></p>	<p>(二) 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該指定共同生活援助事業所等の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。</p> <p>(三) 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整 <p>等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。また、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、看護師1人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とすること。</p> <p>なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における指定共同生活援助等における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられる。</p> <p>②⑩ 通勤者生活支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の8の通勤者生活支援加算については、3の(2)の⑩の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p>⑳ <u>障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について</u> 報酬告示第 15 の 8 の 2 のロの障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）については、2 の(9)の㉔の規定を準用する。</p> <p>㉓ <u>新興感染症等施設療養加算について</u> 報酬告示第 15 の 8 の 3 の新興感染症等療養加算については、2 の(9)の㉔の規定を準用する。</p> <p>㉔ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第 15 の 9、10 及び 11 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の㉑の規定を準用する。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>㉔ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第 15 の 9、10 及び 11 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の㉑の規定を準用する。</p>
<p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1 指定地域移行支援</p> <p>(1) 地域移行支援サービス費について</p> <p>① 地域移行支援サービス費の区分について</p> <p>(一) 地域移行支援サービス費(Ⅰ)については、専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものであり、<u>地域相談支援報酬告示</u>の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 30 年厚生労働省告示第 114 号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った</p>	<p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1 指定地域移行支援</p> <p>(1) 地域移行支援サービス費について</p> <p>① 地域移行支援サービス費の区分について</p> <p>(一) 地域移行支援サービス費(Ⅰ)については、専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものであり、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 124 号)</u>の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 30</p>

改正後	現 行
<p>場合に算定する。なお、当該事業所の具体的な要件は以下のとおりである。</p> <p>ア 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は「精神障害関係従事者養成研修事業について(平成 26 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別添 2 の 3 の(2)のイに規定する精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を 1 人以上配置していること。</p> <p>イ 当該事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、地域相談支援基準第 1 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する施設(以下「対象施設」という。)を退院、退所等し、地域生活に移行した者が 3 人以上であること。</p> <p>ウ 対象施設と緊密な連携を図り、地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議への参加や地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験のある障害当事者(ピアサポーター等)による意欲喚起のための活動等を、いずれかの対象施設に対し、概ね月 1 回以上行っていること。</p> <p>(二) 地域移行支援サービス費(Ⅱ)については、<u>地域相談支援報酬告示</u>の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額</p>	<p>年厚生労働省告示第 114 号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。なお、当該事業所の具体的な要件は以下のとおりである。</p> <p>ア 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は「精神障害関係従事者養成研修事業について(平成 26 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別添 2 の 3 の(2)のイに規定する精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を 1 人以上配置していること。</p> <p>イ 当該事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、地域相談支援基準第 1 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する施設(以下「対象施設」という。)を退院、退所等し、地域生活に移行した者が 3 人以上であること。</p> <p>ウ 対象施設と緊密な連携を図り、地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議への参加や地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験のある障害当事者(ピアサポーター等)による意欲喚起のための活動等を、いずれかの対象施設に対し、概ね月 1 回以上行っていること。</p> <p>(二) 地域移行支援サービス費(Ⅱ)については、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労</u></p>

改正後	現行
<p>の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所のうち、(一)に規定するア及びウの要件を満たす事業所であって、かつ、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、対象施設を退院、退所等し、地域生活に移行した者が1人以上である事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。</p> <p>(三) 地域移行支援サービス費(Ⅲ)については、(一)又は(二)に規定する要件を満たさない指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。</p> <p>② 指定地域移行支援に係る報酬の算定について</p> <p>指定地域移行支援の提供に当たっては、地域相談支援基準又は地域相談支援報酬告示に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>(一) 地域移行支援計画の作成(地域相談支援基準第20条)</p> <p>(二) 利用者への対面による支援を1月に2日以上行わない場合(地域相談支援報酬告示第1の1の注2)</p> <p><u>③ 地域生活支援拠点等機能強化加算の算定について</u> <u>地域相談支援報酬告示第1の1の注4の地域生活支援拠点等機能強化加算については、第二の3の(7)の③の規定を準用する。</u></p> <p>(2) 特別地域加算の取扱いについて</p>	<p><u>働省告示第124号</u>の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(<u>平成30年厚生労働省告示第114号</u>)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所のうち、(一)に規定するア及びウの要件を満たす事業所であって、かつ、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、対象施設を退院、退所等し、地域生活に移行した者が1人以上である事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。</p> <p>(三) 地域移行支援サービス費(Ⅲ)については、(一)又は(二)に規定する要件を満たさない指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。</p> <p>② 指定地域移行支援に係る報酬の算定について</p> <p>指定地域移行支援の提供に当たっては、地域相談支援基準又は地域相談支援報酬告示に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>(一) 地域移行支援計画の作成(地域相談支援基準第20条)</p> <p>(二) 利用者への対面による支援を1月に2日以上行わない場合(地域相談支援報酬告示第1の1の注2)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 特別地域加算の取扱いについて</p>

改正後	現 行
<p>地域相談支援報酬告示第1の1の注3の特別地域加算については、第二の2の(1)の⑮の規定を準用する。</p> <p>(3) ピアサポート体制加算の取扱いについて</p> <p>地域相談支援報酬告示第1の1の2のピアサポート体制加算については、第二の3の(7)の⑤の規定を準用する。この場合において「サービス管理責任者又は地域生活支援員」とあるのは、「指定地域移行支援従事者」と、「指定地域移行支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援助事業所」と読み替えるものとする。</p> <p>(4) 初回加算の取扱いについて</p> <p>地域相談支援報酬告示第1の1の3の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、病院や施設等を訪問し、地域相談支援給付決定障害者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間を要することから、サービスの利用開始月において算定できるものであること。</p> <p>ただし、初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできず、また、初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できる。ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りでない。</p> <p>(5) 集中支援加算の取扱いについて</p>	<p>地域相談支援報酬告示第1の1の注3の特別地域加算については、第二の2の(1)の⑯の規定を準用する。</p> <p>(3) ピアサポート体制加算の取扱いについて</p> <p>地域相談支援報酬告示第1の1の2のピアサポート体制加算については、第二の3の(7)の④の規定を準用する。この場合において「サービス管理責任者又は地域生活支援員」とあるのは、「指定地域移行支援従事者」と、「指定地域移行支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援助事業所」と読み替えるものとする。</p> <p>(4) 初回加算の取扱いについて</p> <p>地域相談支援報酬告示第1の1の3の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、病院や施設等を訪問し、地域相談支援給付決定障害者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間を要することから、サービスの利用開始月において算定できるものであること。</p> <p>ただし、初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできず、また、初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できる。ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りでない。</p> <p>(5) 集中支援加算の取扱いについて</p>

改正後	現 行
<p>地域相談支援報酬告示第1の2の集中支援加算については、退院・退所月加算が算定される月以外において、対面による支援を月6日以上実施した場合に算定できるものであること。</p> <p>(6) 退院・退所月加算の取扱いについて</p> <p>① 地域相談支援報酬告示第1の3の注1の退院・退所月加算については、退院、退所等をする月において、地域生活への移行に向けた各種の支援を集中的に実施できるよう加算するものであるため、当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意すること。</p> <p>また、退院、退所等をする日が翌月の初日等の場合においては、退院、退所等をする月の前月において支援が行われることとなるため、当該場合であって退院、退所等をするのが確実に見込まれる場合については、退院、退所等をする月の前月において算定できるものであること。</p> <p>この場合において、結果として翌月に当該者が退院、退所等をしなかったときは、当該加算額を返還させるものとする。</p> <p>なお、その後の支援の結果、当該者が退院、退所等をした場合は、退院・退所月加算を算定して差し支えない。</p> <p>② 退院・退所月加算については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>(一) 退院、退所等をして病院又は診療所へ入院する場合</p> <p>(二) 退院、退所等をして他の社会福祉施設等へ入所する場合</p> <p>(三) 死亡による退院、退所等の場合</p>	<p>地域相談支援報酬告示第1の2の集中支援加算については、退院・退所月加算が算定される月以外において、対面による支援を月6日以上実施した場合に算定できるものであること。</p> <p>(6) 退院・退所月加算の取扱いについて</p> <p>① 地域相談支援報酬告示第1の3の注1の退院・退所月加算については、退院、退所等をする月において、地域生活への移行に向けた各種の支援を集中的に実施できるよう加算するものであるため、当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意すること。</p> <p>また、退院、退所等をする日が翌月の初日等の場合においては、退院、退所等をする月の前月において支援が行われることとなるため、当該場合であって退院、退所等をするのが確実に見込まれる場合については、退院、退所等をする月の前月において算定できるものであること。</p> <p>この場合において、結果として翌月に当該者が退院、退所等をしなかったときは、当該加算額を返還させるものとする。</p> <p>なお、その後の支援の結果、当該者が退院、退所等をした場合は、退院・退所月加算を算定して差し支えない。</p> <p>② 退院・退所月加算については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>(一) 退院、退所等をして病院又は診療所へ入院する場合</p> <p>(二) 退院、退所等をして他の社会福祉施設等へ入所する場合</p> <p>(三) 死亡による退院、退所等の場合</p>

改正後	現 行
<p>③ 地域相談支援報酬告示第1の3の注2は、利用者が精神科病院に入院した日から起算して90日以上1年未満の期間内に退院した場合に限り算定できるものであること。</p> <p>(7) 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱いについて</p> <p>① 地域相談支援報酬告示第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算については、障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、利用日数に応じ、算定できるものであること。</p> <p>また、利用者に対して、委託先の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できるものであること。</p> <p>② 障害福祉サービスの体験利用加算については、15日を限度として算定できるものであること。</p> <p>なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。</p> <p>③ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること <u>並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していること</u>を都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p> <p><u>なお、市町村が当該指定地域移行支援事業所を地域生活支援拠点</u></p>	<p>③ 地域相談支援報酬告示第1の3の注2は、利用者が精神科病院に入院した日から起算して90日以上1年未満の期間内に退院した場合に限り算定できるものであること。</p> <p>(7) 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱いについて</p> <p>① 地域相談支援報酬告示第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算については、障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、利用日数に応じ、算定できるものであること。</p> <p>また、利用者に対して、委託先の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できるものであること。</p> <p>② 障害福祉サービスの体験利用加算については、15日を限度として算定できるものであること。</p> <p>なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。</p> <p>③ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p>

改正後	現 行
<p><u>等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定移行支援事業所とで事前に協議し、当該指定地域移行支援事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定地域移行支援事業所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定地域移行支援事業所は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。</u></p> <p><u>さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。</u></p> <p>(8) 体験宿泊加算の取扱いについて</p> <p>① 地域相談支援報酬告示第1の5の体験宿泊加算については、単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えない。ただし、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除く。</p> <p>また、体験的な宿泊支援については、指定障害福祉サービス事業</p>	<p>(8) 体験宿泊加算の取扱いについて</p> <p>① 地域相談支援報酬告示第1の5の体験宿泊加算については、単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えない。ただし、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除く。</p> <p>また、体験的な宿泊支援については、指定障害福祉サービス事業</p>

改正後	現 行
<p>者に委託できるが、当該委託による場合であっても、指定地域移行支援事業者が、委託先の指定障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行うこと。</p> <p>② 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認すること。</p> <p>③ 体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できるものであること。</p> <p>なお、体験宿泊加算(Ⅰ)については、利用者が、地域相談支援基準第 23 条第 1 項に規定する要件を満たす場所(以下「体験宿泊場所」という。)において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えない。</p> <p>④ 施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能なものであるが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できるものであること。</p> <p>⑤ 体験宿泊加算(Ⅱ)については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回によ</p>	<p>者に委託できるが、当該委託による場合であっても、指定地域移行支援事業者が、委託先の指定障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行うこと。</p> <p>② 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認すること。</p> <p>③ 体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できるものであること。</p> <p>なお、体験宿泊加算(Ⅰ)については、利用者が、地域相談支援基準第 23 条第 1 項に規定する要件を満たす場所(以下「体験宿泊場所」という。)において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えない。</p> <p>④ 施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能なものであるが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できるものであること。</p> <p>⑤ 体験宿泊加算(Ⅱ)については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡</p>

改正後	現 行
<p>る支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、夜間支援従事者は、別途、指定居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えない。</p> <p>夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、指定地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行うこと。</p> <p>⑥ 体験宿泊加算については、15 日を限度として算定できるものであること。</p> <p>なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度 15 日を限度として算定できることに留意すること。</p> <p>⑦ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに 50 単位を加算するもの<u>であり、(1)の③の規定を準用</u>する。</p> <p>(9) 居住支援連携体制加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第 1 の 6 の居住支援連携体制加算については、第二の 3 の(7)の<u>⑫</u>の規定を準用する。</p> <p>(10) 地域居住支援体制強化推進加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第 1 の 7 の地域居住支援体制強化推進加算については、第二の 3 の(7)の<u>⑬</u>の規定を準用する。</p> <p>2 指定地域定着支援</p> <p>(1) 指定地域定着支援に係る報酬の算定について 指定地域定着支援の提供に当たっては、地域相談支援基準に定める</p>	<p>回による支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、夜間支援従事者は、別途、指定居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えない。</p> <p>夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、指定地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行うこと。</p> <p>⑥ 体験宿泊加算については、15 日を限度として算定できるものであること。</p> <p>なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度 15 日を限度として算定できることに留意すること。</p> <p>⑦ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに 50 単位を加算するものとする。</p> <p>(9) 居住支援連携体制加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第 1 の 6 の居住支援連携体制加算については、第二の 3 の(7)の<u>⑩</u>の規定を準用する。</p> <p>(10) 地域居住支援体制強化推進加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第 1 の 7 の地域居住支援体制強化推進加算については、第二の 3 の(7)の<u>⑪</u>の規定を準用する。</p> <p>2 指定地域定着支援</p> <p>(1) 指定地域定着支援に係る報酬の算定について 指定地域定着支援の提供に当たっては、地域相談支援基準に定める</p>

改正後	現 行
<p>以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等(第42条第3項)</p> <p>② 適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握(第43条第2項)</p> <p>(2) 緊急時支援費の取扱いについて</p> <p>① 緊急時支援費に係る利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。</p> <p>② 地域相談支援報酬告示第2の1のロの(1)の緊急時支援費(Ⅰ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>③ 地域相談支援報酬告示第2の1のロの(2)の緊急時支援費(Ⅱ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>ただし、緊急時支援費(Ⅰ)を算定する場合は、当該緊急時支援費は算定できないこと。</p> <p>④ 緊急時支援を行った場合は、地域相談支援基準第45条において準用する地域相談支援基準第15条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援費の算定対象である旨等を記録するものとする。</p>	<p>以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等(第42条第3項)</p> <p>② 適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握(第43条第2項)</p> <p>(2) 緊急時支援費の取扱いについて</p> <p>① 緊急時支援費に係る利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。</p> <p>② 地域相談支援報酬告示第2の1のロの(1)の緊急時支援費(Ⅰ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>③ 地域相談支援報酬告示第2の1のロの(2)の緊急時支援費(Ⅱ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>ただし、緊急時支援費(Ⅰ)を算定する場合は、当該緊急時支援費は算定できないこと。</p> <p>④ 緊急時支援を行った場合は、地域相談支援基準第45条において準用する地域相談支援基準第15条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援費の算定対象である旨等を記録するものとする。</p>

改正後	現行
<p>⑤ 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。</p> <p>また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。</p> <p>⑥ 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。</p> <p>⑦ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p> <p><u>なお、市町村が当該指定地域定着支援事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定地域定着支援事業所とで事前に協議し、当該指定地域定着支援事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定地域定着支援事業所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定地域定着支援事業所は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。</u></p> <p><u>さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支</u></p>	<p>⑤ 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。</p> <p>また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。</p> <p>⑥ 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。</p> <p>⑦ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p>

改正後	現 行
<p><u>援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。</u></p> <p>(3) 特別地域加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の1の注4の特別地域加算については、第二の2の(1)の<u>⑮</u>の規定を準用する。</p> <p><u>(4) 地域生活支援拠点等機能強化加算の取扱いについて</u> <u>地域相談支援報酬告示第2の1の注4の地域生活支援拠点等機能強化加算については、第二の3の(7)の③の規定を準用する。</u></p> <p><u>(5) ピアサポート体制加算の取扱いについて</u> 地域相談支援報酬告示第2の2のピアサポート体制加算については、第二の3の(7)の<u>⑤</u>の規定を準用する。この場合において「サービス管理責任者又は地域生活支援員」とあるのは、「指定地域定着支援従事者」と、「指定地域定着支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援助事業所」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(6) 日常生活支援情報提供加算の取扱いについて</u> 地域相談支援報酬告示第2の3の日常生活支援情報提供加算については、第二の3の(7)の<u>⑪</u>の規定を準用する。</p> <p><u>(7) 居住支援連携体制加算の取扱いについて</u> 地域相談支援報酬告示第2の4の居住支援連携体制加算については、第二の3の(7)の<u>⑫</u>の規定を準用する。</p> <p><u>(8) 地域居住支援体制強化推進加算の取扱いについて</u> 地域相談支援報酬告示第2の5の地域居住支援体制強化推進加算に</p>	<p>(3) 特別地域加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の1の注4の特別地域加算については、第二の2の(1)の<u>⑯</u>の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) ピアサポート体制加算の取扱いについて</u> 地域相談支援報酬告示第2の2のピアサポート体制加算については、第二の3の(7)の<u>④</u>の規定を準用する。この場合において「サービス管理責任者又は地域生活支援員」とあるのは、「指定地域定着支援従事者」と、「指定地域定着支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援助事業所」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(5) 日常生活支援情報提供加算の取扱いについて</u> 地域相談支援報酬告示第2の3の日常生活支援情報提供加算については、第二の3の(7)の<u>⑨</u>の規定を準用する。</p> <p><u>(6) 居住支援連携体制加算の取扱いについて</u> 地域相談支援報酬告示第2の4の居住支援連携体制加算については、第二の3の(7)の<u>⑩</u>の規定を準用する。</p> <p><u>(7) 地域居住支援体制強化推進加算の取扱いについて</u> 地域相談支援報酬告示第2の5の地域居住支援体制強化推進加算</p>

改正後	現 行
<p>については、第二の3の(7)の⑬の規定を準用する。</p> <p>第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表(平成24年厚生労働省告示第125号。以下「計画相談支援報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>1 計画相談支援費の算定について</p> <p>(1) 基本的な取扱いについて</p> <p>指定計画相談支援の提供に当たっては、計画相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① 指定サービス利用支援</p> <p>(一) サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等(第15条第2項第7号)</p> <p>(二) サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意(同項第10号及び第13号)</p> <p>(三) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付(同項第11号及び第14号)</p> <p>(四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取(同項第12号)</p> <p>② 指定継続サービス利用支援</p> <p>(一) 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者へ</p>	<p>については、第二の3の(7)の⑪の規定を準用する。</p> <p>第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表(平成24年厚生労働省告示第125号。以下「計画相談支援報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>1 計画相談支援費の算定について</p> <p>(1) 基本的な取扱いについて</p> <p>指定計画相談支援の提供に当たっては、計画相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① 指定サービス利用支援</p> <p>(一) サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等(第15条第2項第6号)</p> <p>(二) サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意(同項第9号及び第12号)</p> <p>(三) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付(同項第10号及び第13号)</p> <p>(四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取(同項第11号)</p> <p>② 指定継続サービス利用支援</p> <p>(一) 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者へ</p>

改正後	現 行
<p>の面接等(同条第3項第2号)</p> <p>(二) サービス等利用計画の変更についての①の(一)から(四)までに準じた手続の実施(同条第3項第3号により準用する同条第2項第7号、第12号から第14号まで)</p> <p>② 機能強化型サービス利用支援費(機能強化型継続サービス利用支援費)の取扱いについて</p> <p>① 趣旨</p> <p>機能強化型サービス利用支援費(機能強化型継続サービス利用支援費を含む。以下同じ。)は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。</p> <p>② 基本的取扱方針</p> <p>当該報酬の対象となる事業所は、<u>以下について強く望まれるものである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること <u>協議会と連携や参画していること</u> <p>本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p>	<p>の面接等(同条第3項第2号)</p> <p>(二) サービス等利用計画の変更についての①の(一)から(四)までに準じた手続の実施(同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第11号から第13号まで)</p> <p>③ 機能強化型サービス利用支援費(機能強化型継続サービス利用支援費)の取扱いについて</p> <p>(一) 趣旨</p> <p>機能強化型サービス利用支援費は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。</p> <p>(二) 基本的取扱方針</p> <p>当該報酬の対象となる事業所は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されているほか、<u>協議会との連携や参画が強く望まれるものである。</u> <p>本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p>

改正後	現 行
<p>③ 具体的運用方針</p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第180号)における機能強化型サービス利用支援費に係る各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。</u></p> <p>(一) <u>共通事項</u></p> <p>ア <u>共通</u></p> <p>(ア) <u>人員配置要件</u></p> <p>a <u>総則</u></p> <p><u>質の高い相談支援の提供を図るため、常勤(機能強化型サービス利用支援費(IV)を除く。)かつ専従の相談支援専門員を2名から4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員(以下「現任研修修了者」という。)であることを要件とする。その他の具体的な取扱いについては、(二)のア、(三)のア、(四)のア及び(五)のアをそれぞれ参照すること。</u></p> <p>b <u>兼務の取扱い</u></p> <p><u>配置される相談支援専門員については、原則専従である</u></p>	<p>(三) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第180号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。)の</u> <u>具体的運用方針</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準</u>における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。</p>

改正後	現 行
<p><u>ことが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）と兼務しても差し支えないこととしている。</u></p> <p><u>このほか、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えないものとしている（機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）を除く。）が、具体的な取扱いについては、(二)のA、(三)のA、(四)のA及び(五)のAをそれぞれ参照すること。</u></p> <p><u>(イ) 留意事項伝達会議</u></p> <p><u>「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次のaからcまでに掲げる要件をいずれも満たすものでなければならないこと。なお、会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。</u></p> <p><u>a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</u></p> <p><u>(a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針</u></p> <p><u>(b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策</u></p>	

改正後	現行
<p><u>(c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況</u></p> <p><u>(d) 保健医療及び福祉に関する諸制度</u></p> <p><u>(e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術</u></p> <p><u>(f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</u></p> <p><u>(g) その他必要な事項</u></p> <p><u>b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。</u></p> <p><u>c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</u></p> <p><u>なお、一体的に管理運営を行う事業所であってイの(i)のaの(c)に定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。</u></p> <p><u>(ウ) 現任研修修了者同行による研修</u></p> <p><u>現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うこと。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。</u></p> <p><u>なお、一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者により適切な指導を行う必要がある。</u></p> <p><u>(エ) 支援困難ケースの受入</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならない、</u> <u>そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所</u> <u>又は協議会との連携を図らなければならないこと。</u></p> <p><u>(ウ) 事例検討会への参加</u> <u>基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が</u> <u>実施する事例検討会等に参加していること。</u></p> <p><u>(カ) 取扱件数</u> <u>取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一</u> <u>体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれ</u> <u>ぞれ40件未満であること。</u></p> <p><u>また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体</u> <u>の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値(以下「計</u> <u>画相談支援対象障害者等の平均数」という。)を、当該指定特</u> <u>定相談支援事業所の相談支援専門員(相談支援員については、</u> <u>1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。)の員</u> <u>数の前6月の平均値(以下「相談支援専門員の平均員数」とい</u> <u>う。)で除して得た数とする。</u></p> <p><u>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援</u> <u>事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用</u> <u>援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った障害児相談支</u> <u>援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。</u></p> <p><u>イ 複数事業所が協働により体制を確保する場合</u></p> <p><u>(ア) 趣旨</u> <u>障害福祉サービス等の利用者が少ないあるいは地域に分散</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>している等により、単独の事業所で機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定特定相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び24時間の連絡体制が確保されていることにより、(二)のア及びイ、(三)のア及びイ並びに四のアに規定する要件を満たすことを可能とするものである。</u></p> <p><u>(イ) 要件</u></p> <p><u>次の a から c までに掲げる要件をいずれも満たしているものでなければならない。</u></p> <p><u>a 体制要件</u></p> <p><u>次の(a)から(c)までに掲げる要件をいずれも満たしていること。</u></p> <p><u>(a) 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。</u></p> <p><u>(b) 機能強化型サービス利用支援費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されていること。</u></p> <p><u>(c) 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。</u></p> <p><u>b 事業所要件</u></p> <p><u>次の(a)又は(b)に掲げる要件のいずれかを満たしているこ</u></p>	

改正後	現行
<p><u>と。なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。</u></p> <p><u>(a) 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、計画相談支援基準第 19 条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。</u></p> <p><u>(b) 地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。</u> <u>なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。</u> <u>また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。</u></p> <p><u>c 人員配置要件（各事業所）</u> <u>当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ 1 名以上配置していること。</u></p> <p><u>(二) 機能強化型サービス利用支援費（I）について</u></p> <p><u>ア 人員配置要件</u> <u>常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修修了者であること。</u></p>	<p><u>ア 機能強化型サービス利用支援費（I）について</u></p> <p><u>(7) (1)関係</u> <u>一体的に管理運営を行うとは、次の要件を満たすものでなければならぬこと。また、当該報酬については、複数の事</u></p>

改正後	現行
<p><u>ただし、3名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)のアの(ア)のbを参照すること。</u></p> <p><u>イ 24時間の連絡体制</u></p> <p><u>24時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。</u></p> <p><u>ウ 協議会への参画</u></p> <p><u>協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。</u></p> <p><u>エ 基幹相談支援センターによる取組への参画</u></p> <p><u>基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。具体的には、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-3 相談支援事業実施</u></p>	<p><u>業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取組をすることとし、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件については、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととする。</u></p> <p><u>a 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。</u></p> <p><u>b 厚生労働大臣が定める基準第1号イの(1)の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されていること。</u></p> <p><u>c 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。</u></p> <p><u>(イ) (1)の(一)関係</u></p> <p><u>「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。</u></p> <p><u>a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</u></p> <p><u>(a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針</u></p> <p><u>(b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策</u></p> <p><u>(c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況</u></p> <p><u>(d) 保健医療及び福祉に関する諸制度</u></p>

改正後	現行
<p><u>要領の3の(1)のイの(イ)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。</u></p>	<p><u>(e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術</u></p> <p><u>(f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</u></p> <p><u>(g) その他必要な事項</u></p> <p><u>b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。</u></p> <p><u>c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</u></p> <p><u>なお、一体的に管理運営を行う事業所であってア(7)cに定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。</u></p> <p><u>(ウ) (1)の(二)関係</u></p> <p><u>24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能であること。</u></p> <p><u>(エ) (1)の(三)関係</u></p> <p><u>相談支援従事者現任研修(以下「現任研修」という。)を修了した相談支援専門員の同行による研修については、当該相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規</u></p>

改正後	現行
	<p><u>に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行う必要がある。</u></p> <p><u>(オ) (1)の四関係</u> <u>機能強化型サービス利用支援費算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。</u></p> <p><u>(カ) (1)の六関係</u> <u>一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、指定基準第19条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。</u> <u>なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。</u></p> <p><u>(キ) (1)の七関係</u> <u>当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、3名(現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>(ウ) (1)の(ハ)関係</u></p> <p><u>当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ1名以上配置していること。</u></p> <p><u>(ケ) (1)の(九)関係</u></p> <p><u>取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれぞれ40件未満であること。</u></p> <p><u>また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値(以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。)を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値(以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除して得た数とする。</u></p> <p><u>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。</u></p>

改正後	現行
<p>(三) <u>機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)について</u></p> <p>ア <u>人員配置要件</u></p> <p><u>常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。</u></p> <p><u>ただし、2名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務し</u></p>	<p><u>(コ) (2)関係</u></p> <p><u>アの(ア)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、厚生労働大臣が定める基準第1号イの(2)の(一)及び(三)については、アの(イ)～(オ)及び(ケ)の規定を準用すること。</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号イの(2)の(二)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、3名(現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p>イ <u>機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)について</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号ロの(1)の(二)については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、2名(現任研修を修了した相談支援専門員1名を</u></p>

改正後	現 行
<p><u>ても差し支えないものとする。</u> <u>なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)のアの(ア)のbを参照すること。</u></p> <p>イ <u>24時間の連絡体制</u> <u>(二)のイの規定を準用する。</u></p> <p>ウ <u>協議会への参画</u> <u>(二)のウの規定を準用する。</u></p> <p>エ <u>基幹相談支援センターによる取組への参画</u> <u>(二)のエの規定を準用する。</u></p> <p><u>(四) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)について</u></p> <p>ア <u>人員配置要件</u> <u>常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。</u></p>	<p><u>む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、厚生労働大臣が定める基準第1号ロの(1)の(一)については、アの(イ)～(ホ)まで、(ウ)及び(ケ)の規定を準用すること。</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号ロの(2)の(三)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、2名(現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p>ウ <u>機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)について</u> <u>厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(1)の(二)については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員</u></p>

改正後	現行
<p><u>ただし、現任研修修了者1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)のアの(ア)のbを参照すること。</u></p> <p><u>イ 協議会への参画</u> <u>(二)のウの規定を準用する。</u></p> <p><u>ウ 基幹相談支援センターによる取組への参画</u> <u>(二)のエの規定を準用する。</u></p>	<p><u>を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(1)の(一)については、アの(イ)、(エ)～(カ)まで及び(ケ)の規定を準用すること。</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(2)の(三)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務</u></p>

改正後	現行
<p><u>(五) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)について</u></p> <p><u>ア 人員配置要件</u></p> <p><u>専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤の現任研修修了者であること。本区分については、(一)のアの(ア)のbに規定する業務を除き、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務することはできないことに留意すること。</u></p> <p><u>(六) その他</u></p> <p><u>ア 離島等における特例</u></p> <p><u>(ア) 趣旨</u></p> <p><u>特別地域（計画相談支援報酬告示1の注12に規定する特別地域をいう。以下同じ。）に所在する指定特定相談支援事業所については、広域で相談支援体制を整備する必要がある場合があることを踏まえ、当該必要性について各事業所が所在する市町村が認めた場合の特例を規定するものである。なお、この場合において、都道府県協議会において、当該事業所の適正な運営が図られるように検討するとともに、都道府県が地域生活支援事業の都道府県相談支援体制整備事業の実施等により、当該地域の相談支援体制の整備等に関する助言等を行うことが望ましいため、都道府県及び市町村と必要な連携を図りつつ、事業の運営に努めること。</u></p> <p><u>(イ) 一体的に管理運営する事業所の範囲</u></p>	<p><u>を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>エ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)について</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号ニの(2)については、専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が現任研修を修了した常勤の相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号ニの(1)については、アの(イ)、(エ)、(オ)及び(カ)の規定を準用すること。</u></p> <p><u>なお、機能強化型継続サービス利用支援費の取扱いについても同様である。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>一体的に管理運営する事業所で機能強化型サービス利用支援費を算定する場合、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、(一)のイの(イ)のbに規定しているところであるが、特例の対象となる指定特定相談支援事業所については、当該範囲を同一都道府県内とする。</u></p> <p><u>(ウ) 現任研修修了者の配置要件</u></p> <p><u>人員配置要件として、(二)のア、(三)のア、(四)のア及び(五)のアに規定しているとおり、現任研修修了者を1名以上配置することが必要であるが、特例の対象となる指定特定相談支援事業所については、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に配置される現任研修修了者により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りることとしている。</u></p> <p><u>具体的には、現任研修修了者が定期的に当該指定特定相談支援事業所を訪問し、専門的な助言、スーパーバイズ、事例検討等が行われる体制が確保されていることとし、これらの指導及び助言については、主任相談支援専門員により行われることが望ましいものである。</u></p> <p><u>イ 経過措置</u></p> <p><u>(ア) 拠点関係機関との連携</u></p> <p><u>令和8年度末までの間、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合、(一)のイの(イ)のbの(b)に規定する要件については、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、地域生活支援拠点等の役割の一部である緊急事態等への</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものである。</u></p> <p><u>なお、当該協力にあたっては、市町村及び基幹相談支援センター（基幹相談支援センターが未設置の場合はその他の地域の中核的な役割を担う相談支援事業所でも可とする）と日頃から利用者の緊急事態に備えた対応や入所施設・病院棟からの地域移行に関する事項について連携を図ること。</u></p> <p><u>(1) 基幹相談支援センターによる取組への参画</u></p> <p><u>令和8年度末までの間、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合、(二)のエ、(三)のエ及び四のウに規定する要件については、基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることに代えて、基幹相談支援センターに準ずる地域の相談支援の中核を担う機関が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。</u></p> <p><u>なお、地域の相談支援の中核を担う機関とは、具体的には、主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）を算定する指定特定相談支援事業所等を想定している。また、地域の相談支援体制の強化の取組については、(二)のエの規定を参照すること。</u></p> <p><u>(3) サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の適用について</u></p> <p><u>① 取扱件数の取扱いについて</u></p> <p><u>取扱件数（(2)の③の(一)のアの(カ)に規定するところにより算定したものとする。以下同様。）が40件以上の場合は、40件以上に相当</u></p>	<p><u>(2) 取扱件数の取扱いについて</u></p> <p><u>(1)により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。)が、算定月におけるサービス利用支援費(Ⅱ)又</u></p>

改正後	現行
<p>する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。)が、算定月におけるサービス利用支援費(Ⅱ)又は継続サービス利用支援費(Ⅱ)を適用する件数となる。</p> <p>② サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて</p> <p>サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び継続サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、③において算定した件数分について、サービス利用支援費(Ⅱ)又は継続サービス利用支援費(Ⅱ)を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費(Ⅰ)又は継続サービス利用支援費(Ⅰ)を割り当てること。</p> <p>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</p> <p>(4) 継続サービス利用支援費の算定月の取扱いについて</p> <p>継続サービス利用支援費については、<u>モニタリング</u>期間ごとに指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できること。<u>なお、機能強化型サービス利用支援費についても同様である(以下(5)から(7)において同じ。)</u>。</p>	<p>は継続サービス利用支援費(Ⅱ)を適用する件数となる。</p> <p>③ サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて</p> <p>サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び継続サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、②において算定した件数分について、サービス利用支援費(Ⅱ)又は継続サービス利用支援費(Ⅱ)を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費(Ⅰ)又は継続サービス利用支援費(Ⅰ)を割り当てること。</p> <p>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</p> <p>(4) 継続サービス利用支援費の算定月の取扱いについて</p> <p>継続サービス利用支援費については、<u>法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間を踏まえ、市町村が障害者の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する</u>期間ごとに指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できるこ</p>

改正後	現 行
<p>(5) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱いについて</p> <p>指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行う場合には、児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の報酬が算定されるため、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>(6) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合について</p> <p>計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「<u>障害福祉サービス等</u>」という。）の支給決定等の有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。</p> <p>なお、障害福祉サービス等<u>の</u>支給決定等に当たって指定サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとする。</p> <p>(7) 居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱いについて</p> <p>計画相談支援報酬告示1の注6から8までの居宅介護支援費重複減</p>	<p>と。</p> <p>(5) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱いについて</p> <p>指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行う場合には、児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の報酬が算定されるため、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>(6) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合について</p> <p>計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。</p> <p>なお、障害福祉サービス<u>又は地域相談支援</u>の支給決定等に当たって指定サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとする。</p> <p>(7) 居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱いについて</p> <p>計画相談支援報酬告示1の注6から8までの居宅介護支援費重複減</p>

改正後	現 行
<p>算及び介護予防支援費重複減算については、1人の相談支援専門員が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算するものであること。</p> <p>2 特別地域加算の取扱いについて 計画相談支援報酬告示1の<u>注12</u>の特別地域加算については、第二の2の(1)の<u>⑮</u>の規定を準用する。</p> <p><u>3 地域生活支援拠点等機能強化加算の算定について</u> <u>計画相談支援報酬告示1の注13の地域生活支援拠点等機能強化加算については、第二の3の(7)の③の規定を準用する。</u></p> <p><u>4 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 計画相談支援報酬告示2の利用者負担上限額管理加算については、第二の2の(1)の<u>⑱</u>の規定を準用する。</p> <p><u>5 初回加算の取扱いについて</u> 初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。</p> <p>(1) 新規にサービス等利用計画を作成する場合 <u>なお、指定計画相談支援を利用せずに障害福祉サービス等を利用している計画相談支援対象障害者等についてサービス等利用計画を作成する場合についても含まれる。</u></p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において障害福祉サービス<u>等</u>を利用していない場合</p> <p>(3) 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3か月を超える場合であって、3か月が経</p>	<p>算及び介護予防支援費重複減算については、1人の相談支援専門員が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算するものであること。</p> <p>2 特別地域加算の取扱いについて 計画相談支援報酬告示1の<u>注9</u>の特別地域加算については、第二の2の(1)の<u>⑯</u>の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 計画相談支援報酬告示2の利用者負担上限額管理加算については、第二の2の(1)の<u>⑲</u>の規定を準用する。</p> <p><u>4 初回加算の取扱いについて</u> 初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。</p> <p>(1) 新規にサービス等利用計画を作成する場合</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において障害福祉サービス<u>及び地域相談支援</u>を利用していない場合</p> <p>(3) 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3か月を超える場合であって、3か月が経</p>

改正後	現 行
<p>過する日以後に月2回以上、利用者等に面接した場合</p> <p><u>なお、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めること。</u></p> <p>上記(3)の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位(所定単位数に当該面接を行った月の数(3を限度とする。))を乗じて得た単位数)を加算するものである。</p> <p>ただし、初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。</p> <p>6 主任相談支援専門員配置加算について</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。<u>なお、主任相談支援専門員の兼務の取扱いについては、機能強化型サービス利用支援費と同趣旨であるため、(一)のアの(ア)のbを参照すること。</u></p> <p>(2) 算定にあたっての留意事項</p> <p>当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、<u>次に掲げる区分に応じ、算定する。</u></p> <p>① 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)</p>	<p>過する日以後に月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合</p> <p>なお、上記(3)の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位(所定単位数に当該面接を行った月の数(3を限度とする。))を乗じて得た単位数)を加算するものである。</p> <p>ただし、初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。</p> <p>5 主任相談支援専門員配置加算について</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。</p> <p>(2) 算定にあたっての留意事項</p> <p>当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、<u>当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談</u></p>

改正後	現 行
<p><u>(一) 事業所の要件</u> <u>基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所に限る。</u></p> <p><u>(二) 主任相談支援専門員が行うべき事項</u> <u>主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該指定特定相談支援事業所の従業者に加え、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための指導及び助言を実施した場合に算定できるものである。</u> <u>なお、ここでいう「指導及び助言を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。</u> <u>ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催</u> <u>イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施</u> <u>ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言</u> <u>エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援</u></p>	<p><u>支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。</u> <u>なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。</u> <u>ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催</u> <u>イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施</u> <u>ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言</u> <u>エ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加</u></p>

改正後	現 行
<p><u>方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。</u></p> <p>② <u>主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。</u></p> <p><u>なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、①の□のアからウまでに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていない。</u></p> <p><u>基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員の協力（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。）</u></p> <p>(3) 手続</p> <p>この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p>	<p>(3) 手続</p> <p>この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p>

改正後	現 行
<p>7 入院時情報連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>計画相談支援報酬告示の5の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の<u>基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等</u>をいう。</p> <p><u>なお、医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時情報提供書を作成し、当該利用者の同意の上、医療機関に提供することを基本とする。</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、次に掲げる区分に応じ、利用者1人につき1月に1回を限度として算定する。</p> <p>① 入院時情報連携加算(Ⅰ)</p> <p>医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>② 入院時情報連携加算(Ⅱ)</p> <p>①以外方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>(3) 手続</p> <p>情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について記録(基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。)を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>	<p>6 入院時情報連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>計画相談支援報酬告示の5の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の<u>心身の状況(例えば障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況</u>をいう。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、次に掲げる区分に応じ、利用者1人につき1月に1回を限度として算定する。</p> <p>① 入院時情報連携加算(Ⅰ)</p> <p>医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>② 入院時情報連携加算(Ⅱ)</p> <p>①以外方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>(3) 手続</p> <p>情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について記録(基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。)を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。<u>なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が</u></p>

改正後	現 行
<p><u>なお、当該利用者が重度訪問介護を利用して入院する場合は、当該利用者を支援する重度訪問介護事業所と連携の上当該入院に係る医療機関との連携を行うものとする。その際、入院時情報提供書は、当該重度訪問介護事業所と共同で作成すること等も考えられるが、他の事業所が代表して作成した入院時情報提供書を提供することのみをもって入院時情報連携加算(Ⅱ)を算定することはできない。</u></p> <p>8 退院・退所加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていった利用者が退院、退所し、障害福祉サービス等を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できない。</p> <p>なお、利用者に関する必要な情報とは、第四の7の(1)の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に</p>	<p><u>考えられる。</u></p> <p>7 退院・退所加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていった利用者が退院、退所し、<u>障害福祉サービス又は地域相談支援(以下、第四において「障害福祉サービス等」という。)</u>を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できない。</p> <p>なお、利用者に関する必要な情報とは、第四の6の(1)の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に</p>

改正後	現 行
<p>係るサービス利用支援費の算定に併せて<u>当該入院、入所の開始から退院、退所までの間において</u>3回分を限度に加算を算定できるものであること。</p> <p>(3) 手続</p> <p>退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>9 居宅介護支援事業所等連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所（以下「<u>指定居宅介護支援事業所等</u>」という。）、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等（以下「<u>雇用先事業所等</u>」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、<u>以下に掲げるいずれかの業務を行った場合に</u>所定単位数を加算するものである。</p> <p>① <u>指定居宅介護支援事業所等への情報提供</u></p> <p><u>指定居宅介護支援事業所等に対して利用者に関する必要な情報を提供し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合</u></p> <p>② <u>利用者等への訪問による面接（指定居宅介護支援等の利用関係）</u></p>	<p>係るサービス利用支援費の算定に併せて3回分を限度に加算を算定できるものであること。</p> <p>(3) 手続</p> <p>退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>8 居宅介護支援事業所等連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等（以下「<u>関係機関</u>」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、<u>情報提供を行い支援内容の検討等に協力する場合、居宅等への月2回以上の訪問による面接を行った場合、関係機関が開催する会議への参加を行った場合のいずれかの場合において、</u>所定単位数を加算する。</p> <p><u>計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(1)及び(4)の「必要な情報の提供」は文書(この目的のために作成した文書に限る)によるものをいう。</u></p> <p><u>計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中</u></p>

改正後	現 行
<p><u>利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、月2回以上、利用者等に面接する場合</u></p> <p>③ <u>指定居宅介護支援事業所等が開催する会議への開催</u> <u>利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合</u></p> <p>④ <u>雇用先事業所等への情報提供</u> <u>雇用先事業所等に対して利用者に関する必要な情報を提供し、雇用先事業所等における利用者の支援内容の検討に協力する場合</u></p> <p>⑤ <u>利用者等への訪問による面接（利用者等の雇用関係）</u> <u>利用者が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月2回以上、利用者等に面接する場合</u></p> <p>⑥ <u>雇用先事業所等が開催する会議への開催</u> <u>利用者が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、雇用先事業所等が開催する会議に参加する場合</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>① <u>指定居宅介護支援事業所等、雇用先事業所等への情報提供</u> <u>計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(1)及び(4)の「必要な情報の提供」は文書(この目的のために作成した文書に限る)によるものをいう。</u> <u>また、同注中(1)の「作成等に協力する場合」、同注中(4)の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや、</u></p>	<p><u>(1)の「作成等に協力する場合」、同(4)の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所(以下「指定居宅介護支援事業所等」という。)の介護支援専門員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいう。</u></p> <p><u>計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(2)及び(5)の「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院をいう。</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、<u>(1)記載の場合</u>、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき<u>計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(1)から(6)までのそれぞれに定める単位数(それぞれ2回を限度とする)を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。</u></p> <p>例えば、計画相談支援対象障害者等が<u>指定居宅介護支援又は指定介護予防支援(以下「指定居宅介護支援等」という。)</u>の利用を開始する</p>

改正後	現 行
<p><u>当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいう。</u></p> <p>② <u>利用者等への訪問による面接（指定居宅介護支援等の利用、利用者等の雇用関係）</u></p> <p><u>同注中(2)及び(5)の「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めること。なお、「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院をいう。</u></p> <p>③ <u>指定居宅介護支援事業所等、雇用先事業所等が開催する会議への参加</u></p> <p><u>会議への参加については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。</u></p> <p>④ <u>加算の算定方法</u></p> <p>当該加算は、<u>(1)の①から⑥までに該当する場合</u>、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき同注中(1)から(6)までのそれぞれに定める単位数(それぞれ2回を限度とする)を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。</p>	<p>にあたり、1月に<u>居宅等を2回以上訪問し、面接を行い</u>かつ、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位数を算定できる。</p> <p>ただし、複数の<u>関係機関</u>が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。</p> <p>また、当該加算は、利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始する場合、通常の事業所等新たに雇用された場合に算定できるものである。</p> <p>ただし、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算、<u>退院・退所加算</u>を算定している月は、当該加算は算定できない。</p>

改正後	現 行
<p>例えば、計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するにあたり、1月に2回以上利用者等に面接し、かつ、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。</p> <p>ただし、複数の指定居宅介護支援事業所等又は雇用先事業所等が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。</p> <p>また、当該加算は、利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始する場合、通常の事業所等新たに雇用された場合に算定できるものである。</p> <p>ただし、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算又は退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない（同注中(1)及び(4)については、指定サービス利用支援費又は指定継続サービス利用支援費を算定している月でも算定可能である）。</p> <p>(3) 手続</p> <p>① 計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(1)及び(4)を算定する場合は第四の7の(3)の規定を準用する。</p> <p>② 同注中(2)及び(5)を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>③ 同注中(3)及び(6)を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作</p>	<p>(3) 手続</p> <p>① 計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(1)及び(4)を算定する場合は第四の6の(3)の規定を準用する。</p> <p>② 計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(2)及び(5)を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>③ 計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(3)及び(6)を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した</p>

改正後	現 行
<p>成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>10</u> 医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p><u>当該加算は、利用者が利用する病院等、訪問看護事業所、企業、児童相談所、</u>保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的とするものであるから、<u>当該加算の算定場面</u>に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。</p> <p><u>当該加算の算定が可能な場合は次のとおりである。</u></p> <p>① <u>福祉サービス等提供機関の職員との面談等</u></p> <p><u>福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等事業者を除く。以下10において同じ。）の職員との面談又は会議により、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合</u></p> <p>② <u>利用者への通院同行</u></p> <p><u>利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合</u></p> <p>③ <u>福祉サービス等提供機関への情報提供</u></p> <p><u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>① <u>連携の対象機関</u></p>	<p>内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>9</u> 医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p><u>次の要件をいずれも満たすものでなければならないこと。</u></p> <p><u>ア</u> 利用者が利用する病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的に<u>実施する</u>ものであるから、<u>面談を実施すること</u>に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。</p> <p><u>イ</u> <u>連携先と面談するに当たっては、当該利用者やその家族等も出席するよう努めること。</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、</p>

改正後	現行
<p><u>指定計画相談支援の実施にあたっては、計画相談支援基準上、障害福祉サービス等事業者と連携することが求められているところ、障害福祉サービス等事業者以外の福祉サービス等提供機関との連携も望ましいとしている。当該加算は、医療・保育・教育機関をはじめとする各福祉サービス等提供機関との連携をさらに促進することを目的とするものであることから、連携の対象機関については、障害福祉サービス等事業者以外の福祉サービス等提供機関と規定しているものである。具体的には、病院等、訪問看護事業所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等が対象となる。</u></p> <p><u>② 福祉サービス等提供機関の職員との面談等</u></p> <p><u>福祉サービス等提供機関の職員との会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。また、様々な専門的見地からの意見等を踏まえてサービス等利用計画を作成するため、サービス担当者会議には障害福祉サービス等の担当者のみならず必要な本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するように努めることとしていることから、当該加算の算定にあたっては、サービス担当者会議において福祉サービス等提供機関の職員から必要な情報の提供を受ける場合も含むものとした上で、当該職員との面談と同様の評価としている。そのため、サービス担当者会議の開催に当たっては、必要な本人の生活に関係する者や支援関係者を加えることが望ましい。</u></p> <p><u>なお、</u>当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。</p>	<p>かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。</p>

改正後	現行
<p>③ <u>利用者への通院同行</u></p> <p><u>当該加算は、単に利用者の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及びサービス等利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものである。そのため、例えば、利用者の状態に変化があった場合又は利用者の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及びサービス等利用計画に変更があった場合等に算定することを想定している。</u></p> <p><u>なお、情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。</u></p> <p>④ <u>福祉サービス等提供機関への情報提供</u></p> <p><u>次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定するものとしている。</u></p> <p>(一) <u>病院等、訪問看護事業所</u></p> <p>(二) <u>(一)以外の福祉サービス等提供機関</u></p> <p><u>なお、(一)に掲げる機関への情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。</u></p> <p><u>また、病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできないが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能である。</u></p>	

改正後	現行
<p>⑤ <u>加算の算定方法</u> <u>当該加算は、(1)の①から③までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。</u> <u>例えば、福祉サービス等提供機関の職員と面談し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。</u></p> <p>(3) 手続 第四の 8 の(3)の規定を準用する。</p> <p>11 集中支援加算について</p> <p>(1) 趣旨 当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外<u>において、以下に掲げるいずれかの業務を行った場合に所定単位数を加算するものである。なお、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング期間を改めて検証する必要があることに留意すること。</u></p> <p>① <u>利用者等への訪問による面接</u> <u>利用者等又は市町村等の求めに応じ、月2回以上、利用者等に面接する場合</u></p> <p>② <u>サービス担当者会議の開催</u> <u>サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の変更等について検討を行う場合</u></p> <p>③ <u>関係機関が開催する会議への参加</u> <u>福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、関係機関相互</u></p>	<p>(3) 手続 第四の 7 の(3)の規定を準用する。</p> <p>10 集中支援加算について</p> <p>(1) 趣旨 当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外<u>の業務について、月2回以上の居宅等への訪問による面接を行った場合、サービス担当者会議を開催した場合、関係機関が開催する会議へ参加した場合</u>に所定単位数を加算する。 <u>ただし、当該加算は、緊急的、臨時的な取扱いであり、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることに留意すること。</u></p>

改正後	現行
<p><u>の連絡調整を行った場合</u></p> <p>④ <u>利用者への通院同行</u> <u>利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合</u></p> <p>⑤ <u>福祉サービス等提供機関への情報提供</u> <u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合</u></p> <p>(2) 算定にあたっての留意事項</p> <p>① <u>連携の対象機関</u> <u>(1)のとおり、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、連携の対象機関については、サービス等利用計画に位置付けられている又は位置付けられることが見込まれる福祉サービス等提供機関であり、具体的には、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院等、訪問看護事業所、企業、地方自治体等をいう。</u></p> <p>② <u>利用者等への訪問による面接</u> 計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)の「計画相談支援対象障害者等又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。 <u>「面接」については、第四の9の(2)の②の規定を準用する。</u></p> <p>③ <u>サービス担当者会議の開催</u> サービス担当者会議の開催に当たっては、<u>計画相談支援基準に規定されているとおり、利用者や家族も出席し、利用するサービスに</u></p>	<p>(2) 算定にあたっての留意事項</p> <p>計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)の「計画相談支援対象障害者等又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。</p> <p><u>計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(2)の「サービス担当者会議」における会議</u>の開催に当たっては、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。</p> <p><u>計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(3)の「福祉サービス等を提供する機関等」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院、企業、地方自治体等をいう。</u></p>

改正後	現 行
<p>対する意向等を確認しなければならない。</p> <p>④ <u>関係機関が開催する会議への参加</u></p> <p>福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。</p> <p>また、入院時情報連携加算 <u>(I) 又は退院・退所加算</u>を算定している場合においても当該加算は算定できない。</p> <p>⑤ <u>利用者への通院同行</u></p> <p><u>第四の10の(2)の③の規定を準用する。</u></p> <p>⑥ <u>福祉サービス等提供機関への情報提供</u></p> <p><u>第四の10の(2)の④の規定を準用する。</u></p> <p>⑦ <u>加算の算定方法</u></p> <p><u>当該加算は、(1)の①から⑤までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。</u></p> <p><u>例えば、1月に2回以上利用者等に面接し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。</u></p> <p><u>なお、②から⑥のいずれの場合も、指定サービス利用支援費又は指定継続サービス利用支援費を算定している場合は、当該加算は算定できない。</u></p> <p>(3) 手続</p> <p>① 計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)を算定する場合は、<u>第四の9</u>の(3)の②の規定を準用する。</p>	<p><u>なお</u>、福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。</p> <p>また、<u>指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算</u>を算定している場合においても当該加算は算定できない。</p> <p>(3) 手続</p> <p>① 計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)を算定する場合は、<u>第四の8</u>の(3)の②の規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p>② <u>同注中(2)</u>を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>③ <u>同注中(3)</u>を算定する場合は、第四の <u>9</u> の(3)の③の規定を準用する。</p>	<p>② <u>計画相談支援報酬告示9の集中支援加算</u>の注中(2)を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>③ <u>計画相談支援報酬告示 9 の集中支援加算</u>の注中(3)を算定する場合は、第四の <u>8</u> の(3)の③の規定を準用する。</p>
<p><u>12</u> サービス担当者会議実施加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものである。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p><u>サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、計画相談支援基準第15条第2項第12号に規定するとおりとする。</u></p> <p>サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。</p> <p><u>また、計画相談支援報酬告示8の医療・保育・教育機関等連携加算</u></p>	<p><u>11</u> サービス担当者会議実施加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものである。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。</p>

改正後	現 行
<p><u>の注中(1)を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できない。</u></p> <p>(3) 手続 第四の <u>11</u> の(3)の②の規定を準用する。</p> <p><u>13</u> サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨 継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。</p> <p>なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録するものとする。</p> <p>① 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況 ② サービス提供時の<u>利用者</u>の状況 ③ その他必要な事項</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項 1 人の相談支援専門員が 1 月に請求できる当該加算の件数は 39 件 (<u>相談支援員の場合は 19 件</u>) を限度とし、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。</p> <p><u>障害福祉サービス等の提供場所等が特別地域に所在する場合であって、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合は、訪</u></p>	<p>(3) 手続 第四の <u>10</u> の(3)の②の規定を準用する。</p> <p><u>12</u> サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨 継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。</p> <p>なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録するものとする。</p> <p><u>ア</u> 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況 <u>イ</u> サービス提供時の<u>計画相談支援対象障害者等</u>の状況 <u>ウ</u> その他必要な事項</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項 1 人の相談支援専門員が 1 月に請求できる当該加算の件数は 39 件を限度とし、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。</p>

改正後	現 行
<p><u>間に代えてテレビ電話装置等を活用してサービス提供場面を確認することも可能である。</u></p> <p><u>なお、一定の距離については、障害福祉サービス等の提供場所等への訪問に片道概ね1時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。</u></p> <p>(3) 手続</p> <p>(1)における記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>14</u> 行動障害支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</p> <p>なお、強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p><u>(2) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>① 共通事項</u></p> <p><u>当該加算は行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価す</u></p>	<p>(3) 手続</p> <p>(1)における記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>13</u> 行動障害支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</p> <p>なお、強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>るものであることから、強度行動障害を有する利用者のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合に加算することができるものである。</u></p> <p>② <u>行動障害支援体制加算（I）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。</u></p> <p>(一) <u>対象となる障害者</u></p> <p><u>当該区分は、支援対象者に障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である者（以下「強度行動障害者」という。）がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、利用者が強度行動障害児者に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたって、受給者証の記載（障害支援区分、利用サービス、加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。</u></p> <p>(二) <u>対象者への支援</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、強度行動障害児者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、強度行動障害児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。</u></p>	

改正後	現行
<p><u>なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度行動障害児（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号）第6号のイの(3)に規定する表（児基準）の合計点数が20点以上である児童）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。</u></p> <p><u>③ 行動障害支援体制加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。</u></p> <p><u>(3) 手続</u></p> <p><u>当該加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</u></p> <p><u>15 要医療児者支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等(以下「医療的ケア児等」という。)に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</p>	<p>(2) 手続</p> <p><u>この</u>加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p> <p><u>14 要医療児者支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等(以下「医療的ケア児等」という。)に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</p>

改正後	現 行
<p>ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 2-10 に定める医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p><u>(2) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>① 共通事項</u></p> <p><u>第四の14の(2)の①と同趣旨であり、適宜「医療的ケア児等」と読み替えること。</u></p> <p><u>② 要医療児者支援体制加算（I）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して(ロ)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。</u></p> <p><u>(一) 対象となる障害者</u></p> <p><u>当該区分は、支援対象者にスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者（以下「対象医療的ケア児者」という。）がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、利用者が対象医療的ケア児等に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。</u></p>	<p>ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、<u>地域生活支援事業通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記2-10に定める</u>医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>(二) 対象者への支援</u> <u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、対象医療的ケア児者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、対象医療的ケア児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。</u> <u>なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象医療的ケア児者（18歳未満の者に限る。）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。</u></p> <p><u>③ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ）</u> <u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。</u></p> <p><u>(3) 手続</u> 第四の <u>14</u> の(2)の規定を準用する。</p> <p><u>16 精神障害者支援体制加算の取扱いについて</u> (1) 趣旨 当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、</p>	<p><u>(2) 手続</u> 第四の <u>13</u> の(2)の規定を準用する。</p> <p><u>15 精神障害者支援体制加算の取扱いについて</u> (1) 趣旨 当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配</p>

改正後	現 行
<p>精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。</p> <p>ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-17 に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙 2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 <u>2-18</u> に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p><u>(2) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>① 共通事項</u></p> <p><u>第四の 14 の(2)の①と同趣旨であり、適宜「精神障害者等」と読み替えること。</u></p> <p><u>② 精神障害者支援体制加算 (I)</u></p> <p><u>(一) 対象となる障害者</u></p> <p><u>当該区分は、支援対象者に法第 4 条第 1 項に規定する精神障害者 (以下「精神障害者」という。) がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、当該確認にあたって、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療 (精神通院医療) の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認す</u></p>	<p>置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。</p> <p>ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-17 に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙 2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 <u>2-21</u> に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>ることも考えられる。</u></p> <p><u>(二) 対象者への支援</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、精神障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、精神障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。</u></p> <p><u>なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。</u></p> <p><u>(三) 病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制</u></p> <p><u>当該区分は、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であって、利用者が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることを要件としている。</u></p> <p><u>保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることとは、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神障害者に対する支援に関して検討を行って</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>いることとする。</u></p> <p><u>また、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、利用者が通院又は利用するとは、利用者が前1年以内に通院又は利用していることとする。</u></p> <p><u>③ 精神障害者支援体制加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。</u></p> <p><u>③ 手続</u></p> <p>第四の <u>14</u> の(2)の規定を準用する。</p> <p><u>17 高次脳機能障害支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p><u>当該加算の対象となる事業所は、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等(以下「高次脳機能障害者」という。)に対して適切な計画相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、高次脳機能障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</u></p> <p><u>地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」に基</u></p>	<p><u>(2) 手続</u></p> <p>第四の <u>13</u> の(2)の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。</u></p> <p><u>なお、高次脳機能障害者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</u></p> <p><u>(2) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>① 共通事項</u></p> <p><u>第四の14の(2)の①と同趣旨であり、適宜「高次脳機能障害者」と読み替えること。</u></p> <p><u>② 高次脳機能障害支援体制加算（I）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して(ロ)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。</u></p> <p><u>(一) 対象となる障害者</u></p> <p><u>当該区分は、支援対象者に高次脳機能障害者がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、利用者が高次脳機能障害者に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたっては、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。</u></p> <p><u>ア 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書</u></p> <p><u>イ 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書</u></p> <p><u>ウ その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したもので</u></p>	

改正後	現行
<p><u>あること。)</u></p> <p>(二) <u>対象者への支援</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、高次脳機能障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、高次脳機能障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。</u></p> <p><u>なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象高次脳機能障害者（18歳未満の者に限る。）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。</u></p> <p>③ <u>高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。</u></p> <p>(3) <u>手続</u></p> <p><u>第四の14の(2)の規定を準用する。</u></p> <p>18 <u>ピアサポート体制加算</u></p> <p>計画相談支援報酬告示15のピアサポート体制加算については、第二の3の(7)の④の規定を準用する。この場合において「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と、「サービス管理責任者又は地域生活支援員として」とあるのは、「相談支援専門員、<u>相談支援員</u>その他指定計画相談支援に」と、「指定計画相談支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援</p>	<p>16 <u>ピアサポート体制加算</u></p> <p>計画相談支援報酬告示15のピアサポート体制加算については、第二の3の(7)の④の規定を準用する。この場合において「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と、「サービス管理責任者又は地域生活支援員として」とあるのは、「相談支援専門員<u>又は</u>その他指定計画相談支援に」と、「指定計画相談支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援助事業所」</p>

改正後	現行
<p>助事業所」と、「都道府県が」とあるのは、「市町村が」と、「都道府県へ」とあるのは、「市町村へ」と読み替えるものとする。</p> <p>19 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(以下「要支援者」という。)又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(以下「連絡・調整」という。)を行った場合に利用者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。</p> <p>また、当該加算は、他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合においては、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものであること。</p>	<p>と、「<u>都道府県が</u>」とあるのは、「<u>市町村が</u>」と、「都道府県へ」とあるのは、「市町村へ」と読み替えるものとする。</p> <p>17 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(以下「要支援者」という。)又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(以下「連絡・調整」という。)を行った場合に利用者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。</p> <p>また、当該加算は、他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合においては、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものであること。</p>

改正後	現 行
<p>なお、<u>指定自立生活援助事業所又は</u>指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、<u>当該指定自立生活援助事業所又は</u>当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る<u>自立生活援助における緊急時支援加算又は</u>地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする。</p> <p>(3) 手続</p> <p>当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>20 地域体制強化共同支援加算</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、<u>指定特定相談支援事業所が把握した利用者の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、</u>地域の様々なニーズに対応<u>できる</u>サービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築<u>に向けた検討を推進する</u>ことを目的とするものである<u>ことから、そのこと</u>を十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、支援が困難な<u>利用者</u>に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員<u>又は相談支援員</u>と福祉サービスを提供する事業者の職員等(以下「支援関係者」という。)が、会議により情報共</p>	<p>なお、指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする。</p> <p>(3) 手続</p> <p>当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>18 地域体制強化共同支援加算</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、<u>地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、</u>地域の様々なニーズに対応<u>出来る</u>サービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を<u>行う</u>ことを目的とするものであり、<u>この加算の対象となる事業所については地域生活支援拠点等であること</u>を十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、支援が困難な<u>計画相談支援対象障害者等</u>に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等(以下「支援関係者」という。)が、会議により情</p>

改正後	現 行
<p>有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、<u>協議会</u>に報告を行った場合に加算するものである。</p> <p><u>当該加算の対象となる事業所については、以下のいずれかとする。</u> <u>なお、第四の1の(2)の③の(イ)の(イ)のbの(b)の規定を準用する。</u></p> <p>① <u>運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。</u></p> <p>② <u>拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。</u></p> <p><u>また、当該加算で協議会へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要性がある課題があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意すること。</u></p> <p>なお、当該加算は、支援が困難な<u>利用者</u>に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。</p> <p>なお、協議会等への報告の内容<u>等詳細</u>については、「<u>(自立支援)協議会の設置・運営ガイドライン</u>」(令和6年3月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室)」を</p>	<p>報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、<u>協議会等</u>に報告を行った場合に加算するものである。</p> <p>なお、当該加算は、支援が困難な<u>計画相談支援対象障害者等</u>に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。</p> <p>なお、協議会等への報告の内容については、<u>別途定めるものとする。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>参照すること。</u></p> <p>(3) 手続 当該加算の対象となる会議を行った場合<u>及び利用者に対する説明及び指導等の必要な支援を行った場合は、その内容を記録するものとする。</u>なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>21 遠隔地訪問加算</u></p> <p>(1) 趣旨 <u>当該加算は、特別地域に所在し、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅その他機関を訪問して所定の支援等を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じることを踏まえて算定を可能とするものである。</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>① 対象となる加算 <u>当該加算は、以下に掲げる加算と合わせて算定するものである。</u></p> <p>(一) 初回加算 <u>第四の5の(3)の要件を満たす場合に限る。</u></p> <p>(二) 入院時情報連携加算 <u>第四の7の(2)の①の要件を満たす場合に限る。</u></p> <p>(三) 退院・退所加算</p> <p>(四) 居宅介護支援事業所等連携加算 <u>第四の9の(1)の②又は⑤の要件を満たす場合に限る。</u></p> <p>(五) 医療・保育・教育機関等連携加算 <u>第四の10の(1)の①又は②の要件を満たす場合に限る。</u></p>	<p>(3) 手続 当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>⑥ 集中支援加算</u> <u>第四の11の(1)の①又は④の要件を満たす場合に限る。</u></p> <p><u>② 対象区域</u> <u>当該加算の算定対象となる訪問先については、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅その他機関であるが、一定の距離については、利用者の居宅その他機関への訪問に概ね片道1時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。</u></p> <p><u>③ 加算の算定方法</u> <u>当該加算の算定に当たっては、300単位に①の(-)から⑥までの算定回数の合計を乗じて得た単位数を算定するものとする。</u> <u>ただし、初回加算については、第四の5の(3)に規定する場合に該当する月数(3を限度とする。)を算定回数とする。例えば、当該月数が2の場合、当該加算は300単位に2を乗じて600単位を算定するものとする。</u></p>	